

|                         |                                                                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【表紙】                    |                                                                                                    |
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書                                                                                            |
| 【提出先】                   | 関東財務局長                                                                                             |
| 【提出日】                   | 2023年3月31日                                                                                         |
| 【会社名】                   | スリーエム カンパニー<br>(3M Company)                                                                        |
| 【代表者の役職氏名】              | アソシエイト・ゼネラル・カウンセル兼秘書役<br>マイケル・M・ダイ<br>(Michael M. Dai, Associate General Counsel and<br>Secretary) |
| 【本店の所在の場所】              | アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエム<br>センター<br>(3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)           |
| 【代理人の氏名又は名称】            | 弁護士 松 添 聖 史                                                                                        |
| 【代理人の住所又は所在地】           | 東京都港区六本木一丁目9番10号<br>アークヒルズ仙石山森タワー28階<br>ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）                                  |
| 【電話番号】                  | (03)6271-9900                                                                                      |
| 【事務連絡者氏名】               | 弁護士 谷田部 耕 介<br>弁護士 野 村 卓 也                                                                         |
| 【連絡場所】                  | 東京都港区六本木一丁目9番10号<br>アークヒルズ仙石山森タワー28階<br>ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）                                  |
| 【電話番号】                  | (03)6271-9900                                                                                      |
| 【届出の対象とした募集有価証券の<br>種類】 | スリーエム カンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米<br>ドル）の取得にかかる新株予約権証券                                                |
| 【届出の対象とした募集金額】          | 0.00米ドル(0円)（注1）<br>1,036,085米ドル（137,364,149円）（注2）                                                  |
| 【安定操作に関する事項】            | 該当事項なし                                                                                             |
| 【縦覧に供する場所】              | なし                                                                                                 |

- (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。
- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
1. 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはスリーエム カンパニーを指す。
  2. 本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル＝132.58円（2023年2月7日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値）の換算率により計算されている。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| 発行数     | 8,863個                                             |
| 発行価額の総額 | 0米ドル(0円)                                           |
| 発行価格    | 0米ドル(0円)                                           |
| 申込手数料   | 該当事項なし。                                            |
| 申込単位    | 1個                                                 |
| 申込期間    | 2023年4月8日（注）                                       |
| 申込証拠金   | 該当事項なし。                                            |
| 申込取扱場所  | スリーエム カンパニー<br>アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター |
| 割当日     | 2023年4月8日                                          |
| 払込期日    | 該当事項なし。                                            |
| 払込取扱場所  | 該当事項なし。                                            |

(注) 本募集においては、当社から参加者に対して一方的に付与通知がなされる為、新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」を除いて、「本新株予約権」という。）の付与を受けた参加者（下記に定義。）による申込に関する特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間とは、参加者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

- (1) 当社は、2016年2月2日の取締役会で3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「2016年プラン」という。）の導入を採択し、かかるプランは2016年5月10日開催の年次株主総会において承認され、これにより当社及びその子会社又は関連会社の一定の従業員に対して新株予約権を付与することとなった。2016年プランの修正改定は、2021年2月1日及び2日開催の取締役会決議により適法に採択され、2021年5月11日に当社の定時株主総会において株主による承認を受けた。本募集は、かかる2016年プランに基づいて、当社の日本国所在の子会社（但し、完全子会社ではない。スリーエム ジャパン株式会社、スリーエム・ジャパン・プロダクツ株式会社を含む。）の適格従業員10名に対して無償で付与される新株予約権に関するものである。
- (2) 2016年プランは、当社に対し重要な貢献を成し、また貢献することが期待される者に対し株式を保有する機会を提供することにより、かかる個人を当社に惹きつけ、定着させ、その意欲を促すことを目的としている。2016年プランは2008年ロングターム・インセンティブ・プランを承継するものである。
- (3) 2016年プランは、運営者により運営される。運営者は、2016年プランの条件及び制約に従い、報奨を受領する業務提供者を決定し、報奨を付与し、報奨の諸条件を設定する権限を有する。運営者はまた、2016年プランに基づき全ての措置を講じ、一切の判断を行い、2016年プラン及び報奨契約を解釈し、適切と思われる運営上の規則、方針及び手続きを採用、修正、撤回する権限を有する。

## (2) 【新株予約権の内容等】

|                                     |                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | スリーエム カンパニー<br>記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）（注1）（注2）                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 新株予約権1個につき1株、全体で8,863株（注2）                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 新株予約権1個につき116.90米ドル（15,499円）（注2）（注3）                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 1,036,085米ドル（137,364,149円）（注4）                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格：1株当たりにつき116.90米ドル（15,499円）（注2）（注3）<br>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額：別途取締役会がその他の規則で定める金額                                                                                               |
| 新株予約権の行使期間                          | 自2024年2月7日至2033年2月6日                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 申込取扱場所に同じ。                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件                         | 本新株予約権の行使は、参加者が当社における勤務を継続している場合、又は退職者に対する特定の利益を受ける資格を有する場合とする。その他、2016年プランの第5.1、第9.4及び第10.18、並びにその他同プランに定める条件に従うこと。<br>本新株予約権証券は、2024年2月7日、2025年2月7日及び2026年2月7日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2033年2月6日まで行使可能となる。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 2016年プランの第8.2及び第9.6を参照のこと。                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 譲渡不可。<br>その他2016年プランの第9.1を参照のこと。                                                                                                                                                                                     |
| 代用払込みに関する事項                         | 該当事項なし。                                                                                                                                                                                                              |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | 2016年プランの第8.2(c)を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。                                                                                                                                                                          |

（注1） 本新株予約権の行使に際して必要となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が充てられることが予定されている。

（注2） 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

（注3） 2023年2月7日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

（注4） すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

**(摘要)**

- (1) 新株予約権の行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%を下回らないものとし、運営者がこれを設定する。本募集において付与される新株予約権の行使価格は、付与日である2023年2月7日の当社普通株式の終値に基づく。本募集において付与される新株予約権は、上記の時点で行使可能となるものとする。ただし、新株予約権の行使期間は10年を超えないものとする。
- (2) 新株予約権行使の効力の発生：新株予約権は、新株予約権を行使する権限を有する者が、当社が承認する（電子的又は電話による）様式及び方法による行使通知に署名又は認証した上でそれを当社に送ること、また、適宜、(i)2016年プラン第5.5に明記された方法により行使されるオプションの対象となる株式数に対する行使価格及び(ii)2016年プラン第9.5に明記されている該当する税の全額を適宜支払った上で、行使することができる。
- (3) 新株予約権の行使後第1回目の配当：新株予約権の行使により取得した普通株式の配当は、第1回目の配当より、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。
- (4) 株券の交付方法：2016年プランのその他の規定にもかかわらず、当社による別段の定めのない限り、あるいは、適用法の規定のない限り、当社は報奨に関連して発行される株式を証する株券を参加者に引き渡すことを求められることはなく、かかる株式を当社の登記簿（又は該当する場合、名義書換代理人若しくは株式プランの運営者）の登記簿に登録することができる。

**(3) 【新株予約権証券の引受け】**

該当事項なし。

**2 【新規発行による手取金の使途】****(1) 【新規発行による手取金の額】**

| 払込金額の総額                            | 発行諸費用の概算額    | 差引手取概算額                        |
|------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 1,036,085米ドル(注1)<br>(137,364,149円) | 0米ドル<br>(0円) | 1,036,085米ドル<br>(137,364,149円) |

(注1) すべての新株予約権が行使された場合の最大見込額である。

**(2) 【手取金の使途】**

上記の差引手取概算額1,036,085米ドル（137,364,149円）は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定される。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」において「本新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

#### (1) 有価証券の種類

新株予約権証券

#### (2) 新株予約権の内容等

##### (イ) 発行数

1,671,162個（発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社（日本を除く）に所属する適格従業員686名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

##### (ロ) 発行価格

0米ドル（0円）

##### (ハ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

#### (ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### 1 株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

##### 2 株式の内容

当社の普通株式の所有者は、株主としての一切の権利を有し、すべての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として1株につき1議決権を有するものとする。

##### 3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数： 1,671,162株

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

#### (ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり116.90米ドル（15,499円）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

195,358,838米ドル（25,900,674,742円）

（注）2023年2月7日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

自2024年2月7日至2033年2月6日

(ト) 新株予約権の行使の条件

2016年プランの第5.1、第9.4及び第10.18を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

本新株予約権証券は、本2024年2月7日、2025年2月7日及び2026年2月7日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2033年2月6日まで行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可

その他2016年プランの第9.1を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社子会社（本邦以外）の本プランに参加する適格従業員686名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、ドミニカ共和国、ドイツ、インド、アイルランド、イタリア、大韓民国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金： 195,358,838米ドル（25,900,674,742円）（注）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（195,358,838米ドル（25,900,674,742円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期： 上記の差引手取概算額195,358,838米ドル（25,900,674,742円）は、希薄化防止の為に自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込される。

(7) 新規発行年月日

2023年2月7日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他】

#### 1【法律意見】

アメリカ合衆国ミネソタ州の弁護士である当社のアソシエイト・ゼネラル・カウンセルであるマイケル・M・ダイ氏により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 本有価証券届出書に記載されている新株予約権証券の募集は、正当かつ有効に授權されており、同氏の知る限り、アメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に違反しない。



## 2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる2021年5月11日修正改定「3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン」の訳文を掲げる。

（日本語訳）

3M カンパニー 2016年ロングターム・インセンティブ・プラン  
2021年5月11日修正改定

本プランは、当社に対し重要な貢献を成し、また貢献することが期待される者に対し株式を保有する機会を提供することにより、かかる個人を当社に惹きつけ、定着させ、その意欲を促すことを目的としている。本プランは、2016年2月2日に取締役会により、及び2016年5月10日に株主により当初採択された3Mカンパニー 2016年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「当初プラン」という。）の修正改定を構成するものである。本修正改定プランは、修正発効日付で効力を有するものとする。

第1条  
定義

本プランにおいて、以下の用語及び表現は、文脈上明示される場合を除き、下記に記載の意味を有する。

- 1.1 「運営者」とは、取締役会、又は本プランに基づく取締役会の権限又は権能が委員会に委譲される範囲において当該委員会を意味する。本プラン第3.2に従い1名以上の役員に委譲された本プランに基づく取締役会又は委員会の権限又は権能に関して、「運営者」とは、かかる委譲が取消されない限りかかる役員を意味する。
- 1.2 「適用法」とは、(a)内国歳入法、証券法、証券取引所法及びこれらに基づく規則又は規定、(b)会社、証券、租税その他に関する法律、制定法、規則、要件又は規制（米国の、又は米国外の連邦、州又は地域のものであるかを問わない。）、及び(c)株式が上場され、相場がたち、又は取引されている証券取引所又は気配自動通報システムの規則を意味する。
- 1.3 「報奨」とは、本プランに基づき参加者に付与されるオプション、株式評価益受益権、制限株式報奨、制限株式ユニット報奨、パフォーマンス・ボーナス報奨、パフォーマンス株式報奨、又はその他の株式又は現金ベース報奨を意味する。
- 1.4 「報奨契約」とは、報奨を証する書面による契約を意味し、かかる契約は電子的方法によることができ、運営者が決定する本プランの条項と一致しかつそれらに従った条項を含むものとする。
- 1.5 「取締役会」とは、当社の取締役会を意味する。
- 1.6 「支配権の変更」とは、米国財務省第1節409A-3(i)(5)又は第409A条に基づき発せられたその他の規則又は指針に定義された「支配権の変更事由」の発生を意味する。運営者は、支配権の変更が上記の定義に従い発生したかどうか、また、その発生日及び関連する付随事項を最終的に判断するにあたり、単独の裁量により行使される完全かつ最終的な権限を有する。ただし、支配権の変更が米国財務省第1節409A-3(i)(5)に定義された「支配権の変更事由」かどうかの判断に関連した権限の行使は、かかる規則に合致したものでなければならない。また、疑義を避けるために付言すると、ある取引が、(i)当社の設立法域を変更すること、又は(ii)取引の直前において当社の証券を保有していた者が実質的に同等の保有比率をもって所有することになる持株会社を設立することを唯一の目的として行われる場合は、かかる取引は支配権の変更を構成しない。

- 1.7 「内国歳入法」とは、改正1986年米国内国歳入法並びにそれに基づき発せられた全ての規則、指針、順守プログラム及びその他の解釈指針を意味する。
- 1.8 「委員会」とは、適用法が許容する範囲内において、1名以上の当社取締役又は執行役員が所属する取締役会の1つ以上の委員会又はその付属委員会を意味する。規則16b-3の規定に従うために必要な範囲において、委員会の各構成員は、規則16b-3の規定に従って報奨に関して委員会が行為を行うときには、規則16b-3の意味における「非従業員取締役」となるとされている。しかしながら、委員会の構成員が規則16b-3の意味における「非従業員取締役」としての資格を有さない場合でも、本プランに基づき別途有効に付与された委員会による報奨は無効とはならない。
- 1.9 「普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。
- 1.10 「当社」とは、デラウェア州法人であるスリーエム カンパニー及びその承継会社を意味する。
- 1.11 「指定受益者」とは、参加者が死亡した場合に未払額を受領して参加者の権利を行使するために、当社が許容及び決定した方法により参加者が指定した受益者を意味する。参加者による有効な指定がない場合は、「指定受益者」とは、参加者の遺産相続人又は法定相続人を意味する。
- 1.12 「取締役」とは、取締役会の構成員を意味する。
- 1.13 「障害」とは、内国歳入法第22条(e)(3)に基づく永久全身障害を意味する。
- 1.14 「配当同等物」とは、特定数の株式に対する配当支払額と同等の価値（現金又は株式による。）を受取るために参加者に付与された権利を意味する。かかる配当同等物は、運営者が決定する計算式及び日時により、かつ運営者が決定する制限に従い、現金若しくは追加の株式又は現金及び株式の組合せに転換される。
- 1.15 「従業員」とは、当社又はその子会社の従業員を意味する。
- 1.16 「エクイティの再構成」とは、株式（若しくはその他の当社の証券）の数若しくは種類又は普通株式（若しくはその他の当社の証券）の株価に影響を及ぼし、未払いの報奨の原資となる普通株式の1株当たりの価値の変更をもたらす株式配当、株式分割（株式併合を含む。）、スピノフ又は資本再構成などの当社とその株主の間における非互恵的取引を意味する。
- 1.17 「証券取引法」とは、改正1934年米国証券取引所法並びにそれに基づき発せられた全ての規則、指針及びその他の解釈根拠を意味する。
- 1.18 「公正市場価額」とは、ある日の、以下のとおり決定された株式の価額のことをいう：（i）普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されている場合、株式の価額は、ウォール・ストリート・ジャーナル又は当社が信頼できると認めた他の情報源において公表が行われた日（又はかかる日に売りが行われなかった場合は売りが行われたかかると認めた他の情報源において公表が行われた日の直前の日）におけるかかる証券取引所において相場がたてられた株式の最終売値、（ii）普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されていないが、国内市場又はその他の相場システムにおいて相場が立てられている場合、株式の価額は、ウォール・ストリート・ジャーナル又は運営者が信頼できると認めた他の情報源において公表が行われた日（又はかかる日に売りが行われなかった場合は売りが行われたかかると認めた他の情報源において公表が行われた日の直前の日）における株式の最終売値、（iii）普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されていない、又は国内市場若しくはその他の相場システムにおいて相場がたてられていない場合、株式の価額は、運営者によりその単独の裁量で設定される。
- 1.19 「全額（フルバリュー型）報奨」とは、(a)オプション、(b)株式評価益受益権又は(c)参加者が付与日現在において現存する本質的価値に対して支払を行う（直接又は当社若しくは子会社からの支払を受ける権利を放棄することによるかを問わない。）その他の報奨を除く、株式で支払われる報奨を意味する。

- 1.20 「10%超株主」とは、（それぞれ内国歳入法第424条(e)及び(f)に従い判断される）当社又は当社の親会社若しくは子会社の全ての種類の株式の議決権を合わせたものの10%超を所有する（内国歳入法第424条(d)の意味における。）個人を意味する。
- 1.21 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条に定義される「インセンティブ・ストック・オプション」として適格な要件を満たすオプションを意味する。
- 1.22 「不正行為」とは、適用ある報奨契約において定められた意味を有し、かかる契約に定められていない場合は、(A)参加者が実質的に自身の義務の履行を故意に怠ること（参加者の障害から生じる不履行を除く。）、(B)取締役又は参加者の直属の監督者の適法かつ合理的な指示の遂行又は順守を参加者が故意に怠ること、(C)参加者の有罪判決をもたらすことが合理的に予想される（若しくはすでに果たした）参加者による作為若しくは不作為、不抗争の答弁、又は重大な犯罪、起訴犯罪若しくは不道德行為に関する犯罪に対する未判決での保護観察の決定、(D)当社又は子会社若しくは関連会社又はそれらの役員、取締役、従業員、顧客、サプライヤー、保険業者若しくは代理人に対する詐欺行為、横領、不正流用、不正行為又は受託者義務違反を参加者が犯すこと、(E)参加者による当社又は子会社との書面による契約の重要な条項に対する重大な違反、又は(F)当社又は子会社の事業又は業務に著しい悪影響を及ぼす参加者によるその他の故意の不正行為を意味する。委員会は、上記の定義に従い、参加者による不正行為の有無、かかる不正行為の発生日及びそれらの付随事項について最終的に決定する権限を有する。ただし、当社の最高経営責任者は、その時点において又はそれ以前において当社に関して証券取引法第16条の対象となっていない参加者についてかかる全ての決定を下すために、当社の2名以上の役員による委員会（少なくともそのうち1名は当社の最高経営責任者又は人事担当の上級副社長とする。）を設置することができる。上記の定義は、いかなる形においても、その他の行為又は不作為について当社又は子会社に従事する参加者又はその他の者を解雇若しくは解任する当社又は子会社の権限を妨げる又は制限するものではないが、かかるその他の行為又は不作為は、本プランにおいて不正行為をなすものとはみなされない。
- 1.23 「非適格ストック・オプション」とは、インセンティブ・ストック・オプションではないオプションを意味する。
- 1.24 「オプション」とは、第5条に基づき付与される、既定の期間に1株当たりについて既定の価格で規定の数の株式を購入する権利を意味する。オプションは、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションのいずれも指す。
- 1.25 「その他の株式又は現金ベース報奨」とは、現金報奨、株式報奨及び株式若しくはその他の財産を参照することにより、又は別の方法でそれらに基づくことにより、全部若しくは一部の価値が定まるその他の報奨を意味する。
- 1.26 「総株式制限」とは、（i）53,635,024株、及び（ii）第5条に従い修正発効日以後に本プランに基づく発行のために利用可能となった先行プランによる報奨の対象となっている株式数の合計を意味する。
- 1.27 「参加者」とは、報奨を付与された役務提供者を意味する。
- 1.28 「パフォーマンス連動報酬」とは、廃止前に内国歳入法第162条(m)(4)(C)に記載の「パフォーマンス連動報酬(performance-based compensation)」として引き続き適格とされる、2018年11月2日より前に本プランに基づき付与された報酬を意味する。
- 1.29 「パフォーマンス・ボーナス報奨」とは、第7.3に規定される意味を有する。
- 1.30 「パフォーマンス基準」とは、特定のパフォーマンス期間における報奨について1つ以上の業績目標を設定するために運営者がその単独の裁量で選択することができる基準（及び調整）を意味する。

(a) 報奨についての業績目標を設定するために使用することができるパフォーマンス基準は、以下の1つ以上のものを含むがこれらに限定されない。（i）(A)利息、(B)税、(C)減価償却、(D)償却及び(E)非現金の株式ベース報酬費用のうち1つ以上を控除前若しくは控除後の）純収益又は損失、(ii)グロス若しくはネットの売上高若しくは収益又は売上高若しくは収益の伸び率、(iii)グロス若しくはネットの本業の売上高又は本業の売上

高伸び率、(iv)純利益（税引前若しくは税引後）又は調整後の純利益、(v)総売上高又は総収益に占める1つ以上の製品（若しくは製品カテゴリー）の売上高の割合、(vi)利益（粗利益、純利益、利益成長率、営業純利益若しくは経済的利益を含むがこれらに限定されない。）、利益率又は営業利益率、(vii)（税引前若しくは税引後又は会社運営諸経費及び賞与の分配前若しくは分配後の）営業利益、(viii)キャッシュ・フロー（営業キャッシュ・フロー、フリー・キャッシュ・フロー、フリー・キャッシュ・フロー・コンバージョン又は資本に対するキャッシュ・フロー比率を含む。）、(ix)総資産利益率、(x)資本利益率又は投下資本利益率、(xi)資本コスト、(xii)株主資本利益率、(xiii)株主総利益率、(xiv)売上利益率、(xv)費用、費用削減及び費用削減策、(xvi)経費、(xvii)運転資本、(xviii)1株当たり利益若しくは損失（以下「EPS」という。）又はEPSの伸び率、(xix)調整後の1株当たり利益又は損失、(xx)1株当たり株価又は1株当たり配当（又はかかる株価若しくは配当の上昇・増加率又は維持率）、(xxi)規制の達成度又は順守度、(xxii)調査、開発、規制、商業上若しくは戦略上のマイルストーン又は進行度についての目標に対する遂行度、完成度又は達成度、(xxiii)市場シェア、(xxiv)経済的価値又は経済的価値付加モデル、(xxv)部門、グループ又は企業財務目標、(xxvi)顧客の満足度／伸び、(xxvii)顧客サービス、(xxviii)従業員満足度、(xxix)人員の採用及び維持、(xxx)人材管理、(xxxi)訴訟及びその他の法的事項の監督、(xxxii)戦略的パートナーシップ及び取引、(xxxiii)財務比率（流動性、活動、収益性又はレバレッジを測定するものを含む。）、(xxxiv)債務水準又は債務削減、(xxxv)売上関連目標、(xxxvi)金融及びその他の資本調達取引、(xxxvii)手元現金、(xxxviii)買収活動、(xxxix)投資調達活動、及び(xl)マーケティング戦略。これらのいずれも絶対ベース又はいかなる増加若しくは減少との比較において測定することができる。かかる業績目標はまた、当社の業績又は子会社の業績、当社若しくは子会社の部門、事業セグメント若しくは事業ユニットの観点から掲げることができ、或いは1つ以上の他社のものと比較した業績の観点から又は他の会社の業績と比較した業績指標との対照により掲げることができる。財務上の測定基準となる業績目標は、国際会計基準審議会により設定された会計原則（以下「IASB原則」という。）に従って、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「GAAP」という。）に従い決定することができ、GAAP又はIASB原則に基づき包含可能又は除外可能な項目を包含又は除外するため調整することができる。

(b) 委員会は、その単独の裁量により、委員会が除外するのが適切と決定した事由又は出来事の影響を除外することができる。これは、調整が(i)再構築、非継続事業、特別項目、及びその他の非正常、非反復的若しくは非経常的な費用、事象又は項目、(ii)資産売却又は評価減、(iii)訴訟又は申立てに対する判決又は和解、(iv)買収又は事業分割、(v)当社の企業構造又は資本構成の再編又は変更、(vi)当社、子会社、部門、事業セグメント若しくは事業ユニットの業務に直接関連しない、又は経営陣の合理的支配の及ばない事象、(vii)外国為替差益及び差損、(viii)当社の事業年度の変更、(ix)銀行借入若しくは債務証券の借換え又は買戻し、(x)予算外の資本支出、(xi)持分証券の発行又は買戻し及び発行済株式数のその他の変更、(xii)一部又は全ての転換証券の普通株式への転換、(xiii)事業中断事由、(xiv)価格設定の変更、(xv)外国為替の変動、(xvi)米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った税又は会計についての変更の累積的影響、(xvii)臨時の租税取引、又は(xviii)報告された業績に影響を与えるその他の法律又は規制ルールの変更による影響のいずれかに基づく場合があるがこれらに限られない。

- 1.31 「パフォーマンス期間」とは、参加者の報奨を受ける権利及び報奨の支払を決定する目的で設定された1つ以上の期間を意味するが、かかる期間の長さは委員会の選択により変更される場合があり、また期間が重なる場合もある。
- 1.32 「パフォーマンス株式」とは、本プラン第7.1に基づき、また第7.2を条件に参加者に付与される株式を受け取る権利であり、その支払いは、運営者が設定した特定の業績目標又はその他パフォーマンス目標値が達成されることが条件となる。
- 1.33 「プラン」とは本修正改定「3Mカンパニー2016年ロングターム・インセンティブ・プラン」を意味する。
- 1.34 「先行プラン」とは、「3M 2008年ロングターム・インセンティブ・プラン」を言う。
- 1.35 「先行プランに基づく奨」とは、本プラン修正発効日現在、先行プランに基づき未行使となっている報奨を意味する。

- 1.36 「修正発効日」とは、第10.3に規定された意味を有する。
- 1.37 「制限株式」とは、本第6条に基づき参加者に付与される株式を意味し、一定の権利確定条件及びその他の制限が適用される。
- 1.38 「制限株式ユニット」とは、該当する精算日において、1株又は精算日現在の1株の等価と運営者が判断する現金その他の対価を受け取る、未拋出、無保証の権利を意味する。かかる権利は、特定の権利確定条件その他の制限が適用される。
- 1.39 「退職」とは、適用される報奨契約におけるかかる用語に充てられた意味を持ち、また、かかる契約に定義のない場合は、入社後10年以上経過後の55歳に到達した日以降の雇用の終了を意味する。
- 1.40 「規則16b-3」とは取引所法に基づく規則16b-3を意味する。
- 1.41 「第409A」とは、内国歳入法の第409A項を意味する。
- 1.42 「証券法」とは、1933年（改正）米国証券法及び全ての関連法令、指針その他解釈指針を意味する。
- 1.43 「業務提供者」とは従業員又は取締役を意味する。
- 1.44 「株式」とは普通株式を意味する。
- 1.45 「株式評価益受益権」とは、本第5条に基づき付与される権利であり、公正市場価額が当該報奨契約に規定された行使価格を上回る場合の差額を、特定株式数について、権利の行使日に受け取る権利を意味する。
- 1.46 「子会社」とは、国内又は国外を問わず、当社を起点とする一連の事業体のうち、かかる連鎖の最後の事業体を除く各事業体が、連鎖における他の事業体の1つについて、その証券又は持分の全種類の合計議決権数の50%以上を意味する証券又は持分を、算定時において実質的に保有している場合を意味し、あるいは、運営者が定める相当数の株式持分を当社が保有するその他の事業体を意味する。
- 1.47 「代替報奨」とは、当社若しくは子会社又は当社若しくは子会社の結合会社を買収した会社又はその他の事業体により以前に付与された報奨又は将来の報奨とするための権利又は義務について、これらを引受け、又は代替、交換するために当社が付与する報奨又は当社が発行する株式を意味する。
- 1.48 「雇用の終了」とは、以下の場合をいう。
- (a) 従業員については、参加者と当社若しくは子会社の間の従業員と雇用者の関係が何らかの理由で終了した時を意味し、辞職、解雇、死亡、障害又は退職による場合を含むが、これらに制限されず、また、当該参加者が当社又は子会社での雇用にかかる時点と同時に開始し、あるいは雇用が継続される場合を除く。
  - (b) 非従業員取締役については、非従業員取締役である参加者が何らかの理由で取締役ではなくなった時を意味し、辞職、選任されなかった場合、死亡又は退職による場合を含むが、これらに制限されず、また、当該参加者が当社又は子会社での雇用にかかる時点と同時に開始する場合を除く。

当社は、雇用の終了が発生したか、雇用の終了が不正行為に起因するものであるか、また、特定の休暇が雇用の終了とみなされるかに関する一切の質問を含め、それらに限定されず、その単独の裁量において、雇用の終了に関連する一切の事項及び質問について判断を下すものとする。本プランにおいて、参加者にとっての従業員と雇用主の関係は、参加者を雇用し又は参加者と契約している子会社が、合併、株式売却その他の企業取引や事象（スピンオフを含むがそれに限定されない。）により子会社ではなくなった場合、参加者が当該事業体のためにその後も業務遂行を継続する場合であっても、終了したとみなされる。

## 第2条 適格性

業務提供者は、本プランの制限事項に従うことを条件に、本プランに基づき報奨を付与される資格を有する。いかなる業務提供者も、本プランに基づき報奨を付与される権利を有するものではない。

## 第3条 運営及び委譲

3.1 運営 本プランは運営者により運営される。運営者は、本プランの条件及び制約に従い、報奨を受領する業務提供者を決定し、報奨を付与し、報奨の諸条件を設定する権限を有する。運営者はまた、本プランに基づき全ての措置を講じ、一切の判断を行い、本プラン及び報奨契約を解釈し、適切と思われる運営上の規則、方針及び手続きを採用、修正、撤回する権限を有する。運営者は、本プラン又は報奨の不備や曖昧な点を修正し、不足分を補い、矛盾点を調整し、その他、本プラン及び報奨の運営に必要又は適切とみなされる一切の決定を行うものとする。本プランに基づき運営者が行う決定はその単独の裁量によるものであり、最終的で、本プラン又は報奨に対し利益を有し又は申立てる者に対し拘束力を持つものとする。

3.2 委員会の任命 適用法において認められる限り、当社取締役会又は委員会は、本プランに基づく一切の権限を、当社若しくはその子会社の1つ以上の委員会又は1人以上の役員に委譲することができる。本項における委譲には、かかる委譲がなされる時点で取締役会若しくは委員会が設定する制約若しくは制限、又は当社の関係規約に特段に含まれている制約若しくは制限が課されるものとし、また、取締役会又は、該当する場合、委員会は、なんどきであれ、委ねられた権限を撤回し、新たな受任者を任命することができる。本第3.2に基づき任命された受任者は、いかなる時も、取締役会又は、該当する場合、委員会の求めに応じその職務を務めるものとし、取締役会又は委員会は権限を委ねられた委員会をなんどきでも廃止し、以前に委譲した権限を再取得することができるものとする。

## 第4条 報奨の対象となる株式

4.1 株式の数 本プラン第8条における修正及び本第4条の諸条件に従い、報奨は、株式上限数まで本プランに基づき付与されることができる。当社は、当初プランの発効日付で先行プランに基づく報奨の付与を中止した。ただし、先行プランに基づく報奨は、当該プランの条項に引き続き服するものとする。本プランに基づき発行され交付される株式は、未発行の授權株式、公開市場で購入された株式又は金庫株によるものとする。前述の規定にも関わらず、本プランに基づき発行できる株式の総数は、全額報奨の精算において交付された株式1株につき2.5株が減じられるものとし、またオプション又は株式評価益受益権の対象となる株式の場合1株の付与につき1株が減じられるものとする。

4.2 株式の再利用 報奨又は先行プランに基づく報奨の全部若しくは一部が、完全に行使されないまま又は失権することなく、失効、消滅、終了となった場合、あるいは、現金と交換、放棄、再購入、解約された場合、また、いずれの場合も、当社が結果として報奨又は先行プランに基づく報奨の原資となる株式を、参加者が当該株式について支払った価格（株式再構成による調整済み。）より低い価格で購入する結果となった場合、あるいは、当社が報奨又は先行プランに基づく報奨の原資となる株式を発行しない結果となった場合、当該報奨又は先行プランに基づく報奨の原資である未使用の株式は、該当する場合、本プランに基づき付与される報奨について再度使用することができるものとする。さらに、全額報奨に関して適用される源泉徴収税債務を全うするために、参加者が当社に引き渡す（実際の交付によるか証書によるかを問わない。）又は当社が保留する株式（全額報奨の税債務の発生により当社が保持している株式を含む。）は、本プランに基づき付与される報奨について再度使用することができるものとする。上記にかかわらず、修正発効日後、以下の株式は、本プランに基づく報奨付与のために使用が開始又は再開されないものとする。（a）オプション若しくはオプションである先行プランに基づく報奨の適用ある行使価格を支払うために、及び/又はオプション若しくは株式評価益受益権、又はオプション若しくは株式評価益受益権である先行プランに基づく報奨（行使される及び/若しくは税債務を発生させる、オプション若しくは株式評価益受益権又はオプション若しくは株式評価益受益権である先行プランに基づく報奨

から当社が保持する株式を含む）に関して適用される源泉徴収義務を全うするために、参加者により当社に交付される（実際の交付によるか証書によるかを問わない。）又は当社が保留する株式、（b）適宜、株式評価益受益権の清算又は行使に関連して発行されない株式評価益受益権の対象となる株式、（c）オプションの行使による現金手取金で公開市場で購入される株式。報奨又は先行プランによる報奨の未行使分に関連して現金で支払われる配当金同等物は、全体株式上限数に含めない。本項の規定に基づき、再度本プランにより付与される報奨の原資として再び使用できることになる株式は、（i）本プラン又は先行プランに基づき付与されるオプション又は株式評価益受益権の原資となる株式1株について1株として、また（ii）本プランに基づき付与される全額報奨又は先行プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益受益権以外の報奨の原資となる株式1株については2.5株として追加されるものとする。

4.3 インセンティブ・ストック・オプションに関する制限 本項に矛盾する規定のある場合であっても、インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行される普通株式は44,000,000株(株式再構成の場合は調整される。)を超えないものとする。

4.4 代替報奨 ある事業体が当社又は子会社と合併又は統合した場合、あるいは、当社又は子会社がある事業体の財産又は株式を取得した場合、運営者は、かかる合併又は統合の前に、かかる事業体又はその子会社が付与したオプション又はその他の株式報奨若しくは株式型報奨の替わりとなる報奨を付与することができる。代替報奨は、本プランにおける報奨に対する制限に関わらず、運営者が適切とみなす諸条件により付与されることができる。代替報奨は全体株式上限数の算定には含まれず、（また、代替報奨の原資となる株式は、前述の本プランに基づく報奨に使用される株式数に追加されることもないが）、代替インセンティブ・ストック・オプションの行使により取得される株式は、本プランに基づくインセンティブ・ストック・オプションの行使により発行できる株式の最大数における算定の対象となる。また、当社又は子会社により取得される会社、あるいは当社又は子会社が結合する会社が、株主により承認されたが、かかる買収又は結合予定を考慮して採択されなかった先行プランに基づく利用可能な株式を有する場合、かかる先行プランの諸条件に基づく報奨の原資となる株式（かかる取引を反映して適切に調整がなされる。）は、本プランに基づき付与される報奨に対して利用することができ、本プランに基づく付与に関し授權されている株式数を減じることはないものとし、また、（疑義を避けるために、代替報奨を除く。）、かかる報奨の原資となる株式は、前述第4.2に規定されているとおり、本プランに基づく報奨に対し再度利用が可能となる。ただし、かかる利用可能な株式（又は前述の第4.2に従い、本プランに基づき発行が再度可能となる株式）が原資となる報奨は、先行プランの諸条件に従い、買収又は結合がない場合に付与が可能であったであろう日を超えて付与されることはできないものとし、かかる買収又は結合以前に当社又はその子会社の従業員又は取締役ではなかった個人に対してのみ付与されるものとする。

4.5 非従業員取締役の報酬 本プラン又は非従業員取締役の報酬に関する社内方針に矛盾する規定のある場合であっても、運営者は、本プランの制約に従い、時々において、被従業員取締役の報酬を設定することができる。運営者は、かかる全ての非従業員取締役の報酬について、その諸条件及び額にき、単独の裁量により、また、その経営上の判断に基づき、ときどきにおいて適切とみなす要因、状況及び判断材料を考慮に入れ、決定することができる。ただし、非従業員取締役としての業務に対する報酬として一暦年中に非従業員取締役に付与される一切の現金報酬、その他報酬及び価値（米国財務会計基準審議会（FASB）のASCトピック718又はその承継規定に基づき、付与日付で決定される。）の合計額は600,000ドルを上回ってはいないものとする。

## 第5条

### ストック・オプション及び株式評価益受益権

5.1 総則 運営者は、運営者が定めるプランに矛盾しない諸条件に基づき、ストック・オプション又は株式評価益受益権を業務提供者に対し付与することができる。運営者は、オプション及び株式評価益受益権の対象となる株式の数、各オプション及び株式評価益受益権の行使価格、並びにオプション及び株式評価益受益権の行使に適用される諸条件及び制限について決定することができる。株式評価益受益権を付与された参加者（若しくは株式評価益受益権の行使を授權されたその他の者）は、プランの制限又は運営者の課す制限に従うことを条件とし、株式評価益受益権の行使可能部分の行使時に、株式評価益受益権の1株当たり行使価格に対する行使日における1株の公正市場価額の超過額と株式評価益受益権数の行使の対象となる株式数を乗じて算出した額を、現金、行使日における公正市場価額による株式、あるいは運営者の決定又は報奨契約の規定に基づき定めるこれら2つの組合せにより、当社から受領する権利を有する。

5.2 行使価格 運営者は、各オプション及び株式評価益受益権の行使価格を設定し、報奨契約において行使価格を明記するものとする。行使価格はオプション又は株式評価益受益権の付与日における公正市場価額の100%を下回らないものとする。

5.3 オプションの期間 各オプション又は株式評価益受益権は報奨契約に明記されている日時に行使可能となるものとする。ただし、オプション又は株式評価益受益権の期間は10年を超えないものとする。

#### 5.4 行使

- (a) 行使手順 — オプション及び株式評価益受益権は、オプション又は株式評価益受益権を行使する権限を有する者が、当社が承認する（電子的又は電話による）様式及び方法による行使通知に署名又は認証した上でそれを当社に送ることで、また、適宜、(i)第5.5に明記された方法により行使されるオプションの対象となる株式数に対する行使価格及び(ii)第9.5に明記されている該当する税の全額を適宜支払った上で、行使することができる。
- (b) 限定的自動行使 — 第5.4(a)に矛盾する規定のある場合であっても、権利が確定し行使可能となったオプション又は株式評価益受益権のうち、行使期間(又は、該当する場合、期間満了後の特別行使期間)の満了直前に未行使のオプション又は株式評価益受益権については、報奨契約に別段の定めのある場合を除き、(i)参加者が、オプション又は株式評価益受益権を受け取っており、(ii)株式の公正市場価額が、1株当たり行使価格を上回る場合であって、(iii)(A)かかるオプション又は株式評価益受益権が行使期間の最終日に未行使である場合、又は(B)参加者の死亡により、当該オプション又は株式評価益受益権が行使期間の最終日より前に終了する場合、かかる時点で参加者により行使されたものとみなされる。疑義を避けるため、行使期間後の特別行使期間の満了時に終了するオプション又は株式評価益受益権は、前文の(iii)における行使期間最終日に未行使であるものとはみなされない。本5.4(b)に基づきオプション又は株式評価益受益権が行使される場合、当社は、行使されたとみなされるオプション又は株式評価益受益権の対象となる株式から、総購入価格及び源泉徴収税の支払に充当する株式を控除した数の株式を参加者に交付するものとする。当社が別段に定める場合を除き、オプション又は株式評価益受益権は、端株については行使できないものとする。

5.5 行使時の支払 運営者は、以下をはじめ、それらに制限されず、オプションの行使価格の支払方法（又は方法の組合せ）を決定するものとする。

- (a) 現金、小切手又は即時支払可能資金の振込による支払；ただし、これらの方法による支払は、以下のいずれかの方法が認められた場合、使用が制限される可能性がある。
- (b) 行使時に株式が公開市場で取引をされており、当社による別段の定めのない場合で、(A)参加者がオプションの行使により発行可能となる当該株式について当社が認めるブローカーに成行売り注文を出し、また、当該行使価格の支払に十分な資金を速やかに当社に対し提供しようブローカーが指示されたとする通知（当社が認める場合、電話を含む。）が届いた場合、又は、(B)現金、小切手又は即時支払可能資金の振込により、当該行使価格の支払に十分な額を速やかに当社に届けることを当社が認めるブローカーに求めた取消し不能で無条件の指示書を、参加者が当社に届ける場合。ただし、かかる額は、当社が求める時期に当社に支払われるものとする。
- (c) 運営者が認める場合、引渡日（又は運営者が定めるその他の日）における公正市場価額による参加者保有の（実質的又は証明による）株式の引渡し
- (d) 運営者が認める場合、行使日における公正市場価額によるオプションの行使により発行可能な株式の提供、又は、
- (e) 運営者が認める場合、約束手形又はその他合法的な対価の提供



5.6 インセンティブ・ストック・オプションに係る追加条件 運営者は、当社従業員、現在又は将来の親会社の従業員、あるいは、内国歳入法第424条（e）又は（f）に定めるところの子会社の従業員、並びに、従業員が内国歳入法に基づきインセンティブ・ストック・オプションを受ける権利を有するその他事業体の従業員に対してのみ、インセンティブ・ストック・オプションを付与することができる。インセンティブ・ストック・オプションが10%を超える株主に付与される場合、行使価格は、オプションの付与日の公正市場価額の110%を下回らないものとし、オプションの期間は5年を超えないものとする。全てのインセンティブ・ストック・オプションは内国歳入法第422条に従い、また同条と矛盾することなく解釈されるものとする。インセンティブ・ストック・オプションの付与を受けるに当たり、参加者は、オプションに基づき取得された株式に関する、（i）オプション付与日から2年以内、又は（ii）かかる株式の参加者への譲渡から1年以内に行われた処分又はその他譲渡（支配権の変更に係るものを除く。）について、処分又はその他譲渡の行われた日付及び参加者がかかる処分その他譲渡において実現した現金、その他財産、負債その他対価の引受けによる金額を明記の上、当社に対し速やかに通知することに同意するものとする。当社又は運営者のいずれも、インセンティブ・ストック・オプションが内国歳入法第422条に基づく「インセンティブ・ストック・オプション」として適格性を有しないとされた場合、又は適格性を失った場合も、参加者又はその他当事者に対し責任を負わないものとする。財務省規則第1.422-4に基づき公正市場価額が100,000米ドルを超えることとなる株式について行使可能となるなど、何らかの理由で「インセンティブ・ストック・オプション」としての適格性を有しないとされたインセンティブ・ストック・オプション又はその一部は、非適格ストック・オプションとなる。

## 第6条

### 制限株式；制限株式ユニット

6.1 総則 運営者は、失権の場合の規定に従うことを条件に、あるいは、報奨契約において運営者が当該報奨について定める条件が当該制限期間末までに満たされない場合は、株式の全部又は一部を購入価格又はその他正式若しくは所定の価格で参加者から再購入できる当社の権利に従うことを条件に、制限株式又は制限株式の購入権を業務提供者に対し付与することができる。加えて、運営者は、報奨契約に規定された当該制限期間の権利確定条件及び失権条件に従うことを条件に、業務提供者に対し、制限株式ユニットを付与することができる。各制限株式及び制限株式ユニット報奨に関する報奨契約においては、運営者の決定に従い、本プランに矛盾しない諸条件が規定されるものとする。

### 6.2 制限株式

- (a) 配当金 運営者が承認し報奨契約において定められた制限に従うことを条件に、制限株式を保有する参加者は、第6.2(a)の残りの部分に従うことを条件に、かかる株式に関し支払われる通常の配当金一切について受領する権利を有するものとする。さらに、運営者による別段の定めのない限り、また、本段落の以下の規定に従うことを条件に、配当又は分配が、株式により支払われる場合、あるいは、通常の配当金以外による配当又は普通株式の保有者に対する現金又は財産による分配で構成される場合、株式又はその他の現金若しくは財産は、それら支払が行われた制限株式に対する規定と同様の譲渡制限及び失権に関する規定が課されるものとする。

本書に矛盾する規定のある場合であっても、権利確定条件の付された制限株式報奨に対する配当は累算され、関連する制限株式に課された権利確定条件に準じるものとする。かかる配当の一切は、当該制限株式の権利が確定次第、また失権不可が成立次第、あるいは報奨契約にそれ以降の日時が指定されている場合はその時点が到来次第、運営上可能な限り速やかに支払われるものとする。

- (b) 株券 当社は、参加者に対し、制限株式に関し発行された株券に無記名裏書の株式譲渡委任状を添え、エスクローとして当社（又はその被指名人）に預託することを求めることができる。

6.3 制限株式ユニット 運営者は、強制的に、又は参加者の選択により、制限株式ユニットの権利が確定後合理的に可能な限り速やかにその精算を行うか又は繰延べるかを定めることができる。

## 第7条

### その他の報奨

7.1 総則 運営者は、パフォーマンス株式報奨、パフォーマンス・ボーナス報奨、配当同等物、又はその他株式若しくは現金報奨について、運営者の定めるプランと矛盾しない額及び諸条件に従うことを条件に、業務提供者に対し付与することができる。

7.2 パフォーマンス株式報奨 各パフォーマンス株式報奨は、株式数あるいは株式と等価のユニット及び／又は（株式の価格を含む）価値を示すユニットにより表示されるものとし、特定の日又はパフォーマンス期間における1つ又はそれ以上のパフォーマンス基準あるいは当社又は子会社に提供する業務等、運営者が適切とみなすその他特定の基準とリンクすることができる。かかる判断を行うに当たり、運営者は、（特定の報奨タイプに照らし適切とみなされるその他の要因の中でも）、特定の参加者の貢献度、責務及びその他の報酬を検討するものとする。

7.3 パフォーマンス・ボーナス報奨 本第7.3において付与されるボーナスを受領する権利は現金による表示とし、基本的には現金により支払われ（ただし、運営者の裁量により、株式又は現金と株式の組合せにより支払われることも可能である。）（以下、「パフォーマンス・ボーナス報奨」という。）、運営者の設定するパフォーマンス目標を達成した場合に支払われるものとし、特定の日又はパフォーマンス期間における1つ又はそれ以上のパフォーマンス基準あるいは当社又は子会社に提供する業務等、その他特定の基準と連動する。

7.4 配当同等物 運営者が定める場合、（ストック・オプション又は株式評価益受益権を除く）報奨には、参加者に配当同等物を受領する権利を設定することができる。配当同等物は現時点での支払でも、現金又は株式で決済することができ、配当同等物が付与される対象となる報奨の譲渡性及び失権規定に係る制限と同様の制限が課せられるものとし、また、その他報奨契約のその他諸条件に準じるものとする。本書に矛盾する規定のある場合にもかかわらず、権利確定条件の付された報奨に関連する配当同等物は、（i）（適用法により認められる限り）支払や貸記を行わないものとし、あるいは、（ii）積み立てられないものとし、関連する報奨に課される権利確定基準に準じるものとする。かかる配当同等物の一切は運営者が当該報奨契約において規定する日時に支払われるものとする。

7.5 その他の株式又は現金報奨 将来において交付される予定の株式を参加者が受領できるとする報奨を含め、また、年次報奨その他定期的若しくは長期的現金ボーナス報奨（特定の業績基準その他に基づくか否かを問わない。）を含め、本プランの条件及び制限に準じ、その他の株式又は現金報奨を参加者に付与することができる。その他の株式又は現金報奨はまた、独立した支払及び参加者が受領する権利のある報酬に代わる支払等、その他の報奨の精算における支払にも利用することができる。その他の株式又は現金報奨は、運営者の判断により、株式、現金又はその他の財産で支払うことができる。本プランの規定に従い、運営者は、各その他の株式又は現金報奨について、購入価格、業績目標（業績基準その他に基づくことができる。）、譲渡制限及び権利確定条件等の諸条件を決定するものとし、当該報奨契約に規定するものとする。

## 第8条

### 普通株式の変更に伴う調整及びその他の事象

8.1 エクイティの再編 運営者は、エクイティの再編に関し本第8条に矛盾する規定のある場合であっても、本プラン及び各未行使の報奨の条件について、エクイティの再編を反映させるために適正とみなされる以下を含む調整を公正に成すものとする。すなわち、（i）各未行使報奨の対象となる有価証券及び／又はかかる有価証券について付与することのできる報奨の数及び種類の調整（本第4条に規定される発行可能な株式の最大数及び種類に関する制限の調整並びに本書第10.18の個別の報奨制限を含むがそれらに制限されない。）；（ii）未行使の報奨の諸条件（付与又は行使価格を含む。）及び未行使の報奨に含まれる業績目標その他基準の調整；並びに（iii）参加者への新たな報奨の付与又は現金の支払。本第8.1に基づく調整は裁量によって成すものではなく、当該参加者及び当社を含めすべての当事者に対し最終的であり拘束力を持つものとするが、調整が公正なものであるかは運営者が判断するものとする。

8.2 企業取引 配当金又はその他の分配（現金、普通株式その他有価証券、又はその他の財産によるかを問わない。）、企業再編成、合併、統合、分割、スピノフ、結合、合同、再購入、資本再構成、清算、解散、あるいは、当社資産の全て又はほぼ全ての売却、譲渡、交換その他の処分、あるいは、当社の普通株式その他有価証券の売却又は交換、支配権の変更、当社普通株式その他有価証券を購入するワラントその他の権利の発行、その他類似する企業取引又は事象、当社又は当社の財務諸表に影響を及ぼすその他の通常ではない取引若しくは経常外取引又は事象、その他、適用法又

は会計指針の変更の場合、運営者は、適切とみなされる条件に則り、(x)本プランに基づき、又は本プランに基づき付与若しくは発行される報奨に関して、当社が意図する利益又は潜在的利益の希薄化又は拡大を防ぐため、(y)かかる取引又は事象を促すため、あるいは(z)適用法又は会計原則の変更を実施するために、運営者が適切とみなす場合はなんどきでも、報奨の諸条件に基づき、又は当該取引若しくは事象の発生前に講じる措置により（ただし、適用法又は会計原則の変更を実施するための措置は、かかる変更後の合理的な期間内に行うことができるものとする。）、自動的に又は参加者の要請により、以下（a）～(f)の1つ以上の措置を講じることをここに授權されるものとする。

- (a) 当該報奨の権利確定部分の行使若しくは精算、又は該当する場合、当該報奨の権利確定部分における参加者の権利の実現により取得されたであろう額と同価値の現金その他財産と引き換えに、当該報奨を取り消すこと。ただし、当該報奨の権利確定部分の行使若しくは精算、又は参加者の権利の実現により取得されたであろう額がゼロ以下である場合、当該報奨は支払なく終了することができる。
- (b) 本プラン又は当該報奨の規定に矛盾する場合があっても、当該報奨の権利を確定し、該当する場合、かかる報奨の対象となる株式について全て行使可能とすること
- (c) 当該報奨を承継会社／存続会社、又はその親会社／子会社が引き受けること、あるいは、承継会社／存続会社、又はその親会社／子会社の株式を原資とする報奨により代替すること。ただし、全ての場合において、運営者の判断により、株式の数及び種類について、及び／又は該当する行使価格又は購入価格について、適正に調整するものとする。
- (d) 未行使の報奨又は本プランに基づき付与される報奨の原資となる普通株式（又はその他有価証券若しくは財産）の数及び種類、及び／又は未行使報奨の諸条件（付与価格又は行使価格を含む。）及びその基準を調整すること
- (e) 当該報奨を運営者の選択する権利又は財産と取り替えること
- (f) 該当する事象後に、当該報奨を終了させること、また、権利確定、行使又は支払ができないとすること

8.3 運営上の休止 株式配当、株式分割、株式の結合若しくは交換、合併、統合又は株主に対する当社資産の分配（通常の現金配当を除く。）、その他当社普通株式又はその株価に影響を及ぼす通常ではない取引又は変更（資本再構成又は有価証券の発行その他同様の取引を含む。）が予定されている場合、あるいは、運営面の都合や、適用法の遵守を促すために、当社は、当該状況下において当社が合理的とみなす期間、1つ以上の報奨の行使又は精算の許可を拒否できるものとする。

8.4 総則 本プランにおいて、又は本プランに基づき運営者が講じる措置において特段の記載のある場合を除き、参加者は、いかなるクラスの株式の分割又は併合、配当金の支払、いかなるクラスの株式の数の増減、当社又はその他の会社の清算、合併、統合を起因とするいかなる権利も有さないものとする。前第8.1又は本プランに基づく運営者の措置において資本再構成に関し特段の記載のある場合を除き、当社のいかなるクラスの株式の発行又はいかなるクラスの株式への転換証券の発行も、報奨の原資となる株式の数又は報奨の付与価格若しくは行使価格に影響を及ぼさないものとし、またそれらに関する調整も行わない。本プラン、報奨契約、かかる契約に基づき付与される報奨の存在により、(i)当社の資本構成又は事業の調整、資本再構成、企業再編成その他変更、(ii)当社の合併、統合、スピノフ、解散若しくは清算、又は当社資産の売却、あるいは(iii)当該株式又は株式へ変換若しくは交換可能な証券に優先する権利を有する証券を含む証券の売却又は発行について、当社がそれらを行い又は許可する権利が影響を受けることはなく、また制限も課されないものとする。運営者は、参加者及び報奨(又はその一部)について、本第8条に基づき異なる対応を取ることができる。

## 第9条 報奨に関する規定

9.1 譲渡性 運営者が定める場合を除き、又はインセンティブ・ストック・オプション以外の報奨に関する報奨契約その他に記載のある場合を除き、報奨について、売却、割当、譲渡、担保への差し入れ、又は抵当権の設定（自発的又は法律の執行によるかを問わない。）を行うことはできない。ただし、遺言又は遺産及び遺産分配法による場合、あるいは、運営者の承認のある場合は家庭関係に係る法令に基づき、報奨は、参加者の生存中は参加者によってのみ行使されるものとする。参加者という場合は、文脈上適切な限りにおいて、運営者の認める被譲渡人を含むものとする。

9.2 文書化 各報奨は、運営者が定める書面又は電子版による報奨契約により証される。各報奨は、本プランの規定と矛盾しない条件を含むことができる。

9.3 裁量 本プランに別段の定めのある場合を除き、各報奨は単独で、あるいは、他の報奨に加え又はそれに関連して付与することができる。参加者に付与される各報奨の諸条件は同一である必要はなく、また運営者は、参加者又は報奨（若しくはその一部）について一様に取り扱わなければならないわけではない。

9.4 参加者の地位の変更 当社は、参加者の障害、死亡、退職、正規の休暇・休職その他、業務提供者としての参加者の地位の変更若しくはその可能性が報奨に及ぼす影響の内容について判断し、また、該当する場合は、参加者、参加者の法的代理人、管理者、後見人若しくは指定受益者が報奨に基づき行使する権利の範囲及びその期間について判断するものとする。適用法により別段の定めのある場合、又は、当社若しくは当社の書面による休暇規定により明示的に認められている場合を除き、参加者の休暇期間については、報奨の権利確定の算定上、業務期間とは認められないものとする。

9.5 源泉徴収税 参加者は、参加者の報奨に関連し法律により求められる税額を、納税義務の発生する事象日までに当社に支払うか、あるいは、かかる支払に十分な取決めを当社に対し提供しなければならない。当社は、最低法定控除率（又は会計上の影響や費用を考慮の上、当社が定めるその他の料率）に基づき、かかる納税義務を果たすに十分な額を、参加者に対する何らかの支払額から差し引くことができる。（ブラックアウト期間を含む）当社のインサイダー取引方針及び該当する報奨契約の諸条件に基づき、参加者は、納税義務について下記(i)～(v)の方法でその義務を果たすことができる。

- (i) 現金、即時支払可能資金の電信送金、当社を受取人とする小切手による支払い。ただし、当社はこれらの手段について、(ii)以下の手段が可能な場合は、使用を制限することができる。
- (ii) 運営者が認める場合、支払の全部又はその一部を株式の引き渡しにより行い、価格は引渡日（又は運営者の定めるその他の日）における公正市場価値に基づくものとする。かかる株式については、証明書による引渡し及び課税対象の報奨から株式を確保する場合も含むものとする。
- (iii) 当社による別段の定めのない限り、納税義務が履行される時点で株式の公開市場がある場合、(A)報奨の行使により発行可能な株式について、参加者が、当社の認めるブローカーに売り注文を出し、また、かかる参加者の納税義務を履行するに十分な資金を即座に当社に引き渡すことをブローカーが指示されたことを示す通知の受渡し（当社が認める場合は電話を含む。）を行うか、又は(B)源泉徴収税を満たす額を、現金、小切手又は即時支払可能資金の電信送金により即座に当社に渡すように指示した、ブローカーに対する、当社が納得する形での取消し不能で無条件の指示書のコピーを参加者が当社に渡すことによる。ただし、かかる額は、当社が定める時期に支払われるものとする。
- (iv) 運営者の認める場合、約束手形又はその他正当な対価の引渡し
- (v) 運営者の認める前述の支払形式の組合せによる支払い

納税義務が履行される時点で株式の公開市場があり、課税対象の報奨から株式を確保することにより前述の(ii)により源泉徴収による納税義務を充たす場合、当社は、当該目的のために当社の条件に合うと判断したブローカーに対し、当該参加者のためにその確保された株式の一部又は全部を売却し、かかる売却の手取金を当社又はその指定する者に対し送金するよう指示することを選択できるものとし、また、各参加者は、プランに基づく報奨を受諾することにより、本文に記載される取引を完了することを当社に授權しており、またブローカーに対し指示し授權しているものとする。

9.6 報奨の改正；価格改定の禁止 運営者は、未行使の報奨について、同じ種類又は異なる種類の報奨と代替する、行使日又は精算日を変更する、インセンティブ・ストック・オプションを非適格ストック・オプションに変更する、未行使の報奨を現金で精算することを含め、改正、修正、終了することができる。以下の場合を除き、かかる行為には参加者の同意が必要となる。

- (i) 改正、修正又は終了の日現在、かかる行為が、その関連する行為を考慮に入れた場合でも、報奨に基づく経済的利益に重大な悪影響を及ぼさない場合、又は
- (ii) 変更が本第8条又は第10.5若しくは第10.6で認められている場合。

第8.1及び第8.2に基づく場合を除き、運営者は、当社株主の承認を経ることなく次の(a)～(c)を行ってはならないものとする。すなわち、(a)オプション又は株式評価益受益権の1株当たり行使価格を付与後に低下せしめること、(b)オプション又は株式評価益受益権の1株当たり行使価格が公正市場価格を上回る場合、かかるオプション又は株式評価益受益権を現金又は他の報奨と交換することで、解約すること、あるいは(c)当該株式が取引されている米国の主要株式取引所の諸規則に照らし価格改定とみなされると当社が判断するオプション又は株式評価益受益権に関するその他の行為をなすこと。

9.7 株式引渡しの諸条件 当社は本プランに基づくいかなる株式の引渡しについても、また、本プランに基づき、以前引き渡された株式に対する制限を外すことについても、以下(i)～(iv)の時期までは、その義務を負うものではない。すなわち、

- (i) 報奨の全条件が当社にとり十分に充たされ、又は除去される時
- (ii) 適用される有価証券法並びに株式取引所法又は株式市場法を含め、当該株式の発行と引渡しに関する法律上の事項が全て満たされたと当社が判断した時
- (iii) 当社が必要で望ましいと考える許可が当局から得られた時
- (iv) 適用法を充たすために必要又は適切と当社がみなす表明又は合意を参加者が当社に対しなし提供した時

当社の法律顧問が本プランに基づく株式の正当な発行と売却に必要とみなす権限を、当社が当局から取得できない場合又は維持できない場合、あるいは権限の取得又は維持が実行不可能である場合、当社が必要な権限を取得できない株式の発行及び売却をできなかったことについて当社が責任を負うものではなく、また、かかる株式に関連する報奨について、参加者に対し有償又は無償を問わず、運営者が改正又は解約することができる状況を構成するものとする。

9.8 報奨の前倒し 運営者は、なんどきでも、一部又は全部の制限又は条件を課すことなく、報奨の権利を即時に確定し、全て又は一部を行使可能とすることができ、あるいは、全て又は一部を実現可能とすることができる。

9.9 端株 当社が別途決定しない限り、本プランに基づいて端株を発行することができる。当社が端株の発行を行わない決定をする範囲において、当社はその単独で絶対的な裁量権により、端株に代えて現金を付与すること、又は、かかる端株を切り下げることは是非について、判断するものとする。

## 第10条 雑則

10.1 雇用その他の地位に関する権利の不存在 なんびとも、報奨の付与を請求することはできず、報奨を付与される権利を有するものではなく、また、報奨の付与が、参加者に雇用継続の権利その他当社又は子会社とのいかなる関係の継続の権利を与えると解釈されるものでもない。当社及び子会社はなんどきでも、参加者を解雇し、又は参加者との関係を終了する権利を明示的に留保しており、報奨契約に明確に規定されている場合を除き、本プランに基づく責任を負わず又は請求を受けないものとする。

10.2 株主権の不存在；株券 報奨契約に従うことを条件に、いかなる参加者又は指定受益者も、報奨に基づき引き渡される株式に関し、かかる株式の登録株主となるまで株主としての権利を有さないものとする。本プランのその他の規定にもかかわらず、当社による別段の定めのない限り、あるいは、適用法の規定のない限り、当社は報奨に関連して発行される株式を証する株券を参加者に引き渡すことを求められることはなく、かかる株式を当社の登記簿（又は該当する場合、名義書換代理人若しくは株式プランの運営者）の登記簿に登録することができる。当社は、株券又は振替口座簿に、株式に適用される制限（制限株式に適用される制限を含むが、それに限定されない。）に言及する説明を載せることができる。

10.3 修正発効日及びプランの期間 本修正改定プランは、当社の株主の承認を受けた日（以下「修正発効日」という。）をもって発効する。本プランは取締役会が本修正改定プランを採択した日の10年目の応当日に失効し、それ以降、本プランに基づき報奨を付与することはできないが、以前に付与された報奨の期間はかかる期日を超えることができ、本プラン及び適用される報奨契約の諸条件に基づき、効力を持ち続けるものとする。取締役会が本修正改定プランを採択した日から12ヶ月以内に本修正改定プランが当社株主に承認されない場合、本修正改定プランの効力は発生せず、当初プランがその条件に従い効力を持ち続けるものとする。

10.4 プランの改正 取締役会又はその報酬委員会は、なんどきでも、また時々において、本プランを改正、中断又は終了することができるものとする。ただし、全体の株式の上限数を増加する場合を除き、いかなる改正も、対象となる参加者の同意のない限り、当該改正日現在有効な報奨に基づき得られる経済的利益に重大な悪影響を及ぼしてはならないものとする。プランの中断期間中又はプラン終了後は、プランに基づき報奨を付与することはできない。プランの中断中又は終了後に未行使の報奨は、かかる中断又は終了前に効力を有していたと同じように、本プラン及び報奨契約により引き続き管理される。取締役会は、いかなるプランの改正についても、適用法に準じるために必要とされる株主承認を得るものとする。

10.5 米国外の参加者に関する規定 運営者は、米国外において勤務又は居住する米国民以外の参加者に対し付与された報奨について修正することができ、あるいは、税務、有価証券、通貨、従業員給付又はその他の事項に関する米国外の法域における法規制又は慣習の違いに対処するため、本プランのサブプラン又は手順を設定することができる。

#### 10.6 内国歳入法第409A

- (a) 総則 当社は、税務上の悪影響、利息又は罰則が第409A条に基づき適用されることのないよう、全報奨を第409A条に準じ、あるいはその適用から免除されるべく組立てている。本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合であっても、運営者は、参加者の同意なく、本プラン又は報奨を改正し、方針及び手順を採用し、あるいは、その他、(A)プラン又は報奨に第409A条が適用されないようにするための措置、又は、(B)（報奨の付与日以降に発令される法規制、コンプライアンス・プログラムその他解釈的権限を含め）第409条に準ずるための措置を講じることができる。当社は、第409A条その他に基づく報奨の税務上の措置について、いかなる表明又は保証も行わない。当社は、報奨に関する第409A条に基づく課税、罰則又は利息について、これらを避けるためのいかなる義務も本10.6その他に基づき負うものではなく、また、報奨、報酬その他本プランに基づく給付が第409A条の目的上、不適合の「非適格繰延報酬」と判断され、課税、罰則又は利息の対象となった場合でも、当社は参加者又はその他何びとに対しても責任を負わないものとする。
- (b) 雇用からの離脱 第409A条に基づき、報奨が「非適格繰延報酬」の性質を有する場合、参加者の「雇用の終了時」におけるかかる報奨の支払又は精算は、第409A条に基づく課税を避けるために必要な限りにおいて、「雇用からの離脱」が、参加者の「雇用の終了」時又はその後発生するものであるか否かを問わず、参加者の「雇用からの離脱（第409A条における意味を有する。）」をもってのみなされるものとする。かかる支払又は給付に関連し、本プラン又は報奨契約の目的において、「終了」、「雇用の終了」又は同様の用語は、「雇用からの離脱」を意味する。
- (c) 特定従業員に対する支払 本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合であっても、（第409A条の定義する、また当社の判断による）「特定従業員」に対し、その「雇用からの離脱」により、報奨に基づき支払わなければならない「非適格繰延報酬」は、第409A条(a)(2)(B)(i)による課税を避けるために必要な場合、かかる「雇用からの離脱」直後から6ヶ月間（又は、特定従業員が死亡した日が早い場合はかかる日まで）支払いが延期され、（報奨契約に規定されているとおり）かかる6ヶ月経過直後の日又はその後運営上可能な限り速やかに、（無利息で）支払われるものとする。かかる報奨に基づき、参加者の「雇用からの離脱」後6ヶ月後以降に支払われる「非適格繰延報酬」は、通常の支払いスケジュールにより支払われるものとする。

10.7 証券取引所法第16条の「個人」に適用される制限 本プランのその他の規定に関わらず、本プラン及びその時点で証券取引所法第16条の対象となる参加者に付与される報奨は、同第16条（証券取引所法規則第16b-3への修正又はその承継規則を含む。）に基づき適用される免除規則に規定されている追加的制限の適用対象となるものとする。適用法にお

いて認められる場合、本プラン及び本プランに基づき付与される報奨は、適用されるかかる免除規則に準じるために必要な範囲において修正されているとみなされるものとする。

**10.8 賠償責任の限定** 本プランのその他の規定にもかかわらず、取締役、役員その他当社又は子会社の従業員として行為するいかなる個人も、クレーム、損失、損害賠償責任又は本プラン若しくは報奨に関連して発生した費用について、参加者、元参加者、配偶者、実質的受益者その他の者に対し、責任を負わないものとし、また、運営者、取締役、役員その他当社又は子会社の従業員である者は、かかる個人がその職能において締結した契約その他の文書を理由としてプランに関し個人的に責任を負うことはないものとする。当社は、本プランの運営又は解釈に関連し義務又は権限を付与又は委任された各取締役、役員その他当社又は子会社の従業員に対し、本プランに関連する作為又は不作為により発生する（弁護士費用を含む）一切の費用若しくは経費又は（当社が承認したクレームの和解費用を含む）賠償責任について、これらが、かかる者の自らの虚偽行為又は不誠実により発生した場合を除き、これを補償し、損害を受けないことを補償する。ただし、かかる個人は、自らが、自らのために対処し弁護を試みる前に、当社に対し、その費用負担により、対処しかかる者を弁護する機会を与えるものとする。

**10.9 データ・プライバシー** 報奨を受ける条件として、各参加者は、本項に規定されている個人データを、当社及びその子会社並びに関連会社が、当該参加者の本プランへの参加を実施し、運営し管理するという専らの目的において電磁的その他の方法で収集、使用、転送することに、明示的また明確に同意するものとする。当社及びその子会社並びに関連会社は、参加者について、氏名、住所及び電話番号；生年月日；社会保障番号、保険番号その他個人識別番号；給料；国籍；肩書；保有する当社又はその子会社及び関連会社の株式；報奨の詳細（以下「データ」という。）を含め、参加者に関する特定の個人情報を、本プラン及び報奨の実施、管理及び運営のために、保有することができる。当社及びその子会社並びに関連会社は、参加者の本プランへの参加を実施し、運営し管理するために必要なデータを、互いの間で転送することができ、また当社及びその子会社並びに関連会社は、プランの実施、運営、管理について当社を支援する第三者に対しかかるデータを転送することができる。かかるデータの受領者は、参加者の国又はその他の国に在する可能性があるが、参加者の国が受領者の国とは異なるデータ・プライバシー法やデータ・プライバシー保護策を有する可能性がある。報奨を受諾することにより、各参加者は、その本プランへの参加を実施、運営及び管理するために、かかる受領者に対し、当社又は参加者が株式の保管のために選択したブローカー又はその他第三者に対する必要なデータの転送を含め、電磁的その他の方法で、データを受領し、所有し、使用し、保持しまた転送することを許可するものである。当社は、本プランへの参加者の参加資格を取り消すことができ、またその単独の裁量権により、参加者は、本第10.0の同意を参加者が拒否又は撤回する場合、未行使の報奨について失権する場合がある。

**10.10 可分性** 本プランの一部又は本プランに基づきなされる行為が不法とみなされ、或いは、何らかの理由で無効とみなされる場合も、かかる不法性又は無効性が本プランのその他の部分に影響を及ぼすことはなく、本プランは、不法又は無効な規定が排除されたものとして解釈され実施されるものとし、不法又は無効な行為は無効となる。

**10.11 管理文書** プランと報奨契約その他参加者と当社（または子会社）との間に交わされた文書に矛盾のある場合、当該報奨契約その他の文書が運営者により承認され本プランの特定の規定が適用されない旨明確に定められていない限り、本プランが支配する。

**10.12 準拠法** 本プラン及び全ての報奨は、デラウェア州以外の法域の法律の適用を求めるデラウェア州又はその他の州の法選択の原則に関わらず、デラウェア州の法律により支配され、それに従って解釈される。

**10.13 クローバック規定** （参加者が報奨の受領又は行使により、あるいは、報奨の原資となる株式の受領又は転売により実際に又は構造上受領する手取金、利益又はその他経済的利益の総額を含む）全ての報奨は、インセンティブ報酬の払戻しについて規定する適用法又は当社の原則に準拠するために必要とされる限りにおいて、当社による取戻しの対象となる。

**10.14 タイトル及び見出し** 本プランのタイトル及び見出しは参照用であり、プランの内容と矛盾する場合は、タイトルや見出しではなく、プランの内容が支配する。

**10.15 適用法の遵守** 本プランは、必要な限り適応法を遵守するよう意図されていることを参加者は認識するものである。本プランに矛盾する規定のある場合であっても、本プラン及び全報奨は適用法に準拠することを意図した方法に



よってのみ管理される。適用法において認められる限り、本プラン及び全報奨契約は適用法を遵守する上で必要な場合修正されるものとみなされる。

**10.16 他の給付との関係** 年金、退職金、貯蓄、利益分配、団体保険、厚生その他当社又は子会社の給付プランに基づく給付金の決定において、本プランに基づく支払額は考慮に入れないものとする。ただし、その他のプラン又はかかるプランに基づく契約において明確に記載のある場合を除く。

**10.17 ブローカーを介した売却** 第9.5の最終文において支払うべきとされる額を含め、本プラン又は報奨に基づき、またそれらに関連し、参加者が支払うべき額について、ブローカーを介して株式を売却する場合、(a)ブローカーを介して売却される株式は、支払期日到来の初日、又はその後可能な限り速やかに売却されるものとし、(b)かかる株式は、本プランの他の参加者とのブロック・トレードの一部として売却され、全参加者が平均価格を受領し、(c)当該参加者はブローカー・フィー全額その他売却費用について責任を負い、また、報奨を受領することにより、各参加者はかかる売却に関連した損失、費用、損害、経費について当社を補償し、損害を受けないようこれを補償するものとし、(d)当社又はその指定人が、支払われるべき金額を超えて売却手取金を受領する場合、当社はかかる超過金を、可能な限り速やかに当該参加者に対し、現金で支払い、(e)当社及びその指定人は、かかる売却について特定の価格で売却することを調整する責任を負わず、また(f)かかる売却手取金が、参加者の債務を充たすに不十分な額となった場合、当該参加者は、その債務の残余部分の支払に十分な現金について、要求のあった場合速やかに、当社又はその指定人に対し支払うものとする。

**10.18 各人への報奨の上限** 本プランに矛盾する規定のある場合であっても、また、本第8条に規定される調整を条件とし、(i)一暦年中に各人に付与されるオプション及び株式評価益受益権の総数の上限を500,000株とすること、(ii)制限株式、制限株式ユニット、パフォーマンス株式、又は現金報奨について、業績連動型報酬とみなされ、株式数で表記される全報奨に関し稼得されることのできる株式の上限を一暦年につき500,000株とし、また、(iii)業績連動型ボーナス報奨により、(現金、株式又はその組合せにより)支払われる総額は、一暦年中1人当たり10,000,000ドルとする。ただし、株式建ての1つ以上の報奨に関し、当社の一暦年中、いかなる者に対しても、全体株式上限数を超えて付与されることはないものとする。本第10.18において、報奨の原資となる各株式（全額報奨を含む。）は、特定の上限数の算定において1株として数えられる。参加者が当社及び／又はその子会社での勤続を開始した暦年中については、全体株式上限数を除き、本項に規定される各上限数に2を乗じた数字をかか参加者に付与される報奨についての上限数とする。

**10.19 業績連動型報酬** 本プランのその他の矛盾する規定にもかかわらず、かつ第8条に定める調整を条件として、2017年減税・雇用法の移行救済規則に基づき、引き続き業績連動型報酬として適格であることを意図する報酬がある場合、本プラン又は報奨(又は本プランの本修正改定に基づく修正)の規定が当該報奨を適格でなくする範囲において、当該規定は、当該報酬が確実に当該適格性を継続するために必要な範囲において、当該報酬には適用されないものとする。さらに、2017年減税・雇用法の移行救済規則に基づき、継続して業績連動型報酬として適格であることを意図されているいかなる報奨も、内国歳入法第162条(m)に規定される業績連動型報酬として適格であるために必要とされる追加制限の適用を受けるものとし、また、本プラン及び該当する報奨契約は、かかる要件に従うために必要な限りにおいて修正されているとみなされるものとする。2017年減税・雇用法の移行救済規則に基づいて、業績連動型報酬として引き続き適格であることを意図されている報奨の場合、内国歳入法第162条(m)の意味における「社外取締役」である取締役2名以上によってのみ構成される委員会を、かかる報奨の運営者とする。ただし、委員会の構成員が内国歳入法第162条(m)の意味における「社外取締役」の条件を満たさないとされた場合でも、当該委員会により付与された報奨が本プランにおいて有効に付与されたものである場合、無効となることはない。本プランの第8条又はその他の条項に規定されるいかなる調整又は措置も、かかる調整又は措置により、業績連動型報酬として引き続き適格であることを意図した報奨が業績連動型報酬として適格ではなくなるような場合は認められないものとする。ただし、運営者が当該報奨が業績連動型報酬として適格とされるべきではないと判断する場合を除く。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部【追完情報】

### 1 外国会社報告書の提出日以後に提出した臨時報告書

2022年7月26日、米国デラウェア州の会社であるスリーエム カンパニー（以下「当社」という。）は、プレスリリースを発行し、当社のヘルスケア事業を分割（スピンオフ）し、新たな独立株式公開会社を設立する予定であることを発表した（以下、新ヘルスケア会社を「NewCo」という。）。

したがって、当社は、2022年9月7日に、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2、第12号及び第19号の規定により、臨時報告書を提出した。以下にその報告の概要を記載する。

#### 報告内容

#### 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づく報告

##### (1) 当該新設分割の目的

当社の予定するヘルスケア事業のスピンオフの目的は、資産規模が大きい世界クラスの2つの会社を設立し、それぞれの優先事項を遂行できる体制を整えることにある。各会社は、独立した有力な会社として、次の利益を得ることが期待されている：

- ・機動性の向上及び長期的な成功に向けたより良いポジションへの集中
- ・革新及び成長を推進するために、資本配分戦略をカスタマイズし、会社に特化した投資判断を下す能力
- ・様々な投資家層を惹きつける魅力的な投資プロファイル
- ・価値創造を推進する関連専門知識及び実績を有する世界クラスのリーダーで構成される個性的な取締役会及び経営陣

##### (2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容、その他の新設分割計画の内容

###### (a) 新設分割の方法

新設分割の方法は、本臨時報告書提出日現在、未定である。

###### (b) 新設分割会社となる会社の株主に割り当てられる新設分割設立会社の株式の数

当社の株主への分配は、本臨時報告書提出日現在、未定である。

###### (c) 新設分割会社となる会社の株主に割り当てられるその他の財産の内容

該当事項なし

(d) 取引の日程

当社は、3M取締役会による最終承認、米国証券取引委員会（SEC）への様式10による登録届出書の提出及び有効性、税務意見書の受領、内国歳入庁からのプライベート・レター・ルーリングの受領、資金調達の満足な完了、並びにその他の規制上の承認の受領を含む、一定の条件の充足を条件として、2023年末までの取引の完了を目指している。

(e) その他の新設分割計画の内容

該当事項なし

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本臨時報告書提出日現在、未定

(4) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|                     |                                                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 商号                  | 本臨時報告書提出日現在、未定                                                  |
| 本店の所在地              | 本臨時報告書提出日現在、未定                                                  |
| 代表者の氏名              | 本臨時報告書提出日現在、未定                                                  |
| 資本金の額（普通株式及び払込済資本金） | 本臨時報告書提出日現在、未定                                                  |
| 純資産の額（株主資本合計）       | 本臨時報告書提出日現在、未定                                                  |
| 総資産の額               | 本臨時報告書提出日現在、未定                                                  |
| 事業の内容               | 創傷ケア、ヘルスケアIT、オーラルケア、バイオフィーマ濾過などの最終市場セグメントで世界的に多角化したヘルスケア技術のリーダー |

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告

(1) 当該事象の発生年月日

2022年7月26日（発表日）

(2) 当該事象の内容

2022年7月26日、当社は、プレスリリースを発行し、当社のヘルスケア事業を分割（スピンオフ）し、新たな独立株式公開会社を設立する予定であることを発表した。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は現在、当該事象が完了した場合の（当社の損益に対する）影響額は多額である可能性があると予想するが、現在、提案中のスピンオフが当社の連結損益及び非連結損益に与える潜在的な影響額を確認中である。

2 外国会社報告書の提出日以後に生じた重要な事象

該当なし

3 本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書の事業年度末（2022年12月31日）以後の資本金の増減

| 年月日         | 資本金(普通株式及び払込剰余金) |            |
|-------------|------------------|------------|
|             | 増減額              | 残高         |
| 2021年12月31日 |                  | 6,438百万米ドル |
| 2022年12月31日 | 262百万米ドル         | 6,700百万米ドル |

#### 4 外国会社報告書の提出日以降における事業等のリスクに関する変更

2022年4月19日提出の外国会社報告書及びその補足書類に記載されている「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」及び2022年9月22日提出の外国会社半期報告書及びその補足書類に記載されている「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」については、その全てが以下の記載の通り変更された。以下の記載は、2023年2月8日に当社が米国証券取引委員会に提出した2022年12月31日を最終日とする事業年度に係る10-K様式による年次報告書（以下「Form 10-K」という。）から抜粋したものである。なお、Form 10-Kの提出日から本届出書提出日までの間において、以下に記載する「事業等のリスク」について変更は生じていない。

本届出書並びに上記外国会社報告及び外国会社半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものである。

以下に掲げる議論は、当社に該当する当社が最も重大であると考えるリスク要因について注意を喚起するものである。

##### 世界経済及び公衆衛生上の危機に関連するリスク

＊ 当社の業績は、世界の経済状況、政治状況、規制状況、国際貿易、地政学及びその他の外部状況の動向と変化により影響を受ける。

当社は70を超える国々で事業を営み、収益の約60%を米国以外から得ていることから、当社の業務並びにその事業戦略及び計画の遂行は世界において競争しなければならず、また、特に、当社が事業を展開する場所又は産業における、金融市場の混乱、景気後退、軍事紛争、COVID-19等の公衆衛生緊急事態、国際貿易協定に影響を及ぼす又は関税及びそれに対する報復措置等の貿易制限を課す政府の行動につながる保護主義、経済ナショナリズム等の政治的変動及び傾向、並びに政府の赤字削減その他緊縮財政政策等の、当社の支配が及ばない経済及び地政学的なリスクにさらされる。米国及び中国間の、又はより広い意味での世界貿易摩擦など、具体的な貿易摩擦がさらに激化すれば、当社の世界中の事業及び業務が悪影響を受ける可能性がある。当社の事業はまた、当社又は当社のサプライヤー若しくは顧客が事業展開する場所における社会状況、政治状況及び労働状況、調達状況や資本コストの不利な変化、金融政策、金利、インフレ、景気後退、商品価格、通貨変動又は為替規制、利益の本国送金能力、並びにその他当社又は当社のサプライヤー若しくは顧客が事業展開する法域の法規制にも影響を受ける。例えば、中国、欧州又はその他の主要市場における経済成長率の低下などの現地の経済状況又は見通しの変化は、当社の製品の需要又は収益性に影響を与える。

世界経済は、ロシアとウクライナとの間の軍事紛争の影響を受けている。米国及びその他政府は、ロシア国内の特定の産業セクター及び関係者に特定の製品の輸出規制並びに金融及び経済制裁を課している。3Mは2022年3月にロシアにおける子会社の業務を停止し、2022年9月、子会社の売却を意図して関連純資産を手仕舞う計画を発表した。3Mはまた、ロシアのサプライヤーから一定の原材料を調達するその他業務があり、紛争による関連供給の中断を経験している。これらの地政学的緊張は、とりわけサイバー攻撃、下流顧客に影響を与えるさらなるサプライチェーンの寸断、エネルギー費用の上昇、消費者需要の低下、並びに外国為替相場及び金融市場の変動などを引き起こす可能性があり、これらのいずれも当社の事業及びサプライチェーンに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動並びに関連する環境規制及び社会規制は、自然資源の利用及び費用、エネルギー源及び供給、製品の需要及び製造、並びに個人及び当社又は当社のサプライヤー若しくは顧客が事業を展開するコミュニティの健康と幸福の側面において、当社又は顧客やサプライヤーに悪影響を及ぼす可能性がある。

＊ コロナウイルス（COVID-19）による公衆衛生上の危機に関連するような予期せぬ事象は、当社の事業遂行の費用を増大させ、当社の業務を混乱させる可能性がある。

当社はグローバル企業として、戦争、テロ行為、公衆衛生上の危機（COVID-19パンデミック等）、内乱、自然災害、当社又はそのサプライヤー若しくは顧客が事業を展開している場所での厳しい天候など、予期せぬ事象の影響を受け、これらの事象が当社の業務及び財務業績に悪影響を及ぼし、将来的に悪影響を及ぼす可能性がある。例え

ば、パンデミックに対する関連した進化する政府の対応を含むCOVID-19に関連する世界的なパンデミックは、経済及び需要の不確実性を著しく増大させており、サプライチェーン並びにその製造及び流通能力を含む当社の事業運営に影響をもたらしてきており、引き続き影響をもたらすことが見込まれる。COVID-19は一定の3M製品の需要を増やしたが、それはまた、一定のエンドマーケットからの需要の減少をもたらし、3Mが顧客に対応することをより難しくし、3M製品に関わる第三者による価格釣り上げ、偽造、及び他の違法又は詐欺行為を含む、3Mの評判を傷つける可能性のある状況をもたらした。さらに、COVID-19は、経済成長、金融資本市場の適正機能、外国為替レート、金利にもたらす悪影響を含め、感染の広がった国々における幅広い経済活動に影響を及ぼしており、今後一層影響を及ぼす可能性がある。パンデミックが進行するにつれ、使い捨てマスク等の個人防護製品の需要が以前の水準から低下してきた。3MはCOVID-19パンデミックのような予期せぬ事象の影響を予測することができず、予期せぬ事象が当社の連結経営成績又は財務成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

＊ 外貨換算レート及びその変動は、売上高や収益の予想成長率の達成に影響を及ぼすことがある。

当社の財務書類はドル建てであり、収益の約60%を米国以外から得ているため、外国通貨に対する著しい米ドル高は、売上高と収益の予想成長率の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 法的手続き及び規制手続きに関連するリスク

＊ 当社はフルオロケミカル（フッ素系化学薬品）に関連する損害賠償問題を抱えており、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

以前報告したとおり、米国及び世界の政府は、当社が製造した、総称して「PFAS」として知られる幅広いグループのペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質の規制をますます行うようになってきている。3Mは、様々な媒体における特定の化合物の存在に関して設定された排出基準及び制限の減少、並びにPFASのグループへの拡大包含を含む、PFASに関連するいくつかの世界的な規制動向を認識している。このような及びその他の世界的な規制動向の進展により、当社は調査、是正及びコンプライアンスを含む追加的な行動が必要となる場合があり、又は追加の訴訟及び実行行動コストが発生する場合がある。

当社は、当社が製造した、特定のPFASの環境及び人体に対する影響を調査する様々な自治体、州、連邦（主に米国環境保護庁（EPA））及び海外の諸機関に対し、自発的に協力してきた。

PFASグループには、耐油性、耐水性、耐温度性、耐化学物質性、耐火性といった特徴や、電気絶縁性といった特徴を有するなど、様々な耐性を有する化学物質及び材料のカテゴリーと種類が含まれる。炭素－フッ素結合の強度は、これら化合物の質が容易に低下しないことを意味する。この特徴により、PFAS物質は、携帯電話、タブレット、及び半導体等の電子機器の製造にとって重要なものとなった。PFASはまた、手術衣や外科用ドレープといった医療製品の汚染を防ぐためにも使われる。民間航空機及び低排出ガス車もPFAS技術に依存している。PFAS化合物は、3Mを含め様々な企業が製造しており、3Mが製造したものを含め、日常的な製品に使われている。科学及び技術が進化、前進し、特定のPFAS化合物が長期間にわたり蓄積する可能性があるという知識と理解が出てきたことへの対応として、当社は、2000年、世界における2つのPFAS物質、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の製造を自主的に段階的に中止していくことを発表した。当社は特定の駆散薬及び界面活性剤の製造に使用されていた物質の製造を段階的に中止することとしたが、米国内での製造中止の大部分は2002年末までに完了した。製造中止となった製品には、水性膜形成フォーム（AFFF）や特定の食品包装用コーティング剤等が含まれた。当社は、製品中の意図された物質としての購入材料における、又は3Mの現行製造プロセス、製品及び廃棄物の流れの一部の副産物としての特定のPFASの存在を、継続的に再調査、管理又は除去する。

2022年12月、3Mは、2025年末までにすべてのPFAS製造から撤退すること、並びに2025年末までに製品ポートフォリオ全体でのPFASの使用を中止するために取り組むことの2つの措置を取ると発表した。3Mの決定は、環境におけるPFASの存在の低減又は除去に焦点を当てた規制動向の加速化、及び利害関係者の期待の変化などの複数の要因を含む、進展する外部環境の慎重な検討及び徹底的な評価に基づいている。当社は、2022年第4四半期に資産の減損に関連した本発表に伴う税引前費用8億ドルを認識し、撤退活動に関連して追加費用が発生する見込みである。さらに、これら2つの発表された措置（以下「撤退」という。）には、当該撤退の実際の時期、費用及び財務的影響、当該撤退を完了する当社の能力、予想される時期又はそもそも完了するか、PFASの製造及び生産又は当社の撤退計画に関する潜在的な政府又は規制上の措置、中止された製品の許容可能な代替品を特定し製造する当社の能力、及び当該

代替品が予想される又は望ましい商業的又は営業上の成果を達成しない可能性、当社の撤退計画に関連する潜在的な訴訟、並びに予定された撤退が予想よりも多額の費用を伴うか又はその他当社の顧客及びその他相手方との関係にマイナスの影響を及ぼす可能性を含むリスクが伴う。

当社は、PFAS関連の様々な製品及び化合物に関する訴訟の被告となっており、また様々な法域において、PFASの製造と使用に関連し、提起前のもの及び提起済みのものを含め損害賠償請求や、政府の規制上の手続き及び調査の対象となっている。3Mに対して、州、郡、市及び公益事業のために、特に一般大衆への損害及び天然資源への損害賠償を主張して、公訴及び民事訴訟の提起が増加しており、その中には水性膜形成フォーム（AFFE）の複数地区訴訟で係争中のもの及び他の法域で係争中のものもある。これら及びその他の開示された訴訟の様々な要因又は進展により、将来、3Mに重大な悪影響を及ぼす可能性のある費用が発生する可能性がある。例えば、2018年度第1四半期、当社は、地下水、表流水、魚又はその他の水生生物及び同州の堆積物中に存在するPFASに関連しミネソタ州から提起された事項の解決に関連し、弁護士費用その他関連する債務を含め、897百万ドルの税引前費用を計上した。PFASに関連する政府の調査、訴訟又は法律及び規制により、損害賠償又はその他の費用、民事又は刑事手続き、罰金及び違約金、あるいは是正を行う命令を含むその他の救済策が必要となる可能性があり、また、制御技術の設置を求める当社の製造施設等における放出に対する禁止、施設業務の中止又は停止、代替供給源を探す切替コスト、供給中断による潜在的な顧客損害賠償請求その他、並びに当社が製造したPFAS及びPFAS含有製品の報告要件又は禁止を含め、今後当社の事業運営に対する制限又は追加費用が発生する可能性がある。

＊ 当社は、国際、連邦、州及び地方の条約、法律及び規制に関連するリスク、並びに法的若しくは規制上の要求事項、契約上の要求事項、方針及び慣行、又は当社若しくはそのサプライヤー、ベンダー若しくはチャネルパートナーが一定の方法で事業を行うことを要求若しくは奨励する他の事項に関連する遵守リスクの対象となる。これらの条約、法律、規制及び要求事項の遵守に関連する法規制の手続きの結果は、当社の戦略遂行能力及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、製造物責任、反トラスト、知的所有権、環境、健康及び安全、税、海外汚職行為防止法及びその他賄賂・汚職防止法、国際輸出入要件及び通商規制の遵守、米国食品医薬品局（FDA）及び類似の諸外国機関の規則、虚偽請求取締法、反キックバック法、サンシャイン法を含む米国連邦医療プログラム関連法規制、及びその他事項を含む、国際、連邦、州及び地方の条約、法律及び規制に関連するリスクを受けることがある。当社はまた、法律又は規制上の要求事項、契約上の要求事項、方針及び慣行、又は当社とそのサプライヤー、ベンダー若しくはチャネルパートナーが一定の方法で事業を行うことを要求若しくは奨励する他の事項に関連する遵守リスクの対象となる。法遵守上のリスクにはまた、当社のサプライヤー、ベンダー、又はチャネルパートナーが、当社の「サプライヤー責任規範」、業務履行要件又は法的要件と相容れない商慣行を有するといった第三者リスクも含まれる。

当社の経営成績は、これらの進展する条約、法律、規制及び要件を遵守するための費用が当社の予測を上回る場合、悪影響を受ける可能性がある。さらに、これらの条約、法律、規制及び要件の遵守に関連する法規制の手続きの結果は、確実に予測することが困難であり、当社の予想とは異なる可能性があり、特に、罰金を含む刑事又は民事制裁、当社が事業を行うことができる範囲の制限、及び当社の和解又は裁判手続きに関連して発生する費用及びコストを含む訴訟エクスポージャーにつながる私的提訴権が生じる可能性がある。当社は金銭的エクスポージャーを軽減するために一般賠償責任保険に加入しているが、これらリスクの結果生じる損害賠償額が保険の対象とならない場合があり、又は保険による補償額を超える可能性がある。様々な要因又は展開により、当社は現在の債務見積りと適用される場合の関連保険金受取額を変更すること、あるいは重大な司法裁定若しくは判断、重大な和解、重大な規制上の展開又は適用法の改訂等、以前は合理的な見積りの余地がなかった事項の見積りを行うこと、が可能になる。将来の不利な判決、和解又は望ましくない展開の結果、当社の経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす将来の費用が発生することがある。さらに、上記の問題又はその他問題に関連して当社に悪評が立った場合、当社の信用が損なわれる可能性がある。当社は、特許及びその他知的財産権の保護にも依存しており、また、当社の知的財産権への異議申立て、又は当社の活動が第三者の知的財産権に干渉しているとの請求は、当該請求に対する主張又は弁護のための多額の費用の発生、収益の減少、及び当社の評判の損害につながる可能性があり、これらのいずれも当社に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 当社の製品及び顧客の嗜好に関連するリスク

＊ 当社の業績は競合的状況と顧客の嗜好により影響を受ける。

収益と利益率に影響を及ぼす当社の製品に対する需要は、特に、(i) 競合製品の開発と発売時期、(ii) 当社の価格戦略、(iii) 顧客、ベンダー又はチャネルパートナーの在庫維持水準の変更等の顧客の注文パターンの変化、(iv) 当社の競合企業が提供する製品の成功を含む、当社の製品に対する顧客の嗜好の変化及び当社の製品の一部分についての需要に影響する顧客の製品デザインの変更、並びに(v)人工知能、ブロックチェーン、拡張アナリティクス及び利用可能なデータ量の増加によるその他学習機能の強化といった革新的技術に関連する事業環境の変化により影響を受ける。

＊ 当社の成長目標は、当社が新製品の流通ルートを継続的に更新すること及びこれらの製品を市場に送り出す能力を含め、新製品の提供の時期及び新製品に対する市場の受容に大きく左右される。

これらの能力は、商品として生き残れる新製品の見極めが出来ない、適切な知的所有権保護の取得が出来ない、新製品が市場に受容されない、といった製品開発の困難性又は遅れにより悪影響を受ける。新製品が商業的に成功するとの保証はない。

＊ 当社の将来の業績は、不足、需要及び賃金増、物流、サプライチェーンの中止、製造施設における中断、規制上の進展、天災及びその他の混乱要因による材料に係る脆弱性並びに購入部品、化合物、原料、エネルギー及び労働の原価及び入手可能性の変動に左右される。

当社は、製品の製造用に他から供給される様々な部品、化合物、原材料及びエネルギー(石油、天然ガス及びその派生品を含む)に依存しているが、これまで、サプライヤーの原料不足、気候の影響、自然その他の災害及び軍事紛争等の他の混乱事由によりサプライヤーとの関係が中断したことがあり、将来においても、かかる中断が起き、あるいはサプライヤーとの関係が終了することがあり得る。放出若しくは排出許可又はその他法律上若しくは規制上の要件に関連する政府措置等の、自然及びその他災害又は事象により、当社への適切な供給が継続的に中断される場合、製品の流通に影響を与えるサプライチェーンが中断した場合、又は主要な製造施設の稼働が中断した場合、当社に重大な悪影響が及ぶことがある。さらに、当社は部品及び材料の価格変動を最小限に留める措置が成功するという保証はなく、また、将来の価格変動又は不足が当社に重大な悪影響を及ぼさないとの保証もない。

#### 当社の事業に関連するリスク

＊ 当社は、事業転換の一環として、今後数年間にわたり全世界で展開予定であるエンタープライズ・リソース・プランニング・システム（「ERPシステム」）の段階的実施を含め、事業を支援し、専有及び機密情報を収集、保存及び利用する上で情報技術システムを活用している。セキュリティ及びデータ違反、サイバー攻撃並びにその他当社のITシステム及びインフラに関わるサイバーセキュリティ事象により当社の業務に中断又は支障が出る結果として、当社や顧客、サプライヤー及び従業員に帰属する専有及び機密情報が侵害及び漏洩され、当社が多額の費用、債務及びその他マイナスの結果を負う可能性があり、これらのいずれか又は全てにより、当社の事業、評判及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の通常の事業において、電子情報を処理、送信、保存し、また、様々な事業を管理、サポートして行く上で、一元管理とローカル管理によるITネットワークとシステムは不可欠であるが、その一部はベンダー及びその他の第三者が提供し、ホストであり、又は管理している。さらに、当社は、事業上の専有情報ははじめとするデータを収集しており、一部事業の過程において、プライバシー及びサイバーセキュリティに関わる法規制や顧客の管理統制の適用を受ける秘密情報や個人情報にアクセスできる。組織犯罪者、国家又は国家が支援する者を含む第三者及び脅威者は、定期的に当社のITネットワーク及びインフラ、データ及びその他の情報への不正アクセスを得ようと試みており、そのような試みの多くはますます洗練されている。当社では、（従業員や第三者に対するトレーニング、ネットワーク及びシステムのモニタリング、パッチ、メンテナンス、並びにシステム及びデータのバックアップを含む）サイバーセキュリティ対策及び事業継続措置を講じているものの、当社のベンダー及び第三者サービスプロバイダーのシステムにおける既知の又は未知のハードウェア又はソフトウェアの脆弱性の利用の結果によるものを含む、攻撃、侵害、損害、混乱又はシャットダウン、コンピューターウィルスの導入、又はランサムウェア、サービスプロバイダー若しくはクラウドプロバイダーにおける障害若しくはセキュリティ違反、フィッシングの試み、従業員によるエラーや不正行為、停電、通信設備や共益設備の障害、システム障害、自然災害やその他大

惨事に対し、当社のITネットワーク及びインフラが依然影響を受けやすい可能性がある。当社では当初はパンデミックによりリモート勤務を採用したが、そのため、当社のITネットワーク及びインフラはさらなる脅威及び中断のリスクにもさらされる。サイバーセキュリティ対策を講じているものの、セキュリティの脆弱性又はサイバー攻撃が長期間、時には数年間、検知されないままとなり、また当社並びに当社が依存するベンダー及びその他第三者が行うセキュリティ対策及び既知の脆弱性の是正に関する優先順位の決定が、攻撃に対する防御には不十分と判明する可能性もある。当社及び当社が利用する第三者は、そのITシステム及びインフラに、これまでも、サイバー攻撃並びに侵害及び障害に直面し、また今後も直面することが予測されるが、これまでのところ、かかる事象のいずれも当社に重大な影響を及ぼしたとは考えていない。サイバーセキュリティ事象又はITネットワーク中断により、法的申立てや訴訟、米国、州又は外国の規制当局による捜査又は執行措置、米国及びその他法域のプライバシーに関する法令を含む適用法令に基づく責任又は罰則、当社の事業の中断、是正費用の発生、知的財産権の保護の喪失、顧客、サプライヤー又は従業員関係の喪失、並びに当社の評判の毀損のリスクを含む、数多くのマイナスの結果をもたらす可能性があり、これらのいずれも当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社では、サイバーセキュリティ上及び事業継続上の様々なリスクに対し保険に加入しているが、発生したコスト又は損失の全額に対し保険が適用される保証はない。

＊ ポートフォリオの管理及びその他の事業戦略、並びに見込まれる組織再編による買収、戦略的提携、事業売却、及びその他の戦略的事象により、将来の業績は影響を受ける可能性がある。

当社は、事業構成と組織構造を注意深く観察し、買収、戦略的提携、事業売却及び組織構造の変更を行なってきたが、今後もこれらを継続して行うことがある。事業買収及び戦略的提携に関しては、将来の業績は、適用ある場合、取得事業の迅速な統合と予想されたシナジー効果の実現並びに当社が提携から期待される利益を事業化し、引き出すことができる能力についての当社の力量に影響を受ける。事業分割には、当該取引に続いて、例えば、保証又は他の金融契約を通じて、分割した事業に継続的に財務的に関与することがあり、これは、分割された事業に関連する収益の喪失をもたらし、適用ある事業分割契約において補償又は他のリスク転嫁のメカニズムを通じて予期せぬ負債をもたらす可能性がある。上記のいずれも当社の将来の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

＊ 当社の将来の業績は、生産性の向上が計画を下回るといったシナリオを含め、事業運営の実行状況に影響を受けることが考えられる。

当社の財務成績は、その事業実行計画を成功裏に実行することにかかっている。当社は、生産性を改善し費用を削減するための継続的改善等、様々な手段を駆使して、経営効率、生産性並びに顧客に対応するスピード及び効率の向上を図るためグローバル事業の転換に取り組んでいる。かかる移行は、数年にわたり実施中であるエンタープライズ・リソース・プランニング（ERP）システムの段階的实施により可能となるものである。当社が当該活動の利益を実現するという保証はなく、又は当該活動が、売上を生み出す能力の低下若しくは当社の顧客、サプライヤー、ベンダー及びチャネルパートナーが当社に期待する経験を提供する能力の低下といった、予期せぬ結果をもたらさないという保証もない。また、進化する顧客のニーズや求められるサービスに応えることを含め、事業モデルやその他の変更に適応する力は重要であり、それらが成功しなければ、新規事業を獲得し、売上と3Mブランド力を高める当社の力が損なわれる可能性がある。顧客サービス、変化の速度及び生産性の向上に関する課題を含め、事業運営上の課題は、当社の事業、財務状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 金融市場及び資本市場並びに税務事項に関連するリスク

＊ 当社の確定給付型年金制度及び退職給付制度は、金融市場リスクの影響を受け、そのため、当社の業績が悪影響を受ける可能性がある。

当社の確定給付型年金制度における積立債務は、金融市場の業績やディスカウント・レートにより影響を受ける。市場金利が大きく変動した場合、年金資産の公正価値が減少した場合、年金資産による投資に損失が出た場合や、確定給付型年金制度の積立に関連する法令の変更があった場合、当社の積立債務が増加し、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。

＊ 当社の信用格付に変更があった場合、資金調達コストが増加する可能性がある。



当社の信用格付は、3Mの資金調達コストにとって重要である。主要格付機関は定期的に当社の信用プロフィールを評価しており、3Mの債務についてランク付をしている。かかる評価は、財務状態の健全性、事業及び財務面でのリスク、格付機関に対する透明性、適時の財務報告など、数多くの要因に基づいている。2022年12月現在、当社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスからは「A1」の信用格付（見通しは安定的）を取得しており、S&Pグローバル・レーティングスからは「A+」の信用格付（クレジット・ウォッチはネガティブ）を取得している。こうした格付により、3Mの借入コストは低い水準に抑えられ、数多くの貸し手からの資金調達が可能となっている。当社の資本構成にさらにレバレッジを加えることにより、将来における3Mの格付が変わる可能性がある。健全な投資格付水準を維持することが出来なかった場合は、当社の資金調達コスト、流動性、資本市場へのアクセスに悪影響が及ぶ可能性がある。

＊ 税率、税法若しくは税規制の変更があった場合、当社の財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の事業は、税率、税法及び規制、税務調査、並びに税務審査及び執行のあり方に影響を及ぼす米国及び海外の管轄区域における政治環境の変化など、税務関連の外部条件の影響を受ける。さらに、米国又は諸外国の税改革法による規制動向を含む税法の変更により、当社の連結損益計算書に計上される税務費用又は利益が発生する可能性がある。経済協力開発機構(OECD)の提供する税源浸食と利益移転(BEPS)統合フレームワークに関連し、複数の管轄区域の課税権の決定及び特定の種類の所得に適用される税率は変更される可能性がある。世界的な税法及び規制並びに遵守アプローチの進展する性質により、現時点では、これらの措置が当社の財務諸表に及ぼす最終的影響を見積もることはできないが、これらの措置は当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 当社のエアロ事業体が開始した自発的な連邦倒産法第11章による倒産処理手続き（「チャプター11手続き」）に関連するリスク

＊ 当社は、子会社のチャプター11手続きに関連するリスクの対象となっている。

2022年7月26日、いずれも当社の完全所有子会社である、エアロ・テクノロジーズ及びその一部の関連法人（以下「エアロ事業体」という。）は、エアロ事業体が過去に製造及び販売したデュアルエンド・コンバット・アームズ（バージョン2）耳栓及びマスク/呼吸保護製品に関連する潜在的な債務に対処するための、当社が資金拠出する信託を設立するために、破産裁判所の監督を求めるチャプター11手続きを自発的に開始した。これは、訴訟の責任があるとされるコンバット・アームズ（バージョン2）耳栓及びエアロ呼吸用マスク/アスベストの管理戦略の変更を示している。エアロ事業体は、2008年に当社により買収され、その関連子会社とともに、当時から当社の子会社として運営されている。3Mは、エアロ事業体と資金調達契約を締結し、補償を受ける権利があると決定されたすべての請求を履行するために信託に資金拠出し、チャプター11手続き中に業務を継続するエアロ事業体を支援することを約束した。チャプター11手続きに関連して数々のリスク及び不確実性があり、特に、チャプター11手続きに関連する法的リスク；当社の評判並びにその顧客、サプライヤー、連邦請負役人、従業員、規制当局、その他カウンターパーティー及びコミュニティーメンバーとの関係への潜在的な影響；当社の流動性又は経営成績への影響（これには、エアロ事業体との資金調達及び補償契約の条項の下でかかる請求を解決するために、当社の全ての支払い義務を完全かつ最終的に解決するために必要となる金額に関連するリスクを含む。）；チャプター11手続きの費用及び案件解決に必要な期間；更生計画の承認及び完了のため、請求者と許容可能な合意に達し、チャプター11手続きを進めるエアロ事業体の能力が含まれる。訴訟に内在する不確実性により、当社は、本件又はその他の進行中若しくは将来の訴訟の時期、結果又は財務的影響を予測することができない。

#### 当社のヘルスケア事業のスピンオフ計画に関連するリスク

＊ 当社は、ヘルスケア事業をスピンオフする計画に関連するリスクの対象となっている。

2022年7月26日、当社は、米国連邦所得税上の目的で当社株主に非課税となることを意図した取引において、ヘルスケア事業をスピンオフさせ、その結果、2つの独立した公開企業とする意向を発表した。スピンオフは、当社取締役会による最終承認、フォーム10届出書の提出及び有効性、内国歳入庁による非公開書簡裁定の受領、外部弁護士による税務意見、及び他の慣例的条件を含む、多くの条件を満足させることを条件とする。その多くが当社の支配の範囲外にある、要求される条件をすべて満たせない場合、スピンオフの完了が予想されたスケジュールに比べて遅れるか、又は妨げられる可能性がある。スピンオフの完了が遅れたり、又は予定されていた取引条件が変更され

た場合には、取引から期待される利益が減少したり、又はかかる利益が実現される時期が遅れる可能性がある。また、スピノフが完了した場合に、その取引から予想される利益が実現する、又は取引の費用若しくはディスシナジー効果（関連する再編取引のコストを含む。）が予想される金額を超えないという保証もない。スピノフが最終的に完了するか否かにかかわらず、当該取引が未決の間は、潜在的な事業の中断、当該取引に関連する事項に対する経営陣の時間の流用、当社の人材維持能力への影響、当社と顧客、従業員、規制当局及びその他カウンターパーティとの関係に対する潜在的な影響を含む、当社及びその事業に課題を課す可能性がある。さらに、当該取引は、米国連邦所得税上の目的で、当社株主には非課税となることを意図しているが、当該取引がこの取扱いに適格となるという保証はない。スピノフが最終的に課税対象になると判断された場合、当社、ヘルスケア事業、又は当社株主が、多額になる可能性のある所得税債務を負う可能性がある。これらの要因のいずれかが、当社の事業、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー及び当社普通株式価格にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

### 市場リスクに関する定量的・定性的開示

当社は、外国為替相場、金利及びコモディティ価格の不利な変動による損失リスクに起因する市場リスクを抱えている。これらの要素が変動することにより、当社の経営成績及び財務状態に影響が及ぶ可能性がある。経営幹部は、リスク管理及びデリバティブ活動について監視し、当社の一定の財務リスク政策と目標を決定し、デリバティブ商品の活用について指針を出す。また、統制及び評価、リスク分析、取引先信用承認並びに監視と報告に関わる一定の手順についても策定する。

当社は、金利スワップ、通貨スワップ、並びに先渡契約及びオプション契約における相手先の契約不履行により、貸倒損失を被る可能性がある。しかしながら、当社のリスクは商品の公正価値に限定されている。当社は、信用承認及び信用限度額を活用することにより、また、国際的な大手銀行や金融機関を取引先とすることにより、積極的に信用リスクに対するエクスポージャーを監視している。当社はこれら取引先が契約不履行となるとは予想していない。

#### 外国為替相場の変動リスク

外国為替相場及びその変動により、当社の海外子会社における純投資額が影響を受け、また、外貨取引に関連するキャッシュ・フローが増減する可能性がある。また、外貨建利益を米ドルに換算する上でのリスクも抱えている。当社は外貨建のキャッシュ・フローに対する為替変動の影響をヘッジするため、為替先渡契約及びオプション契約を締結している。これらの取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。当社は、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係を、予定取引が生じる前に指定解除する場合がある。予定取引に係る将来キャッシュ・フローの変動エクスポージャーをヘッジする最長期間は36か月である。また、当社は、一部の会社間財務バランスを含め、様々な非機能通貨建項目の価値における変動の影響を相殺するため、ヘッジ関係において指定されない為替契約を結んでいる。当社はまた状況に応じて、海外事業における当社の純投資額部分をヘッジするため、為替先渡契約及び外貨建債務を活用している。2022年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資に対するヘッジのいずれかとして指定された為替先渡契約及びオプション契約の名目元本総額は、米ドルに換算して、32億ドルであった。2022年12月31日現在、ヘッジ手段として指定されていない為替先渡契約及びオプション契約の名目元本総額は、米ドルに換算して、28億ドルであった。さらに、2022年12月31日現在、当社は、一部純投資に対するヘッジにおいて非デリバティブ・ヘッジ商品として指定された外貨建債務について元本で24億ユーロを保有していた。

#### 金利の変動リスク

当社は、発行済み又は将来発行予定の債券により、金利の変動による影響を受ける可能性がある。当社は、固定利付債と変動利付債を組み合わせて、金利リスク及び支払利息を管理している。さらに、当社は、公正価値ヘッジと指定され適格とされる金利スワップを締結する場合がある。これらの契約に基づき、当社は、合意された名目元本をもとに計算された固定金利及び変動金利の差額を指定した間隔で交換することに合意している。2022年12月31日現在、当社の金利スワップの名目元本総額は、（開始日現在の為替レートによる）米ドルへの換算後、800百万ドルとなった。

## コモディティ価格の変動リスク

当社は、コモディティ価格の変動リスクを、交渉による供給契約及び価格保護協定を通して管理している。

### 最大損失予想額

最大損失予想額分析は、為替相場、金利及びコモディティ価格の変動に対する当社の感度を評価するため、年に一度行われる。モンテカルロ・シミュレーション・テクニックにより、2022年12月31日現在当社が保有する債券、金利デリバティブ商品並びに外国為替及びコモディティ・エクスポージャーに関する税引後利益に対する影響が査定された。モデル（第三者銀行のデータセット）では、12か月のモデル対象期間に対して95%の信頼係数が使用された。このモデルは当社の将来の経験について示すことをその趣旨としていない。以下の表は、当該エクスポージャーに関連する税引後利益に対する潜在的なマイナス及びプラスの影響をまとめたものである。

|           | 税引後利益へのマイナス効果 |       | 税引後利益へのプラス効果 |      |
|-----------|---------------|-------|--------------|------|
| (単位：百万ドル) | 2022          | 2021  | 2022         | 2021 |
| 為替相場      | (315)         | (140) | 314          | 147  |
| 金利        | (18)          | (2)   | 18           | 2    |
| コモディティ価格  | (5)           | (21)  | 7            | 14   |

全世界における購入部品及び材料に関連するエクスポージャーは、毎年、年度末に分析されている。1%の価格変動により、1年につき約85百万ドルの税引前コストの増減が生じる程度である。全世界におけるエネルギー・エクスポージャーの規模は、10%の価格変動により、1年につき税引前で年間約45百万ドルの税引前コストの増減が生じる程度である。全世界におけるエネルギー・エクスポージャーには、当社の生産施設等において使用される電気、天然ガスを始めとするエネルギー費用が含まれる。

## 5 訴訟

以下は、2022年12月31日に終了した事業年度に係るForm 10-Kからの抜粋である。

### 法的手続き：

当社及び一部の子会社は、主に米国内における数々の賠償請求及び訴訟、並びに米国外における規制手続きに關与している。これらの賠償請求、訴訟及び法的手続には、(当社が現在製造・販売している又は過去に製造・販売を行った製品に関する)製造物責任、知的財産、商法、独占禁止法、虚偽請求取締法及び反キックバック法等の連邦健康保険プログラム関連法令、証券並びに米国及びその他法域における環境法が含まれるがこれらに限られない。別途記載のない限り、当社は下記のすべての訴訟及び法的手続に対して強固に抗弁している。随時、当社は、米国及び諸外国の様々な政府当局から召喚状、調査要求又は情報要請も受けている。当社は、通常、協力的、完全かつ適宜な方法で対応する。これらの対応には時間と労力が必要な場合があり、当社に大幅な費用が生じることになる場合がある。かかる要請は、当社その他に対する、請求の主張又は行政上、民事若しくは刑事上の法的手続の開始、並びに和解につながる可能性もある。法的手続き及び規制上の事項の結果はしばしば予測が困難である。当社の運営又は活動が適用ある法律又は規制を遵守していない又はしていなかったと決定された場合、罰金、民事若しくは刑事罰、並びに不正利息返還、停止若しくは締め出し又は差止救済を含む、衡平上の救済という結果となる可能性がある。

### 呼吸マスク／アスベスト訴訟

2022年12月31日現在、当社は、複数の共同被告と共に、様々な裁判所において原告約4,028名を代表する数多くの訴訟の被告となっている。2021年12月31日現在係属中の訴訟における原告者数は約3,876名であった。

係属中又は当社が和解に達した訴訟及び賠償請求の大半は、当社の一部呼吸マスク製品を使用したとし、他の被告が製造した製品に含まれる、あるいは通常職場に存在するアスベスト、シリカ、石炭の灰又はその他の業務上の粉塵に職場でさらされることにより身体的被害を受けたとして、当社及び他の被告に損害賠償を求めるものである。また、訴訟及び賠償請求の一部には、当社が以前製造した製品（特定されないことが多い。）若しくは他の被告が以前製造した製品に業務上さらされたことにより、あるいは当社の建物内でアスベストにさらされたことにより、身体的被害を受けたとする申立てに係るものがある。

現在当社が抱える新規及び係属中の件数は2003年のピーク時に比べ大幅に減少している。当社は、健全な原告による今後の申立ての件数は、これまでより大幅に減少すると予想している。その結果、中皮腫、その他の悪性腫瘍及び黒肺塵症を含む、より重大な損傷を申し立てる請求件数の全体に占める割合は大きくなるであろう。過去20年間以上、当社は、陪審員裁判の対象となった16件のうち15件（下記の2018年の訴訟を含む。）において、勝訴している。2018年、当社は、当社の呼吸用製品に欠陥があり、原告をアスベスト繊維から防護できなかったとの申立てに関わる2件の訴訟-2月のカリフォルニア州裁判所における1件及び12月のマサチューセッツ州裁判所における1件-につき、当社に有利な陪審員による評決を受けた。2018年4月、ケンタッキー州裁判所の陪審員は、当社の8710呼吸用製品に欠陥があり、2名の炭鉱労働者を炭鉱粉塵から防護しなかったとし、約2百万ドルの補償的損害賠償及び総額63百万ドルの懲罰的損害賠償を認めた。2018年8月、事実審裁判所は判決を下し、当社は上訴した。2019年、当社は、上記記載のケンタッキー訴訟における2018年4月の陪審員評決を含め、ケンタッキー州及びウェスト・バージニア州の大部分の当時係属中の炭鉱粉塵訴訟につき、340百万米ドルで和解し、上訴は却下されている。2020年10月、3Mは、ワシントン州キング郡で、3Mの8710呼吸器に欠陥があり、アスベスト繊維を防護できなかったことについて3Mに過失があったと主張する元造船所労働者に関係する呼吸器訴訟において陪審員に対して防御した。陪審員は、8710呼吸器には設計上又は警告上の欠陥はなく、3Mによるいかなる行為も原告の中皮腫の原因ではないと結論づけ、3Mを支持する完全な防御判決を下した。原告は判決を上訴した。2022年5月、ワシントン州の第1管区中間控訴裁判所は、3Mの裁判の勝訴を部分的に肯定し、部分的にこれを覆し、事実審裁判所は事実上の因果関係について陪審に指示する際にワシントン州法を誤適用したと結論づけた。ワシントン州最高裁判所は、この件の再審理を拒否した。

当社は、これら過去の裁判手続きにおいて、意図された方法及び意図された状況下で使用されれば、当社の呼吸用保護製品は主張の通り有効であるとの見解を示してきた。従って、当社は、原告の病状がたとえ重大であっても、当社の呼吸用保護製品によるものであると証明することはできないと確信している。しかしながら、当社の訴訟経験から、中皮腫、その他の悪性腫瘍及び黒肺塵症等のより深刻な障害を訴える患者による請求は健全な人々による請求より和解金が高額になることが示されており、従って、医学的に健全な原告による請求が圧倒的多数であったこれまでの経験に比べ、係属中の請求及び将来の請求を解決する上での1件当たり平均費用は今後も増加すると予想される。2020年後半以降、当社では、炭鉱粉塵にさらされたことにより傷害を受けたと提起される件数が増加しており、この増加は上記件数の増加の大半を占めている。

ウェスト・バージニア州の法務長官は2003年、当社及び呼吸用保護製品の製造会社2社に対し、ウェスト・バージニア州リンカン郡巡回裁判所において訴状を提出し、2005年にかかる訴状を修正している。修正訴状は、主に、塵肺症を発症した労働者全員に支給された補償及び医療給付金について州が負担したとされる費用の払戻金に対する多額の補償的損害賠償（額は未特定）及び未特定の懲罰的損害賠償を求めている。2019年10月、裁判所は、州の消費者信用保護法に基づき、3Mの呼吸器について誤解を招いたと州が主張する記載に関連して、違反行為1件につき最高5,000ドルの民事制裁金を求める、州の不法な取引慣行の請求を分ける申立てを認めた。不公正取引慣行請求の裁判官裁判は2023年2月後半に再設定された。州が保有する専門家証人は、最近、3Mが該当期間中に州に500万台超の呼吸器を販売したと推定しており、州は、販売された各呼吸器は、同法に基づく別個の違反行為であると主張している。3Mは、専門家の見積もりと、何が同法の別個の違反行為を構成するかに関する州の立場に異議を唱える。3Mは、当社の販売がいかなる時も同法に違反しなかったこと、州の請求は適用される時効に基づいて禁止されていることなど、様々な追加的な抗弁を主張している。当社は、当該訴訟のいずれの部分についても、賠償の発生は可能性が低く、また合理的に見積りもできないことから、現時点では賠償額の引当てをしていない。更に、主要な争点に関するウェスト・バージニア州による有意義な証拠開示もないことから、また、請求が製造会社2社に対しても申し立てられており、被告の賠償負担額が、連帯責任法及び事実認定者が各被告に割り当てる過失割合により変動する可能性がある為、損失額又はその範囲について見積もることはできない。

#### 呼吸マスク／アスベスト訴訟－エアロ・テクノロジーズ

2008年4月1日に、当社の子会社はエアロ・テクノロジーズの親会社であるエアロ・ホールディング・コーポレーション（以下「エアロ社」という。）の株式を取得した。エアロ社は、目、耳、頭、顔、落下防止器具及び呼吸保護具などの身体保護装置を含む様々な製品を製造販売していた。

エアロ社及び／又はエアロ社の呼吸用製品事業を所有又は運営していたその他の会社（アメリカン・オプティカル・コーポレーション、ワーナーランバート・LLC、AOコーポ及びキャボット・コーポレーション（以下「キャボット」という。））は、複数の裁判所において、当社を含むその他共同被告とともに、数多くの訴訟の被告となっている。これらの原告はマスク及び呼吸用製品を使用したとしており、また、その他の被告によって製造された製品から、又は、通常、職場で製造される製品から見つかった、アスベスト、シリカ関連、炭鉱粉塵、又はその他の業務上の粉塵に、職場においてさらされた事により身体的被害を受けたとして、エアロ社及びその他の被告に損害賠償を求めている。2022年7月、エア

ロ・テクノロジーズ及び一部の関連企業（以下「エアロ事業体」と総称する。）は、補償を受ける権利を有すると決定されたすべての請求（エアロ社呼吸マスク／アスベスト案件を含む。）を効率的かつ公平に充足するために、当社が資金提供する信託を設立するための裁判所監督を求める米国倒産法に基づく第11章手続きを自発的に開始した。これは、コンバット・アームズ・バージョン2・イヤープラグ及びエアロ社呼吸マスク／アスベストの主張される訴訟債務の管理戦略の変更を表している。その結果、3Mの当該信託に関連するコミットメントに対する見越額には、エアロ社呼吸マスク／アスベスト案件が含まれる。米国破産裁判所は、第11章手続きが進むにつれて、エアロ社呼吸マスク／アスベスト案件を停止した。追加情報については、エアロ・テクノロジーズのデュアルエンデッド・コンバット・アームズ・イヤープラグに関する「製造物責任訴訟」の項目の説明を参照のこと。

#### 先行の呼吸マスク／アスベスト―エアロ・テクノロジーズ事項/情報

自発的な第11章手続きより前に、かつ以前に開示された通り、2021年12月31日現在、当社では、エアロ社の子会社を通して、現在及び今後のエアロ社に関するアスベスト及びシリカ及び炭鉱粉塵関連賠償請求に係る製造物責任及び弁護費用として46百万ドルを計上している。訴訟費用並びに和解及び判決に対する責任は、エアロ社、キャボット、アメリカン・オプティカル・コーポレーション及びワーナーランバートの子会社並びにそれらの各保険会社（Payorグループ）間の非公式の協定で分担されている。かかる債務は、「A0セーフティ」ブランドで呼吸用製品を売却した年数及び／又はアメリカン・オプティカル・コーポレーションのA0セーフティ部門を所有した年数並びに個人の原告が危険にさらされたと主張する年数に基づいて当事者間で配分されている。

偶発債務に関するエアロ社の負担は、1995年7月11日付でエアロ社とキャボットが締結した契約によって、更に限定されている。この契約は、エアロ社がキャボットに四半期当たり100,000ドルの費用を支払う限り、キャボットが1995年7月11日より前に販売された呼吸用製品に関するアスベスト、シリカ及びシリカ製品の製造物責任賠償請求に対する責任及び債務を有し、エアロ社を免責すると規定している。特定の呼吸用製品が販売開始後どれほどの期間市場に出回っているかを判断することは難しいため、エアロ及びキャボットは、この契約を、1997年1月1日より前のアスベスト、シリカ及びシリカ製品に関わる呼吸用製品の使用によって生じた賠償請求に適用している。これらの契約の締結により、エアロ社の潜在的債務は、1997年1月1日より後のアスベスト、シリカ又はシリカ製品との接触を伴う呼吸用製品の使用により生じたと主張される損害に限定された。これまでエアロ社は四半期当たりの費用を支払うことを選択してきた。エアロ社がこの契約への参加を中止することを選択した場合、又はキャボットがこの件に関しこれ以上その責任を負うことが不可能になった場合、エアロ社はキャボットとの契約の対象となっている1995年7月11日より前の期間に対して追加的な訴訟にさらされる可能性がある。

状況の進展により、エアロ社の見積債務額に影響が出る可能性が生じる。こうした状況の進展には、(i)将来の申立件数が大幅に増減した場合、(ii)申立解決にかかる平均費用が大幅に増減した場合、(iii)申立てにおいて発生する必要な弁護費用が大幅に増減する場合、(iv)申立ての内容及び性質に大幅な変更があった場合、(v)裁判及び上訴の結果による場合、(vi)かかる申立てに適用される法律及び手続きに大幅な修正、変更のあった場合、(vii)共同被告間の責任配分が大幅に変更となった場合、(viii)適用される保険の補償限度の消尽を含む支払グループメンバーの財務上の実行可能性、並びに／又は(ix)エアロ社が見積もった責任分担の契約上の債務の解釈が正確でない場合などがあるが、これらに限定されない。当社が、こうした潜在的な状況の進展の、エアロ社への既存及び将来の請求に関する現時点での責任負担見積への影響を判断することは、不可能である。上記のいずれかの状況の進展が生じた場合、既存及び将来の請求に対するこうした責任の実額は見越し額よりも大幅に大きくなる可能性がある。

今後提出される申立ての件数、将来の申立てにおける支払側の責任の分担に関わる問題、及びエアロ社の見積債務額に影響を及ぼす可能性のある複数の状況の進展等を予測することは難しい為、当社は、エアロ社の債務額が当社の引き当てた見越し額を超過する場合、その額と超過の度合いを見積もることができない。

#### 環境問題及び訴訟

当社の事業は、大気汚染、污水排出、有毒又は有害物質、並びに土壌及び有害廃棄物の処理に関係するものを含む世界中の政府、州及び地方自治体によって実施されている環境法規に従っており、これらの多くは米国及び国外における民間団体が訴訟権を有する。これらの法規は、特定の状況下において、汚染調査及び対策、公害防止装置への資本投資、自然資源を破壊した場合の復旧及び／又は賠償、身体的被害及び財物損壊に対する賠償の請求の基礎となる可能性がある。当社はこれらの法規に準拠し、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求に対する防御活動を行いながらも、環境責任の観点から事業運営を修正して費用及び資本的支出を計上しており、今後も継続して計上する予定である。当社は、環境責任を果たし、かつ環境法規に準拠し、世界規模の事業において業務遂行の環境基準に関連する方針を確立し、定期的に更新している。

米国の「1980年環境問題に対する対応、補償及び責任に関する包括法」（CERCLA）並びに類似する州法を含む環境法に基づいて、当社は、有害物質が放出又は処分された現在又は過去の設備及び敷地外の場所に関する環境汚染の対策費用の負担において、時に他の潜在的に責任を有する当事者と連帯責任を負う場合がある。当社は、汚染の復旧について当社にも責任がある可能性のある場所を多数特定している(その多くが米国内である。 )。

### 環境問題

当社は、ペルフルオロ酸（PFOA）、ペルフルオロオクタン・スルホン酸（PFOS）、ペルフルオロヘキサン・スルホン酸（PFHxS）、ペルフルオロブタン・スルホン酸（PFBS）、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸（HFPO-DA）並びにその他ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル物質（総称してPFAS）を含む様々なペルフルオロ化合物の、環境及び健康に及ぼす潜在的影響について、地方自治体、州、連邦政府（主に米国環境保護庁（EPA）及び国際機関が行う調査に自発的に協力している。2000年5月における段階的生産中止の決定により、当社はもはやPFOA、PFOS、PFHxSを含む一定のPFAS化合物及びそれらの前駆体化合物を生産していない。かかる段階的生産中止の決定から約2年の間にこれら化合物の大半について生産と活用を中止し、最終的には、2008年末までに生産及び活用を全て中止した。当社は引き続き、ペルフルオロブタン・スルホン酸（PFBS）の前駆体化合物を含むがこれに限られない、様々な短鎖PFAS化合物を製造している。これらの化合物は、工学的フッ素系流体、フルオロポリマー及びフルオロエラストマー並びに界面活性剤、添加物及び塗膜を含む、様々な製品の原材料として使用されている。当社は、これまでのライフサイクル管理と生物濃縮性で難分解性の化学物質の活用方針に関連した原材料識別過程において、製品中の意図した物質として購入した原料中の、又は一部の当社の現在の製造プロセス、製品及び排水流における副産物としての一定のPFASの存在を引き続き検討、管理または除去する。

2022年12月、3Mは、2025年末までにすべてのPFAS製造から撤退すること、並びに2025年末までに製品ポートフォリオ全体でのPFASの使用の中止に取り組むことの2つの措置を取ると発表した。3Mの決定は、環境におけるPFASの存在の低減又は除去に焦点を当てた規制動向の加速化、及び利害関係者の期待の変化などの複数の要因を含む、進展する外部環境の慎重な検討及び徹底的な評価に基づいている。

### PFAS規制及び法制活動

PFASに関する規制及び法制活動は、米国、ヨーロッパ及びそれ以外の場所において、また特定の国際機関に対しても加速している。こうした活動にはエクスポージャー及び使用情報の収集、リスク評価活動、規制上のアプローチの検討、並びに製品におけるPFASの様々な用途及び製造排出におけるPFASに対するますます厳格化する制約が含まれ、場合によっては、一定のPFAS化合物について検出不能な限度に向かうこともある。排出並びに土壌及び水（飲料水を含む。）などの環境媒体中のPFASの規制は、ますます減少し続けるレベルに設定されている。世界的な規制はまた、より広いグループのPFASに一層焦点を当てているようであり、現行製品で使用されているPFAS化合物を含む可能性がある。当該活動が継続し、規制が最終的かつ強制可能となった場合、3Mは、新たな規制要件を遵守するために、又は訴訟若しくは追加の施行措置の結果として、多額の費用を負担する可能性がある。このような規制上の変更は、3Mの評判にも影響を及ぼす可能性があり、また、法的な防御策が規制上の閾値に依存している場合、又は規制の変更が世間の認識に影響を及ぼす場合には、そのコスト及び潜在的な訴訟エクスポージャーを増加させる可能性がある。規制上の飲料水及びその他の基準が多様かつ急速に進展していることを考えると、必要とされる可能性のある修復及び制御技術に関連する業界及びコミュニティにとっての潜在的なコストについては、現在大きな不確実性が存在する。

### 欧州

欧州連合では、3Mがドイツ及びベルギー等にPFAS製造施設を有するが、最近の規制活動には、EUの化学物質登録、評価、許可及び制限（REACH）に関する規則及びEUの残留性有機汚染物質（POPs）規制に基づくPFAS又は一定のPFAS化合物への種々の制限に関する予備的な及び進行中の双方の作業が含まれている。PFOA、PFOS及びPFHxS（及びその関連化合物）も、ストックホルム条約に記載されており、この条約は180カ国超で批准されており、一定の記載物質の世界的な除去（狭い例外を除く。）を目指している。

2023年1月、欧州化学物質庁（ECHA）は、REACHに基づくクラスとしてのPFASの広範な制限に関する提案を受けた。ECHAは、2023年2月に公開協議案を公表する予定であると述べている。

2023年1月以降、EUの食品汚染物質規制は、食品（卵及び動物由来の肉）に含まれる4つのPFAS（PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）を対象としており、これらの化学物質のレベルが規制上の閾値を超えて含有される食品の販売を全加盟国で禁止している。加盟国が規制を実施していることから、ドイツのゲンドルフ施設を運営する3M子会社であるダイニオンは、地



方自治体及び農家と協調して、何らかの改善措置が必要かどうかを判断するために、食品サンプリングのパイロットプログラムを提案した。

EUは飲料水中のPFASを飲料水指令を介して規制しており、飲料水中の20のPFASの合計につき、1リットルあたり0.1マイクログラム（ $\mu\text{g/l}$ ）（又は10億分の0.1（ppb））の限度を含む。加盟国は2023年1月まで、自国でこの指令を実施しなければならない。

ダイニオンは、重要な乳化剤のリサイクル工程を有しており、リサイクル後は少量のPF0Aが、一定の早期工程段階の意図しない不可避な副産物として存在する。2021年以降適用のPF0Aに関するEUのPOPs規制の改正の適用可能性に関して、ダイニオンは進行中のプロセス改善について、関係するドイツの管轄当局と積極的に協議した。プロセス改善の実施及び分析作業は継続中である。

当社の子会社である3Mベルギーは、ベルギーのアントワープ州ズウェインドレヒトにある3Mベルギーの施設及びその近辺の過去のPFAS汚染について、公共フランドル廃棄物局（OVAM）と共同で、数年間にわたり調査及び是正を進めてきた。アントワープの環状道路建設プロジェクト（オースターウェール・プロジェクト）に関連し、広範囲にわたる土壌工事を行ったが、2021年6月、フランドル議会により、ズウェインドレヒト施設周辺の土壌及び地下水で発見されたPFASを調査するための司法調査権を持つ調査委員会が結成された。3Mベルギーは、2021年6月及び9月のフランドル議会の委員会公聴会において、PFAS関連事項について証言した。フランドル議会、環境大臣及び規制当局は、ズウェインドレヒト施設からのPFASの放出に関連する情報の調査及び要請を開始した。当社は当局と調査及び情報要請で協力してきており、当社は、後述するように、当局が3Mベルギーのズウェインドレヒト施設での業務の監督を継続している間、継続的に当局と協働している。これとは別に、当社は、既に開示されているように、ズウェインドレヒトの住民の一部及び非政府組織が、3Mベルギーに対して、アントワープの調査裁判官に、環境保護義務に違反して廃棄物を違法に廃棄したとして刑事告訴を提起したことを認識している。一定の追加の当事者が訴状に参加したとされる。3Mベルギーは、かかる訴状を送達されていない。

安全対策 - 廃水排出。2021年8月、フランドル政府は3Mベルギーに、敷地廃水処理場への侵入を防ぐために、一定の処理廃水の捕捉を義務付ける安全対策を課した。3Mベルギーは、適切な法的及び事実に基づく根拠を欠いているとの考えから安全対策に上訴したものの、3Mベルギーは必要な措置を迅速に実施した。

2021年10月、アントワープ州は、廃水排出認可に具体的に特定された9つのPFAS化合物について、より低い排出限度を一方的に採用し、認可に特定の限度がないPFAS化学物質を排出することを本質的に禁止する特別な条件を追加した。3Mベルギーは、2022年7月1日に発効し、24の異なるPFASのための厳格な新限度を含む2年の新しい許可証を2022年5月に受けた。3Mベルギーは、最近導入された追加の制御システムによって、これらの限度を満たすことができるようになると考えている。その後、環境執行当局は最近、3Mベルギーに対し、特別条件に従い、3Mベルギーは一定の追加的な「短鎖」PFASについて排出限度を申請しなければならないと考えていると通達した。3Mベルギーは、当局の立場に異論はあるものの、許可証に追加的なPFASを追加するよう修正する申請を作成中である。3Mベルギーは、追加的な短鎖PFASのために規定される限度を予測するには情報が不十分であり、したがって、現在又は将来の廃水処理システムが、現在考えられているように、将来課される限度を満たすかどうかを評価することができない。2022年12月、3Mベルギーは、フランドル環境検査局から、ズウェインドレヒト施設からの排水中の一定の短鎖PFAS化合物の排出に関する公式違反報告書を受領した。3Mベルギーは以前、これらの化合物を確認し、その結果を検査局と共有した。問題の化合物は、該当する排水排出許可証に特定の排出限度が設けられておらず、また、違反報告書は、許可証に特定の排出限度を設けていないPFAS化合物の検出可能な排出を禁止する許可証の特別条件に言及している。3Mベルギーは、特別条件の解釈、及びそれに遵守するために許容される期間について、検査局の解釈に同意していない。さらに、3Mベルギーでは、違反報告書で特定された短鎖PFASを含む廃水が処理システム又はその排出物に流入しないよう、捕捉プロセスを導入した。3Mベルギーは、特別条件に従うことは、法的に要求される汚染された地下水の採取及び処理を停止することを意味すると検査局に通知した。検査局はこの事実を認めながらも、3Mベルギーが引き続き地下水の採取及び処理を続けることを主張した。地下水処理は継続されており、3Mベルギーは、短鎖PFASのパラメータを追加するために、廃水許可証の変更を申請する予定である。3Mベルギーは、特別条件を遵守し、違反報告書で特定されたPFASを含むすべてのPFASの排出量を最小限に抑える努力を続けるが、短鎖PFASの排出限度を満たすことができない場合、3Mベルギーの通常の業務及び同施設から製品及び他の材料を受け取る当社の事業に著しい悪影響を与える可能性があり、その中には、他の3M施設から同様の量が得られない場合もあり、ひいてはこれらの事業が顧客への供給義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。

安全対策 - 排出。既に開示されているように、フランドル環境施行省は2021年10月に、工程ごとに具体的に承認されない限り、それまでは、施設からのあらゆる形態のPFASのすべての排出を禁止する新しい安全対策を発表した。3Mベル

ギーは、その上で、とりわけ、申立て過程の係属中の安全対策の緊急停止を求めて、州評議会への申立て過程を開始した。同時に、3Mベルギーでは、影響を受けた施設での生産を不稼働とすることで、安全対策を遵守した。州評議会は、安全対策の緊急停止を認めなかった。3Mベルギーは、特定のPFAS関連生産工程の再開を検討するため、関係当局との定期的な頻度の会合を設けた。当局は最近、PFASの水中への放出に安全対策が適用されることを明らかにし、そのため要望に応じて検討を拡大している。

2022年10月、3Mベルギーは、フランドル検査局から、2022年3月にズウェインドレヒト施設の査察中に指摘された一定の安全衛生問題について、いくつかの関連する欠陥があるとして、2010年までさかのぼって報告を受けた。2022年12月、3Mベルギーは、当該主張に対する回答を、適用可能な場合は、遵守に関する計画及びスケジュールを含めて検査局に提供し、また、取るべき是正措置について、引き続き検査局に通知する予定である。

2022年7月現在、当局は主要な生産プロセスの再開を承認しており、3Mベルギーは引き続き必要な監視及び報告活動を実施している。ベルギー政府当局は、引き続き3Mベルギーの業務の監督及びズウェインドレヒト施設で適用される要件の遵守を維持している。2022年9月、環境施行省は、3Mベルギーが安全対策の免除を誤って解釈したため、一定の生産ラインの操業における安全対策を完全には遵守していないと主張する違反報告書を発行した。環境施行省と協議が進められており、現在、当該生産ラインは安全対策の検討及び承認規定に沿って対応が行われている。主要な生産プロセスの再開及び/若しくは継続的な操業を当局は承認したが、進行中の監督レビューにおけるマイナスの進展、又はすべての生産プロセスを完全に再開することができないことは、3Mベルギーの通常業務並びに施設から製品及びその他材料を受け取る当社の事業に著しい悪影響を与える可能性があり、その中には他の3M施設から類似の量が入手できないものもあり、ひいてはこれらの事業が顧客への供給義務を果たす能力に影響を与える可能性がある。以前にフランドル政府より報告を受けた土壌堆積に関する行政措置は遵守されており、3Mベルギーは期限前に土壌堆積を除去した。

不履行通知 - 環境法遵守。また、2021年9月、フランドル地域は、ズウェインドレヒト施設由来のPFASに起因する土壌及び水への影響について、環境法違反を主張し、PFAS関連情報、補償及び浄化計画を求める不履行通知を発出した。2021年9月、3Mは不履行通知に応じ、農産物の販売制限の影響を受けた地元の商業農家への支援、敷地排出管理技術の強化など、ズウェインドレヒト地域に関連する行動に向こう3年間で最大125百万ユーロを投資する計画を発表した。3Mはまた、継続的な敷地外の記述土壌調査及び適切な土壌浄化のための支払いを約束している。2022年3月、当社は、ズウェインドレヒト施設で以前に生産された過去のPFASに対処するための修復措置を進めるため、150百万ユーロの投資を発表した。認定された第三者の土壌修復専門家は、3Mベルギーの現場及び一定の周辺地域での修復活動に情報を提供するための記述的土壌調査に基づく修復行動計画に向けて進捗している。3Mベルギーの代表者は、フランドルの汚染土壌及び地下水の修復を公的機関と民間団体の双方に義務付けるフランドル土壌令に関連して、さらなる土壌修復活動について関係当局と議論を続けている。3Mベルギーは、ベルギーの行政裁判所から予想される諮問意見を受け、2023年に最終決定される可能性のある行政決定案を通じたものを含め、土壌令の下での修復義務を拡大する将来の政府行政決定の可能性を排除することはできない。3Mベルギーは、いくつかの手続き上及び法律上の問題を特定した書簡を、提案された行政決定とともに同裁判所に提出した。2023年1月にフランドル政府から受領したフランドル土壌令に基づく修復行動計画に関する通知に対して、対応を予定している。

2022年7月、3Mベルギー及びフランドル政府は、ズウェインドレヒト施設に関連する合意を発表した。この合意に基づき、3Mベルギーは、特に、前述の以前のコミットメントを含め、総額571百万ユーロを約束した。全体として、このコミットメントには、敷地排出制御技術の強化、適格な地元農家への支援、一定の特定された優先的修復措置に対応する金額（これには、フランドル土壌令の下で要求される追加措置の支援が含まれる可能性がある。）、ズウェインドレヒト施設からのPFAS排出に関連してフランドル政府が独自の裁量で使用する資金、並びに現金及び支援サービスでのオースターウェール・プロジェクトへの支援が含まれる。この合意には、現在の訴訟を終結させ、3Mに一定の責任免責を提供する一定の規定が盛り込まれているが、一方でフランドル政府は、市民を守るために将来行動する権限を保持していることを認識している。これらの措置に関連して、当社は2022年上半期に約500百万ドル、2022年第2四半期には約355百万ドルの税引前費用を計上した。

民事訴訟 - 2022年12月31日現在、3Mベルギーに対する訴訟は計9件、ベルギーの民事裁判所で係属中である。この訴訟には、PFASによる土壌及び廃水又は雨水汚染の疑いがあるとして近隣会社及び他社が主張した請求、並びに環境NGO及び数百人の個人による不法行為責任賠償請求及び環境差止手続きが含まれている。そのうち1件は司法審問が2023年4月に再設定され、もう1件は2023年2月に予定されており、その他の件は初期の段階にある。

オランダ政府は、ベルギーとオランダを流れる河川である西スヘルデ川のPFAS汚染疑惑に関連する企業から損害賠償を求める潜在的な請求を調査していると示唆している。



米国では、EPAは、PFOA及びPFOS双方の入手可能なデータ研究を総括し、人体への影響に関する評価をまとめた。2021年10月、EPAは「PFAS戦略ロードマップ：EPAの2021-2024年行動へのコミットメント」を公表した。これは、PFASの理解を深めるための研究への投資、PFASの人体及び環境への暴露を積極的に制御するための包括的アプローチの追求、並びに環境中のPFASの浄化範囲の拡大及び加速を含むEPAのPFASに対するアプローチを示すものである。

2022年6月、EPAは、PFBS（2,000ppt）及びHFPO-DAとその塩（「GenX」）（4ppt）に関する新しい最終生涯健康勧告値、並びにPFOA（.004ppt）及びPFOS（.02ppt）に関する新しい暫定生涯健康勧告値を公表した。生涯健康勧告値は、特定の期間に渡ってさらされても健康への悪影響が生じないと見込まれる飲料水の汚染濃度についての情報を提供することを意図している。健康勧告は、強制力がなく、規制されていないが、EPAが、以下でさらに説明する国の一次的な飲料水基準を設定する際に同じ方法論又はその他の国若しくは州の規制を用いる場合、3Mは、将来の遵守費用、起こりうる訴訟及び/又は施行措置を含め、追加費用及び潜在的エクスポージャーを被る可能性がある。

2021年5月、保健福祉省内の米国環境有害物質・特定疾病対策庁(ATSDR)は、PFOS、PFOA及びその他いくつかのPFASについて最低リスク水準(MRL)を制定した一定のPFASの毒性プロファイルを最終化した。MRLは、特定の期間に渡ってさらされても、癌以外の有害な健康への影響の相当なリスクがないと見込まれる1日当たりのヒトに対する有害物質の量の見積もりである。MRLは、スクリーニングレベルを設定しており、ATSDR又はその他当局の浄化又は行動水準を定義することを意図していない。それより前の2021年4月、EPAは、PFBSの最終毒性評価を公表した。

2022年5月、EPAは、2021年5月のMRLに基づく地域スクリーニング及び除去管理レベルのリストに、HFPO-DA、PFOS、PFOAペルフルオロノナン酸(PFNA)及びペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)の5つのPFAS物質を追加した。EPAは以前2014年にPFBSを両リストに追加した。地域スクリーニングレベルは、さらなる調査を必要とする可能性のある汚染媒体を特定するために使用され、地域除去管理レベルは、EPAがCERCLAに基づく一定の措置を支援するために使用される。

EPAは、科学諮問委員会(SAB)に最大汚染水準目標(MCLG)を策定するために提案されたアプローチを参照することにより、2021年11月にPFOA及びPFOSのための国内の予備的飲料水規制の設定プロセスを開始した。当社は2021年12月に最初のコメントを、2022年1月及び2月に補足コメントを提出した。2022年8月、科学諮問委員会は、EPAが提案したMCLG策定のアプローチ案を分析した最終報告書を公表した。EPAは、2022年10月に、OMBにレビューのため、PFOA及びPFOSのMCL及びMCLG草案を提出した。EPAは、2023年初頭に提案されたMCLG及び国の一次飲料水基準を公表する予定である。2022年11月、EPAは最終的な飲料水汚染物質候補リスト5(CCL 5)を公表した。このリストには、現在国の一次飲料水規制の対象となっていないが、EPAが飲料水安全法(SDWA)の下で規制を検討しているPFASの幅広いグループが含まれている。2022年12月、EPAは、PFASの要件をクリーンウォーター法合衆国汚染物質排出削減制度(NPDES)の許可証プログラムに組み込むための州へのガイダンスを発行した。これには、PFASの監視及び産業排出におけるPFASの限度を組み込むよう要求する勧告が含まれる。

2021年10月、EPAはニューメキシコによる申立てを受けて、資源保全再生法(RCRA)に基づく有害成分として4つのPFAS化合物を指定する規則制定に着手することを発表した。さらに、2022年9月、EPAは、PFOA及びPFOSをCERCLAに基づく有害物質として指定する計画を行政管理予算局(OMB)に正式に提出した。さらに、2022年9月、EPAは、PFOA及びPFOS（それらの塩及び構造異性体を含む。）をCERCLA有害物質としてリストに記載する提案を連邦官報に公表した。3Mは2022年11月にEPAの提案に対するコメントを提出した。CERCLA又はRCRAの指定が確定され、強制可能となった場合、3Mが業務を行う場合、又は3Mが廃棄物を処分した場合、3Mは追加の調査又は修復活動を行うことが必要となる可能性がある。3Mはまた、他の事業体が抱える可能性のある浄化費用への拠出に対して、これらの法律に基づいて責任を負う他の事業体からの追加訴訟に直面する可能性がある。

EPAはまた、緊急計画及び地域の知る権利に関する法律の一部である有害物質規制法(TSCA)及び有害化学物質排出目録(TRI)に基づくPFASに関する報告及び制限を増やすためにいくつかの行動をとってきた。EPAは、2021年7月現在、TRI報告書に記載しなければならない物質リストに、170超のPFAS化合物を追加した。2022年12月、EPAは、緊急計画及び地域の知る権利に関する法律(EPCRA)に基づく報告の対象となるPFASを、これらのPFASの最小限の使用に関する有害化学物質排出目録(TRI)報告を義務付ける、高懸念化学物質下限値(高懸念化学物質)のリストに追加するための提案された規則を公表した。

2023年1月、EPAは、当社を含む製造業者に対し、PFASであるHFPOに関連する一定の安全衛生試験を実施し、その結果をEPAに提出することを要求するTSCAに基づく試験命令を発出し、3Mはその初回対応を提出している。

2022年4月、EPAはPFOA及びPFOSに関する水生生物基準草案を公表した。これらの基準は、いったん確定されれば、クリーンウォーター法の下で水生生物保護のための水質基準を策定している州で使用される場合がある。3Mは2022年7月に基準草案に対するコメントを提出した。

## 米国：州の活動

いくつかの州の法制又は州の環境庁が、PFOS、PFOA及びその他PFASについて浄化基準、地下水の値又は飲料水の値を評価し、又はそれに関して行動をとっており、当社は、様々な対応コメントを提出している。

ミネソタでは、ミネソタ衛生局は、2017年5月、安全健康基準値（HBV）は「長期にわたる人口全体の健康上のリスクを低減するためのものであり、最も健康リスクのある市民を守るために複数の安全要因に基づいているが、この州の住民の大半に対しては過剰に保護的なものとなっている」とした。2021年時点で、現行のHBVは、PFOAを35ppt、PFOSを15ppt、PFHxSを47ppt及びPFBSを2ppbと定めている。

ミネソタ州汚染管理局（MPCA）は、2022年3月、PFAS監視計画最終版を公表した。監視計画の予備的な範囲内にある137カ所あるミネソタ州の施設のうちには、コテージグローブ、メイプルウッド、ハッチンソン及びウッドベリーの4つの3M施設がある。

一定のPFASのための飲料水基準を最終化した州には、カリフォルニア州、バーモント州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ニューハンプシャー州、ミシガン州、マサチューセッツ州、ペンシルベニア州及びウィスコンシン州がある。

他のいくつかの州でも、食品包装、カーペット及びその他製品のPFOA、PFOS及びその他PFAS化合物に関連し、評価を行っており、又は措置を講じた。例えば、2022年6月、コロラド州では一定の消費者製品（カーペット及び家具、生地処理、食品包装並びに意図的に付加されたPFASを含む子供向け製品を含む。）の販売を制限する法律が制定された。

2022年10月、カリフォルニア州は、一定のPFASを含有する繊維及び化粧品の製造、販売流通を禁止する法律を可決した。さらに、2021年及び2022年、カリフォルニア州はPFOS（及びその塩並びに形質転換及び分解前駆体）及びPFOAを発がん物質として、PFNAを生殖毒性物質としてプロポジション65法に基づく収載を完了した。また、カリフォルニア州は、PFDA、PFHxS及びPFUNDAを生殖毒性物質としてプロポジション65法に基づき収載することを提案している。

2021年夏、メイン州は、2030年1月1日から意図的にPFASを製品に追加することを禁止し、2023年1月1日から意図的に追加されたPFASを含有する製品の広範な報告を要求する、ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル物質汚染防止法を成立させた。2022年12月、3Mは、同法に準拠して、過去2年間に米国で販売された意図的に追加されたPFASを含有する製品のリストを、メイン州環境保護局に提出した。

2020年10月、ニュージャージー州上級裁判所の上訴部に、ニュージャージー州のPFOS及びPFOA規則の有効性に異議を申し立てるために、3M及び他の複数の当事者が上訴通知を提出した。2021年1月、控訴部は当該集団の規制停止の申立てを否定した。2022年11月、裁判所は口頭弁論を開催した。

2021年3月、3Mはニューヨーク州保健省に対して、PFOS及びPFOAのために当局が設定した飲料水基準は、恣意的で、法的に必要とされるプロセスを遵守していないため、これを無効にすべきであるとする訴訟を提起した。本案に関する口頭弁論は2021年12月に行われた。2022年6月には、裁判所は、当社の訴訟を正当な理由で否認及び却下する判決を下した。当社は2022年7月に上訴通知を提出し、2023年1月に上訴を追求しないことを決定した。

また、2021年4月に、3Mはミシガン州環境・五大湖・エネルギー省（EGLE）に対して、EGLEが加速的なタイムラインで公布した飲料水基準を無効にする訴訟を提起した。2022年11月、裁判所は、実体についての略式判決を求める3Mの申立てを認め、関連費用を適切に検討しなかったことに基づくEGLEの規則を無効にした。裁判所は、上訴の係属中、判決の影響を停止した。EGLEは2022年12月にこの決定を上訴した。

2018年から2022年の間に、7つの州がPFASを含む消火用個人防護具（PPE）の書面による通知を要求する法律を制定しており、そのような法律の大半は、不遵守について民事制裁金の可能性を規定している。2022年11月、当社は、スコット・セーフティ自給式呼吸器を含む、一部の自社商品について、必要な通知を提供しなかった可能性が高いことを明らかにした。当社は、2022年11月から、当該製品について書面による通知の提供を開始した。さらに、当社は、潜在的な不遵守の範囲を決定するための作業を継続し、適用可能な場合は各州に対して自主的な自己開示を行い、これらの州と協力して潜在的な不遵守に対処し、解決する意思を表明している。当社は、現時点で、これらの州が取る可能性のある最終的な結果又は措置を予測することはできない。

前述その他の法的手続き及び活動の結果、米国、ヨーロッパその他において当該化合物に関して何らかの追加的規制が実施されるとしても、それがどのようなものであるか、又はその当社への結果について、その製造業務及び製品に対するものも含め、当社は予測することはできない。多様で急速に発展する規制基準を考慮すると、要求される可能性のある

修復及び制御技術に関連する業界及びコミュニティにとっての潜在的なコストについて、現在、大きな不確実性が存在する。

#### アラバマ州の過去のPFAS製造業務に関連した訴訟

既に報告したように、3Mは、3Mのアラバマ州ディケーターの製造施設による財産及び水供給のPFAS汚染の疑いに関する数多くの請求を解決した。2019年4月、当社は、西モルガン-東ローレンス上下水道局が提起した訴訟について新たな水濾過システムに融資される35百万米ドルで和解し、これにより、当社は、当社PFASに関する責任又は損害賠償を主張する水道局に対する一定の訴訟の結果から生じる債務から水道局を免責する。2021年10月、当社は、水道局が飲料水を提供した原告が提起した集団訴訟（以下、「Linsey」訴訟という。）について、軽微な額で和解した。2022年3月、裁判所は、クラス和解の承認の最終命令を発出し、訴訟を退けた。2021年10月、3Mはまた、テネシー・リバーキーパー組織、「St. John」原告クラス、「Stover」、「Owens」及び「Chandler」案件の原告との訴訟解決のための合意に達した。裁判所は、2022年4月、「St. John」集団訴訟の和解の最終承認、その後「Stover」、「Owens」及び「Chandler」案件の原告は却下を提出した。2022年6月、裁判所はテネシー・リバーキーパー訴訟を確定力のある決定として棄却した。2021年11月、3Mはディケーター市、ディケーター公益事業及びモルガン郡と協力協定を締結し、その中で、当社は約99百万ドルを拠出することに合意し、また、この地域における一定のPFAS関連事項に引き続き取り組むことに合意した。この拠出は、市、郡及びディケーター公益事業によるコミュニティ再開発及びレクリエーション・プロジェクトを含む、ディケーターにおける生活の質及び全体的な環境を改善するためのイニシアティブに関係している。また、モルガン郡の埋立地における一定のPFAS問題への対応や、PFASの除去に関連して以前に発生した費用の払戻しも含まれる。3Mは、過去に当社が廃棄物を処分し、当該地域での環境特性評価を継続する一部の他の閉鎖した自治体敷地において、PFASへの対応を継続する。この作業は、3MがADEMと2020年に締結した暫定同意命令を補完するものであり、3Mディケーター施設及び過去の処分場におけるPFASの存在可能性に関する地下水などの環境媒体のサンプリング、並びに適切な是正措置の実施支援を含む。2022年3月、3MはBillings案件の原告と和解合意に達し、2022年8月に同件は却下された。2022年8月、3MはKing案件の個人原告37人が提起した人身傷害賠償請求を和解することで合意した。3Mは、旧3M処分場に関連する請求について、個々の不動産所有者と交渉を続けており、そのような請求のいくつかについては軽微な金額で解決している。

2020年9月、グイン市水道事業・下水道委員会（グインWWSB）は、アラバマ州裁判所において3Mに対する訴訟を提起し、グイン水系におけるPFAS汚染は、3Mのグイン施設での製造業務及び近くの埋立地での処分活動に起因すると主張した。グインWWSBは、3Mと協力して、この地域における化学物質の有無をさらに調査するために、訴訟を確定力のある決定として棄却した。2021年12月、当事者は和解に達し、これに基づき、3Mは、グインの飲料水及び新規排水処理施設の新規処理システムに使用される30百万ドルの拠出に合意した。2022年3月、グインWWSBの公共料金納付者を代理して、新たな暫定集団訴訟がアラバマ州北部地区で提起された。被告には、3M、グイン埋立地、グインWWSB及び一部の廃棄物輸送業者が含まれる。この訴訟は連邦裁判所に移管され、2022年12月にAFFF MDLに移送された。

2022年8月、アラバマ州コルバート郡は「St. John」の和解からの脱却を選択したが、アラバマ州ディケーターでの業務からの排出により、郡が飲料水を取り込むテネシー川が汚染されたと主張して、3M及び複数の共同被告に対して訴訟を提起した。2022年12月、当社の却下の申立ては否定された。

#### PFASに関連した州検事総長の訴訟

既に報告したように、数人の州検事総長は、後述する水性膜形成フォーム（AFFF）に関してサウスカロライナ州の連邦広域係属訴訟（MDL）裁判所で現在係属中の訴訟を、3M及びその他の被告に対して提訴している。訴訟は、一般的に、州全体を対象として、差止救済、調査及び修復作業、補償的損害賠償、天然資源の損害賠償、弁護士費用、並びに可能であればPFAS汚染に対する州の対応に関連する懲罰的損害賠償を求めている。現在、AFFF MDLでは、アラスカ州、ニューヨーク州、オハイオ州、ニュージャージー州、ニューハンプシャー州、バーモント州、ミシガン州、ミシシッピ州、ノースカロライナ州、マサチューセッツ州、ウィスコンシン州並びにグアム及び北マリアナ諸島連邦の住民を代理して、州検事総長訴訟が3Mに対して提起されている。

また、AFFF MDL外で係属中の複数の州検事総長訴訟が以下のとおり存在する。

**ニュージャージー州** 2019年3月、ニュージャージー州検事総長は、ニュージャージー環境保護局（NJDEP）、NJDEP長官及びニュージャージー流出補償基金を代理して、ニュージャージー州（セーレム郡）ペンズビル及びニュージャージー州（ミドルセックス郡）パーリンにおける2つのデュポン施設での放出の主張に関して、3M、デュポン及びケマーズに対して2つの訴訟を提起した。3Mが両訴訟で被告に含まれているのは、問題の施設で使用するためにデュポンにPFOAを提供したとされるからである。両訴訟とも、被告がニュージャージー州の被害を受けた天然資源の調査、改善、査定及び回復

に必要な全費用を支払うことを明示的に求めている。デュポンは、これらの訴訟を連邦裁判所に移行した。2020年6月に、裁判所は、案件管理及び公判前の目的のため、デュポン施設に関連するNJDEPにより提起された他の2つと共に、2つの訴訟を統合した。当事者は証拠開示に取り組んでいる。

**ニューハンプシャー州** 2019年5月、ニューハンプシャー州検事総長は、PFAS化学薬品による州の飲料水供給源及びその他自然資源の汚染を主張して、2件の訴訟を提起した。上記の通り、1件の訴訟は、AFFF MDLへと移送された。当社は最近、もう1件の訴訟が連邦裁判所に移され、AFFFのMDLに移送しようとしたが、この訴訟ではこの時点では否定された。同州は、本件を州裁判所に再び差し戻す方向に動いており、現在も係属中である。

**バーモント州** 2019年6月、バーモント州検事総長は、PFAS化学薬品による州の飲料水供給源及びその他自然資源の汚染を主張して、2件の訴訟を提起した。上記の通り、1件の訴訟は、AFFF MDLへと移送された。もう1件の訴訟は、AFFF以外の原因によるPFAS汚染を主張し、3M並びにデュポン及びケマーズに関連する複数の企業を被告として挙げている。本件は州裁判所で手続きが進行しており、当事者は証拠開示に取り組んでおり、裁判所は裁判可能な日を2024年10月に設定している。

2022年10月、バーモント州検事総長は、非AFFF訴訟における訴状を修正し、PFBS及びGenXに関連する請求を追加するとともに、バーモント州廃棄物管理法に基づく請求を追加した。同法は、有害物質（バーモント州では一定のPFAS化合物を含む。）の放出又は放出のおそれのある責任当事者として製造業者を追加するために、最近修正された。

**イリノイ州** 2022年3月、イリノイ州検事総長は、3Mに対して、3Mのコルドバ工場から処分又は排出又は放出されたPFAS化合物による、州の天然資源の汚染を主張する訴訟をイリノイ州の州裁判所に提起した。訴状は、金銭的損害賠償、差止救済、民事制裁金、テストプログラム、広報活動及び情報共有プログラムを要求している。本件は連邦裁判所に移され、3MはAFFF MDLに移送するべく動いたが、訴訟のこの段階では否定された。同州は、本件を州裁判所に再び差し戻す方向に動いている。2023年1月、イリノイ州検事総長は、イリノイ州の裁判所において3M及びその他の被告に対して、州全体で複数の拠点での飲料水システムの汚染及び天然資源の損害賠償を主張し、金銭的損害賠償、修復のための差止救済、民事制裁金などの救済を求める新たな訴訟を提起した。訴状によると、検事総長はこの訴訟によりAFFFの損害賠償を求めている。

**カリフォルニア州** 2022年11月、カリフォルニア州検事総長は、PFASの化学物質による環境汚染を主張し、差止救済、民事制裁金、並びに調査、浄化及び修復の費用の損害賠償を求め、当社を含む18名の被告に対して州裁判所に訴訟を提訴した。本件は連邦裁判所に移送され、また、米国広域係属訴訟司法委員会（JPML）は、条件付き移管命令を発出しており、これが最終決定されれば、本件はAFFF MDLに送られることになる。

上記の州検事総長の訴訟に加え、複数の他の州及びコロンビア特別区が、それぞれの検事総長を通じて、当社を含む一定の製造業者に対してPFAS関連の訴訟を提起するために外部の法律事務所を雇用する選定プロセスを発表している。さらに、当社は、複数の検事総長及び省庁と協議中であり、PFASの事項に関連する情報及びその他要請に対応し、挙げられた事項の一部について解決の可能性を模索している。

#### 水性膜形成泡(AFFF) 環境訴訟

当社は、1963年頃から2002年まで、空港及び軍事基地での消防に使用するためのAFFFを製造販売していた。2022年12月31日現在、AFFFの使用による傷害又は損害賠償を主張して3,350件の訴訟（約34件の暫定集団訴訟及び200超の公共水道システムを含む。）が様々な州裁判所及び連邦裁判所において、当社（及びその他被告）に対し提起されている。下記にさらに述べるように、これらの係属中の訴訟の大部分は、サウスカロライナ州の連邦多区訴訟（MDL）裁判所にある。追加のAFFFの件は、引き続きMDLに提起されるか、又はMDLに移管される。MDLにおける請求は、個人、公共水道システム、暫定集団メンバー、州・準州の主権者、及びその他の主体によって主張されている。原告は、MDLの件において、該当する場合、人身傷害、物的損害、水処理費用、医療監視、天然資源の損害賠償及び懲罰的損害賠償など、様々な救済を求めている。当社はまた、州裁判所に残る一部のAFFFの件についても弁護を継続し、適切な場合には、可能な解決のために、訴訟前の請求者と協議を行っている。

2018年12月、JPMLは、公判前手続きを集中させてMDL手続きとして管理するため、連邦地方裁判所で係属中の全てのAFFF訴訟を統合し、サウスカロライナ州連邦地方裁判所へと移送することを求めた原告の申立てを認めた。過去4年間、MDLの当事者は、進行中のマスター証拠開示及び潜在的な水道供給業者の先導的訴訟を含む数回の証拠開示を含む、実質的な証拠開示を行ってきた。2022年9月には、裁判所は、フロリダ州スチュアート市の公共水道供給業者の件を、2023年6月に開始する最初の先導的裁判に選択した。また、裁判所は、当初の一連の人身傷害先導的訴訟に関する提案を提出するよう当事者に指示した。2022年9月、裁判所は、政府請負業者の弁護に対する被告のMDL全体の略式判決の申立てを否定す

る命令を発出したが、この弁護は今後の裁判で陪審に提示することができる。MDL裁判所は、MDLの訴訟を解決するために交渉するよう、当事者に繰り返し働きかけてきた。2022年10月、裁判所は退職した連邦判事を仲介人に任命した。同判事は2022年11月及び12月に原告及び弁護指導部との間で数回の初回仲介会合を開催した。

2019年6月、独立石油精製業者であるValero Energy Corporationのいくつかの子会社が、当社並びにDuPont/Chemours、National Foam、Buckeye Fire Equipment及びKidd-Fenwalを含むその他被告に対して8件のAFFF訴訟を様々な州裁判所に提起した。原告は、自らの土地のPFAS汚染の調査及び改善、並びに長鎖AFFF製品の交換又は処分に生じた又は今後生じるとされる損害賠償を求めている。本訴訟のうち2件は連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。5件は、州裁判所で係属中であり、当事者の合意により停止中である。

2022年12月31日現在、当社は、当社が被告に指名された、様々な州裁判所に当初提起された他の約50件のAFFF訴訟を認識している。当社は、このうちのほとんどがいずれ連邦裁判所に移送され、AFFF MDLへ移管されることを予想しているが、少なくとも2件の人身傷害訴訟については州裁判所で引き続き係属することが予想される。

これとは別に、当社は、AFFFの使用及び処分に関して、他の当事者からの訴訟前の請求又は要請を認識しており、その中の1件は、大規模な消防士の集団を代表するとされている。当社は、訴訟前の潜在的な請求者と協議した結果、2021年3月、ベミジー市との間で、軽微な金額で交渉決議に至った。

#### その他のPFAS関連製品及び環境訴訟

当社は、数十年間、Scotchgardを含む、PFOA及びPFOSを含有する様々な製品を製造及び販売した。2017年以降、当社は、特に、当社の顧客がPFOA及びPFOSを不適切に処分した結果として地下水又は地表水の汚染が生じたと訴える、様々な州及び連邦裁判所における個別の及び暫定集団訴訟の訴状の送達を受けている。これらの件の原告の主な主張は、当社が製品の不適切な処分の危険性について消費者に警告するのを怠ったことである。また、汚染された地下水が、人身傷害、私有地の使用と享受の喪失、不動産価値の低下、調査費用及び修復費用を含む様々な損害を引き起こしたとするものである。当社と共に複数の会社が訴えられており、それには、サンゴバン・パフォーマンス・プラスティックスCorp.、ハネウェル・インターナショナルInc.（旧社名アライド-シグナルInc.及び／又はアライド-シグナル・ラミネートInc.）、ウルヴァリン・ワールドワイドInc.、ジョージア・パシフィックLLC、E.I.デュポン・ド・ネムール・アンド・カンパニー、ケマーズ Co. 及び様々なカーペット製造業者である。

ニューヨークにおいて、当社は、当社、サンゴバン・パフォーマンス・プラスティックスCorp.（「サンゴバン」）、ハネウェル・インターナショナル・インク及びE.I.デュポン・ド・ネムール・アンド・カンパニー（「デュポン」）に対し、ニューヨーク州北部地方連邦裁判所において提出された40件の個別訴訟について、またニューヨーク州地方裁判所において新たに提出された5件の追加の個別訴訟について、抗弁している。トナガ・インク（タコニック）も州裁判所訴訟の被告である。原告は、3M以外の事業体が運営する布被覆施設（とりわけ3MからのPFOA含有物質を使用していたとされる。）からPFOAが放出され、ニューヨーク州のフージックフォールズ村、フージック町及びピーターズバーグの飲料水を汚染したと主張している。連邦及び州の個別訴訟の双方の原告は、人身傷害及び物的損害に対して様々な不法行為請求を主張し、場合によっては医療監視を要請している。連邦裁判所の個別訴訟において、当事者は2021年5月に24人の請求者を証拠開示プールのために選出し、そこから2022年7月に専門家の証拠開示のためにさらに8人の原告に絞られた。さらに、3Mは、2022年9月にピーターズバーグ町が提起したニューヨーク州裁判所の訴訟に抗弁している。原告は、3M及びその他数社の製造業者が、町の公共水道供給におけるPFOA汚染に寄与したと主張している。当社は、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所において、様々な飲料水供給業者らが提起した13件の被告にもなっている。これら訴訟における原告らは、当社、デュポン及びその他非公表の被告らが製造した製品が、原告らの飲料水源を様々なPFAS複合物で汚染したと主張している。3Mは、これらの件において回答を提出し、証拠開示が進行中である。

ミシガン州において、当社、ウルヴァリン・ワールドワイド（以下「ウルヴァリン」という。）に対して、ミシガン州西地区連邦地方裁判所において1件の連結暫定集団訴訟が係属中である。かかる訴訟は、ウルヴァリンが靴製造作業に関連する3M Scotchgardを含む資材及び廃棄物を不適切に処分したとされることによって発生している。原告らは、ウルヴァリンが3M Scotchgardを製造プロセスで使用し、3M製品からの化学薬品が処分されたことにより環境及び飲料水を汚染したと主張している。3M及びウルヴァリンは、原告と本件の和解に合意し、3Mの責任分担は重大とはみなされず、2023年3月の裁判所の最終承認待ちである。

アラバマ州及びジョージア州において、当社は、複数の共同被告と共に、当社によるPFAS含有製品のジョージア州のカーペット製造業者への販売に関して、公共水道施設により提起された、州裁判所における2件の訴訟を抗弁している。これらの件の原告は、カーペット製造業者がPFASを地表水及び地下水に不適切に排出し、ジョージア州ローマ並びにアラ

バマ州センターを含め、コーサ川沿いの下流に位置する市の飲料水の供給を汚染したと主張している。これらの水道施設に係る訴訟は証拠開示が進行している。ローマ市訴訟は2023年6月に審理が予定されている。2022年9月、当社は、ギャズデン上下水道事業委員会と同様の問題を解決することで合意した。この進展は、他のPFAS案件に関する進展と同様、PFAS関連の「その他の環境負債」に関する3Mの見越額の変更の決定に反映された。ジョージア州に元々提起された別の件が、ジョージア州カーペット製造業者によるPFAS汚染を主張し、経済的損害賠償と差止命令による救済を主張した個人らにより、ローマ及びフロイド郡水道利用者の集団訴訟として、州裁判所に提起された。本件は連邦裁判所に移送され、本件は証拠開示が進行中である。

3Mは、ジョージア州の連邦裁判所における別の暫定集団訴訟についても、共同被告と共に弁護をしており、原告は、繊維工場から排出されたPFASによって水供給が汚染されたと主張するジョージア州サマービルの個人納税者のクラスを代理して救済を求めている。2021年5月、サマービル市は、訴訟に介入する旨の申立てを提起し、これは2022年3月に認められた。本件は現在、証拠開示が進行中である。

2022年7月、タスキギー公共事業委員会が、2022年6月に米国EPAが発行した健康勧告基準を超えるPFOA、PFOS、GenX又はPFBSの検出可能な濃度レベルを最終飲料水が含有しているアラバマ州内のすべての飲料水事業体に代わって、3M及び他のPFAS製造業者を相手取って、暫定集団訴訟を提起した。3Mは2022年10月、この訴状を退ける申立てを行った。

カリフォルニア州では、原告の水源のPFAS汚染を主張し、かつ3Mのカリフォルニア州コロナの工業鉍物施設を汚染源とする可能性があるとして、3M、デクラ・ルーフィング及び一部デュボン関連事業体はコロナ市及び地方公共事業当局によって州裁判所に提起された訴訟において被告として名を挙げられた。裁判所は、デクラ及びデュボンの事業体が提起した異議申立てを認めたが、3Mは2022年2月にこの申立てに答えた。本件は、原告及び3Mに関する証拠開示手続きを進めている。2022年6月、サクラメント郊外水道地区は、3M及び一定のその他の被告を相手取って、カリフォルニア連邦裁判所に訴訟を提起し、3M製品一般からのPFAS汚染を主張した。この件は現在、AFFF MDLに移管されている。2022年10月、コロナ市が水を得ているテメスカル副流域からの水を飲んできた個人に代わって、当社及びその他当事者を相手取って、差止救済、損害賠償及び医学的監視を求める暫定集団訴訟が提起された。

ノースカロライナ州では、ピッツボロ町が、2023年1月に、PFASによる財産及び水供給の汚染が疑われるとして、3M及びその他の被告に対して州裁判所に訴訟を提起した。訴状では、AFFFが汚染源の可能性があるとされている。

デラウェア州において、当社は、地元の金属めっき施設の操業に起因する水道のPFAS汚染を主張する個人らによる暫定集団訴訟1件の被告となっている。原告らは、3MがPFASを金属めっき施設に供給したと主張している。デュボン、ケマーズ、及び金属めっき業者も被告となっている。本件は、連邦裁判所に移管され、2022年9月には、裁判所は、原告らの過失請求を除いて、すべて却下した。原告らは、第3回修正訴状を提出しており、現在、当事者は、裁判所に提案する予定命令について交渉中である。

ニュージャージー州において、当社は、ミドルセックス・ウォーター・カンパニーがその井戸のPFAS汚染を主張して連邦裁判所に提訴した訴訟の被告となっている。裁判所は、3Mの2022年10月の略式判決を求めた当社の申立てを拒否し、2023年3月の裁判前会合を設定した。裁判日は2023年10月に設定されている。2020年9月、3Mは、ホーパットコン区に提起されたものと同様の訴訟の被告として名を挙げられた。2021年1月、ペクアノック・タウンシップによって提起された別の同様の訴訟において、3Mは被告として名を挙げられた。ホーパットコン及びペクアノック案件ともに事実証拠開示は終了し、専門家証拠開示の開始が2023年2月（ホーパットコン）及び2023年3月（ペクアノック）に設定されている。3Mは、複数の共同被告と共に、ニュージャージー連邦裁判所で、3MがPFASを供給したとされる一部のデュボン及びソルベイの施設の近くに民間の飲料水井戸を持つ個人が提起した27件も弁護している。これらの件はすべて証拠開示のために調整され、現在進行中である。このうち10件の原告は、医療監視及び財産の損害賠償を求めている。連邦裁判所の残りの16件の個別案件の原告は、自ら又は身体障害のある成人の子供への人身傷害を主張している。2022年7月、原告らは、最初の5件の訴状を修正し、3M以外の被告に対するものと同様、PFAS以外の化学物質7種に関する請求を追加することを求めた。残り9件の人身傷害訴訟が州裁判所に提起され、連邦裁判所に移送された。このうち4件については、現在、原告らは差戻しを求めている。このうち3件については、原告はクレメンテ地所及びコバンタ廃棄物処理施設に対する請求も主張している。2022年12月、ニュージャージー州裁判所に追加の人身傷害訴訟が提起された。3M及びミドルセックス・ウォーター・カンパニーはさらに、2021年11月にニュージャージー州連邦裁判所に、PFASに汚染されたとされるミドルセックス・ウォーター・カンパニーからの飲料水を受けた個人が提起した暫定集団訴訟も弁護している。裁判所は3Mの却下申立てを否定し、本件は証拠開示が進行中である。2022年5月、ミドルセックス・ウォーター・カンパニーは、ニュージャージー州裁判所において当社に対し、水道会社の顧客である州住民の暫定集団訴訟において、当社からの補償を求めて第三者訴状を提出した。ミドルセックス・ウォーター・カンパニーが2022年7月に連邦裁判所に本件を移送した後、原告らは、州



裁判所に本件を差し戻すよう申立てを行った。連邦裁判所は、3Mの第三者訴状に対する回答期限を、差し戻しの申立てが決定されるまで保留した。最後に、2022年6月、ミドルセックス・ウォーター・カンパニーの顧客により、3Mに対する人身傷害訴訟が提起された。原告は自発的に確定力のない決定として訴状を取り下げ、後にMDLに再提出した。

サウスカロライナ州では、2022年3月にサウスカロライナ州裁判所において、3M、デュポン及びデュポンの関連会社を相手取って、暫定集団訴訟が提起された。訴訟は、1966年から2016年まで、Galey&Lord工場として知られている繊維工場で使用され、処分されたPFAS化合物による汚染から、財産上の損害及び人身傷害が発生したと主張している。訴状は、損害賠償、懲罰的損害賠償及び医療的監視を含む救済を求めている。本件は連邦裁判所に移送された。原告は最近、第2回修正訴状を提出した。

マサチューセッツ州では、2022年8月、地元の製紙施設から発生する廃棄物によるPFAS汚染を主張して、3M及びその他複数の被告を相手取って、暫定集団訴訟が州裁判所に提起された。この訴訟は、ウェストミンスター町内の原告に代わって財産上の損害を主張するとともに医療監視を求めるものである。本件は連邦裁判所に移送された。3Mは、2023年第1四半期の訴状対応を見込んでいる。

メイン州では、2022年10月に土地所有者グループが連邦地方裁判所に第2回修正訴状を提出し、製紙工場数社を相手取ってこれまでに提起された訴訟で3M及び他の主張される化学サプライヤー数社を被告に加え、製紙工場から発生する廃棄物からのPFAS汚染を主張した。この訴訟は、主張される財産上の損害の賠償を求めている。2018年10月、当社並びにデュポン及びケマーズを含むその他被告は、オハイオ州南地区連邦地方裁判所における暫定集団訴訟で指名された。実名の原告は、消火剤を使用したことによりPFAS化学物質にさらされたとされる消防士であり、「本件の集団が認証された時点で、血清内に検知可能な水準のPFAS物質を有する個人」の暫定的集団を代表するとされる。原告は、過失、暴行及び共謀の申立てを行っており、PFASを評価するため、「科学者による独立委員会の設置」命令を含む差し止救済を求めている。2022年3月、裁判所は、「0.05 [ppt] のPFOA(C-8) 及び少なくとも0.05pptの他のPFASをその血清中に有する、オハイオ州の法律の対象となる個人」のクラスを認定した。判事は、原告「が提出した救済請求の種類で州が認識していないものを示すこと」により、被告が提案された国全体のクラスを狭めることを認めるための追加説明を命じた。2022年9月、第6巡回区は、被告の地方裁判所のクラス認定命令に対する控訴を求める要請を認めた。被告の控訴については、2023年4月までに十分な説明が行われる予定である。

#### その他のPFAS関連事項

2019年7月、当社は、合衆国下院監視改革委員会環境分科会から、当社のPFAS製品の製造及び流通に関連する特定の文書及び情報を求める要請書を受領した。2019年9月、3Mの代表者が、PFAS及び当社の環境管理取組について環境分科会において証言し、質問について答弁した。当社は引き続き分科会に協力する。

当社は、過去に、アラバマ州ディケーター、ミネソタ州コテージグローブ及びイリノイ州コルドバの工場における製造業務に関連してPFAS含有廃棄物を過去に処分していた件を改善する為、州の監督官の下、作業を引続き進めている。

既に報告されたとおり、2014年8月、イリノイ州EPAは、対象地域の地下水の汲み上げ継続、地下水の監視、及び結果の定期報告を含め、イリノイ州コルドバの製造施設において地下水管理区域を設定するという当社の要請を承認した。2022年6月、イリノイ州EPAは、2000年5月のコルドバの敷地修復契約の終了について通知した。当社は引き続き、影響を受けた敷地の地下水の汲み上げ、地下水の監視及びイリノイ州EPAへの定期的な結果報告を行っている。さらに、当社ではコルドバの廃水処理場で汲み上げ地下水の処理を行っている。

ミネソタ州において、当社は、以前開示された2007年5月付和解合意と同意指令の条件に従い、ミネソタ州ワシントン郡（オークデール及びウッドベリー）の旧廃棄物処理場及びミネソタ州コテージグローブの当社の製造施設の土壌及び地下水に存在する一定のPFAS化合物に対処する為に、ミネソタ公害管理局（MPCA）との連携を続けている。この合意に基づき、当社は以下の主要な責任を負う。すなわち、(i)これらの場所からの一定のPFAS化合物の排出量を評価し、対処案を提出すること、(ii)これらの場所からの汚染により一定のPFAS化合物がHBV及び/又は健康リスク限度（HRL）（すなわち、人々が生涯飲んで安全であるとミネソタ衛生局（MDH）が考える飲料水中の化学物質の量）を超える場合には、対策又は代替的な飲料水を提供すること、(iii)PFOA及びPFOSを改善する措置によっては浄化できない当該地域におけるその他の確認済みPFAS化合物発生源を改善すること、並びに(iv)一定のペルフルオロ化合物についての情報をMPCAと共有することである。2009年8月に、MPCAは、当社のコテージグローブの製造施設について対策オプションを適用する正式な決定を公表した。2010年度の春及び夏に、3Mは、コテージグローブ及びウッドベリー敷地における承認済み対策オプションの実施を開始し、2010年度後半にオークデール敷地における承認済み対策オプションを開始した。当社は、オークデール及びウッドベリー敷地において修復作業を完了しており、稼動及び維持活動を継続している。修復作業はコテージグローブの敷地において実質的に完了し、運用及び維持活動は進行中である。

アラバマ州において、既に報告されたとおり、当社は、過去（1978年から1998年）に廃水処理施設の汚泥混入に関するアラバマ州ディケーターにある当社製造施設の土壌及び地下水のPFASの残留を改善する為、アラバマ州環境管理局（ADEM）と任意の対策措置契約を締結した。ADEMとの合意により、3Mはかつての汚泥混入地域の上に多層キャップの設置を完了した。一定のオンサイト及びオフサイトの調査及び研究を含むさらなる改善活動については、下記「2020年暫定同意命令」に従って実施される予定である。

当社は、アラバマ州ディケーターにおける2つのペルフルオロ化合物(FBSA及びFBSEE)の製造及び使用について、これら2つの物質について「合衆国水域」への放出を禁止する、連邦毒物取締法(TSCA)に基づき発令された2009年の同意命令（以下「2009年TSCA同意命令」という。）に基づいて運営している。2019年3月、当社は、これらの物質がディケーター施設における特定の工程からテネシー川に放出された可能性があることを受け、当該施設におけるこれら物質の製造、加工及び使用を中止した。2019年4月、当社は、EPA及びADEMに対し、自主的にリリースを開示した。2019年6月及び7月、当該工程で発生する排水を全て把握し、大気排出を処理することで、当該工程を全面的にコントロールすることに取り組んだ。かかる工程は、2019年7月以降、通常にもどり操業している。当社は、今後もEPA及びADEMの調査に引き続き協力し、放出にかかる制限を遵守していることを証明するため規制当局と協力していく。

当社は、ADEMにより発行された合衆国汚染物質排出削減制度(NPDES)許可証に基づき、ディケーター工場からの排水の排出を許可されている。NPDESの許可は、毎月及び四半期ごとに、テネシー川に排出される汚染物質の質と量を報告することを義務付けている。2019年6月、既に報告されたとおり、当社は、一部の月次報告書及び四半期報告書に誤った値が含まれていたことをEPA及びADEMに自主的に開示した。当社は、EPA及びADEMに修正された値を提出した。

既に報告されたとおり、ディケーター施設における遵守事項に対応するため、EPA及びADEMとの継続的取組の一環として、当社は、PFASの排出をNPDES許可証に十分に特徴的に明記していないことを発見した。2019年9月、当社はEPA及びADEMにかかる件を開示し、3Mディケーター施設における一部の製造工程を一時休止し、排水処理管理を導入した。当社は2019年10月に休止した工程を再稼働した。

アラバマ州におけるこれら及びその他関連事項に対処するためにADEMと当社が協議した結果、既に報告されたとおり、3MとADEMは、2020年7月に、当社のディケーター施設からの全てのPFAS関連の排水及び大気排出を対象とする暫定同意命令の条件に合意した。暫定同意命令に基づき、当社の主な義務には、（i）（a）通知書又は報告書の提供、並びに様々な分析及び特性調査の実施、並びに（b）将来の資本改善等の将来の敷地運営、（ii）オンサイト及びオフサイトの調査及び研究を含む修復活動に関連するコミットメントが含まれる。同意命令に基づく継続的な将来の敷地運営に関連する義務には、複数年にわたる追加の運用費及び資本的支出が伴う。オフサイト調査活動が継続するにつれて、追加の修復金額の見込みが高くなり、合理的に見積り可能となる可能性がある。

既に報告されたとおり、2019年12月、当社は、2009年TSCA同意命令の遵守及びテネシー川への未許可の排水等に関連する文書について、アラバマ州北部地区連邦検察局から大陪審の召喚状を受け取った。当社は製造施設に関するかかる及びその他調査に関する回答文書に協力し、提供している。

さらに、既に報告されたとおり、イリノイ州コルドバ施設における規制遵守の継続的評価の一環として、同社は、コルドバ施設のNPDES許可証原子力発電所許可証にPFAS排出について十分に特徴的に明記していないことを発見した。2019年11月、当社はかかる事項をEPAに開示し、また2020年1月、イリノイ州環境保護庁(IEPA)に開示し、排出内のPFASについてNPDES認可申請書を提出し、2019年10月には、PFASを処理するために特別に設計されたオンライン上及び運用中の廃水処理を実施した。当社は、コルドバ施設からのこれらの問題に対処するため、EPA及びIEPAと引き続き協力している。2022年11月、当社は、コルドバ施設周辺の民間及び公共の飲料水井戸のサンプリング及び調査を継続し、コルドバ施設から半径3マイル以内の民間の水井戸の処理を提供し、アイオワ州カマンチェの公共飲料水システムの代替処理/供給を提供することを当社に要求するSDWAの行政同意命令を締結した。2022年4月、当社は、EPAから特定のPFAS関連プロセスの運用に関する情報を求めるTSCA情報要請を受け、この照会に協力し、文書及び情報を作成している。2022年5月、当社は、コルドバ施設における一定の化学工程に関連する緊急流出防止ユニットの使用に関連する資源保全回復法（RCRA）の違反行為を主張するEPAから、潜在的な違反行為及び協議機会の通知並びに訴状を提出する意図の通知を受けた。

当社はまた、ミネソタ州コテージグローブの工場など類似の製造工程を有するその他の工場においても、作業が適用環境規制並びに当社の方針及び手順に準拠していることを確認するために、作業の見直しを行っている。これらの検討の結果、既に報告されたとおり、当社は、コテージグローブ施設のNPDES認可においてPFAS排出の完全な特性評価を行っていなかったことを発見した。2020年3月、当社は、この事項をミネソタ州公害管理局（MPCA）及びEPAに開示した。2020年7月、当社はMPCAから、コテージグローブ施設における当社のクリーンウォーター法の遵守などに関する文書及び情報の提供を求める要請を受けた。当社では、この問い合わせに協力し、情報要請に応じて文書及び情報を作成している。



これとは別に、既に報告されたとおり、2020年6月、当社は、EPA及びMPCAに対し、コテージグローブ焼却炉のためのRCRA許可の廃棄物及び飼料源分析計画（WAP/FAP）の検査、特性評価及び廃棄物源のプロファイル確認プロセスの要素を十分に遵守していなかったと報告した。当社とMPCAは、2022年5月の規定合意で、上記の開示に関連する問題を解決し、2021年12月にコテージグローブの有害廃棄物焼却炉を恒久的に廃止した。現在閉鎖されている焼却炉に関連して、2022年12月、当社は、2019年に発出された違反認定で提起された問題を解決するための民事制裁金の提案を伴う、大気浄化法に基づく同意契約及び罰則命令（CAFO）案をEPAから受け取った。当社は、この案件の解決に向け、EPAとの協議を進めている。2021年10月、当社は、一定のPFAS化合物に関する追加の毒性学的及びその他の情報を求める情報要請をMPCAから受けた。当社は、これらの問い合わせに協力し、要請に応じて文書及び情報を準備している。2022年6月、MPCAは当社に対し、コテージグローブ施設からの雨水の排水におけるPFASの存在に対処するよう指示した。当社はMPCAと協力して、2022年12月にMPCAが発行した命令に具体化された、雨水に対処する計画を策定した。

2020年2月、既に報告されたとおり、当社は、ディケーター、コルドバ及びコテージグローブを含むPFASを製造、加工及び使用する施設における当社のクリーンウォーター法の遵守などに関する文書及び情報を求める、EPAからの情報提供の要請を受け、当社では、回答文書及び情報の作成を完了している。

当社は、これらの見直しを実施するにあたり、引き続き関係する連邦及び州政府機関（EPA、米国司法省、州環境庁及び州検事総長を含む。）と協力し、機関からの情報、調査及びその他要請に対応する。当社は、これら遵守事項の解決の結果、規制当局がいかなる措置を講じるか、又は当社への結果の可能性を現時点で予測することはできない。

#### その他環境訴訟

2018年7月、当社は、120以上の他の会社と共に、ニュージャージー州のパセーイク川下流約8マイルの清掃のための費用回復及び抛出を求める訴状の送達を受けた。原告のOccidental Chemical Corporationは、PCB及びダイオキシンを含む懸念の8つの化学物質を含有する堆積物を除去しキャップを行うための設計及び推定165百万米ドルの費用の支払いに同意したと主張している。訴状は、当社を含む被告の間で当該コストを分担することを求めている。当社の本件への関与は、ニュージャージー州における2つの商業ドラム缶保管施設の過去の使用に関連している。当社が、本件で問題となっているコストの抛出を求められるかどうか、及びその範囲は未だ決定していない。

上記の環境訴訟について、下記に記載のない限り、当社は、かかる事項の債務は発生する可能性が低く債務金額を合理的に見積もることができないと考えており、発生する可能性のある損失額又は発生する可能性のある損失の範囲を現時点で見積もることはできないため、債務は計上されていない。

#### 製造物責任訴訟

エアロ・テクノロジーズは、2003年頃からデュアルエンデッド・コンバット・アームズ・イヤープラグバージョン2の耳栓を販売している。3Mは、2008年にエアロ・テクノロジーズを取得し、2008年から2015年まで当該製品が製造中止されるまで販売した。3M及びエアロ・テクノロジーズは、コンバット・アームズ・イヤープラグが適切に使用されれば効果的かつ安全であると考えているが、それにもかかわらず、後述するように、約232,000人の請求者からの訴訟に直面している。上記の「呼吸マスク／アスベスト訴訟 - エアロ・テクノロジーズ」の項目で述べたように、2022年7月、エアロ事業体は、米国倒産法に基づく第11章手続きを自発的に開始し、当社が資金提供する信託を設立するための裁判所監督を求めている。これは、これらの事項及び上記の「呼吸マスク／アスベスト訴訟 - エアロ・テクノロジーズ」の項目で説明した事項に関連する報酬を受け取る権利があると決定されたすべての請求権を効率的かつ公平に満たすためである。3Mは、本信託に資金を提供し、第11章手続き中にエアロ事業体が業務を継続するのを支援するため、エアロ事業体と契約を締結した。3Mは本信託に10億ドルを拠出することを約束し、さらに2億ドルを拠出して予想される関連訴訟費用に充てることを約束している。本契約の条件に基づき、当社は、エアロ事業体が必要とする場合、追加資金を提供する。コンバット・アームズ・バージョン2・イヤープラグ及びエアロ社呼吸マスク／アスベストの主張される訴訟債務の管理戦略の変更を示すこれらの措置に関連して、3Mは、2022年第2四半期に、手数料を含み、関連する既存の見越額を除く、税引前費用12億ドルを（販売費及び一般管理費内に）反映した。

破産手続きの結果、3Mは、2022年第3四半期にエアロ事業体を非連結化し、その結果生じた費用は3Mにとって重大ではなかった。インディアナ州南部地区の米国連邦破産裁判所に2022年7月下旬に提出された申請に伴い、第11章訴訟を提起したエアロ事業体に対するすべての訴訟は自動的に停止されている。

また、エアロ事業体は、破産裁判所に対し、当社に対するコンバット・アームズ・イヤープラグ訴訟も停止されるか、又は差止めを命じることを要請している。2022年8月、破産裁判所は、3Mに対するコンバット・アームズ関連のすべての訴訟を停止する仮差止命令に対するエアロ社の申立てを否定した。2022年9月、破産裁判官は、エアロ社が第7巡回区控訴

裁判所に直接判決を控訴する要求を認定し、10月には第7巡回区裁判所が控訴を受理した。2022年12月、エアロ社は、第7巡回区裁判所に公開準備書面を提出し、破産裁判所の決定を控訴した。また、2022年12月に、エアロ社破産の当事者らは、エアロ社が更生計画を提出するための独占期間を2023年3月31日まで延長することに合意した。裁判所に任命された調停人との間で秘密調停が進められており、エアロ社と原告との間で和解の協議が進行中である。2023年1月20日に発行された共同調停人報告書で述べられているように、3Mは第11章手続きにおけるコンバット・アームズ・イヤープラグ訴訟の解決に向けて、秘密調停の協議に関与することにより、エアロ事業体を引き続き支援する。2023年2月、原告らは破産裁判所に、エアロ事業体の破産申請を却下する申立てを提出した。

2022年12月31日現在、3Mの連結貸借対照表は、連結除外されたエアロ事業体に関連する金額を次のとおり反映している：

- ・ 事業体に対する3Mの株主投資持分を反映した、株式及びその他の投資（その他の資産内）の資産残高7億ドル。
- ・ 3Mから連結除外された事業体に返済される、以前の連結会社間の純負債は6億ドル。総残高は、その他の負債（9億ドル）及びその他の資産（3億ドル）に反映されている。
- ・ 主に3Mの連結貸借対照表上の偶発債務請求及びその他（その他の負債内）に反映されている、上記のコミットメントに関連する未払債務12億ドル。

先行コンバット・アームズ・イヤープラグ事項：

2018年12月、ある退役軍人が、デュアルエンデッド・コンバット・アームズ・イヤープラグバージョン2によって従軍中に人身傷害を被ったと主張して、カリフォルニア州のサンバーナーディーノ最高裁判所において当社に対して個別訴訟を提起した。原告は、製造物責任並びに虚偽表示及び隠蔽の申立てを主張している。原告は、医療及び関連費用、収入損失及び懲罰的損害賠償を含む様々な損害賠償を求めている。

2022年12月31日現在、当社は様々な州及び連邦裁判所において、訴訟（うち暫定集団訴訟14件）のの被告となっているが、これらは同様の訴えをしている約141,000人の個人請求者も代表しているとされる。請求者数が2021年末から大幅に増加したのは、2022年に進行中の訴訟一覧表に直接申請された請求に加えて、主に、2021年末から連邦多区訴訟（MDL）判事が発行を開始した移行命令の結果、行政一覧表から進行中の訴訟一覧表に移行した請求の数が多かったためである（詳細は後述する）。2019年4月、多区訴訟に関する合衆国司法パネルは、フロリダ州北部地区連邦地方裁判所に、連邦裁判所において係属中のすべての案件を移管し統合するとする申立てを認め、審理前手続きを一元化するためMDLにおける手続きで管理することを許可した。原告及び3Mは、政府請負業者の防御に関する予備的な略式判決の申立てを提出した。2020年7月、裁判所は、原告らの略式判決の申立てを認容し、被告らの略式判決の申立てを否定し、原告の主張は政府の請負業者の抗弁によって禁じられていないと判決を下した。裁判所は、当社が、第11巡回控訴裁判所に控訴するための略式判決を速やかに証明するための要請を否定した。2020年12月、裁判所は、2021年3月に開始した最初の先導的裁判に向けて、3人の原告を統合する原告の申立てを承認した。

2021年4月、3Mは最初の先導的裁判で不利な陪審判決を受けた。陪審は、3名の原告に対し、1百万ドル未満の補償的損害賠償金及び6百万ドルの懲罰的損害賠償金の合計7百万ドルを裁定した。3Mは、3Mが政府請負業者の弁護を主張する申立てをMDL裁判所が否定した裁定などを理由に、この判決に異議を申し立て、控訴した。次の2件の先導的裁判は2021年5月と6月に行われた。2021年5月、3Mは、2件目の先導的裁判で、3Mが意図的に設計上の欠陥のある耳栓を販売したとする主張を陪審が拒否したことを支持する判決を受けた。2021年6月、3Mは3件目の先導的裁判で不利な判決を受けた。陪審は、3Mが警告を発しなかったことに対して厳格責任を負うと判断したが、3Mは設計上の欠陥又は詐欺に対して責任を負わないと判断した。陪審は、過失の62%を3Mに、38%を原告に、総額約1百万ドルの損害賠償金を分配した。3Mはこの判決を不服として提訴した。2023年1月、第11回巡回区控訴裁判所は、2023年5月1日の週の1件目及び3件目の先導的裁判の控訴のための口頭弁論を予定していた。2021年10月、3Mは4件目の先導的裁判で不利な判決を受け、陪審は原告に8百万ドルを裁定した。3Mは5件目と6件目の先導的裁判で有利な評決を受けた。3Mは7件目と8件目の先導的裁判で不利な判決を受け、陪審はそれぞれ13百万ドルと23百万ドルを原告に裁定した。裁判後の命令は、7件目の先導的裁判の裁定を8百万ドルに減額した。3Mは9件目と10件目の先導的訴訟で優勢であったが、11件目の先導的訴訟では、陪審は2名の各原告に15百万ドルの補償的損害賠償金及び40百万ドルの懲罰的損害賠償金を裁定し、不利な評決を受けた。裁判後の命令により、原告の1名に対する補償的及び懲罰的損害賠償金の裁定額は55百万ドルから22百万ドルに引き下げられた。3Mは、12件目と13件目の先導的訴訟で、陪審が1名の原告に50百万ドル、もう1名に8百万ドルの補償的損害賠償金を支払うよう裁定する不利な判決を受けた。14件目の先導的裁判では3Mが勝訴した。14件目の先導的裁判の原告は控訴の通知を提出した。2022年12月、原告は3Mとエアロ社に有利な陪審評決の第11巡回区への控訴を自発的に取り下げた。第11巡回区では、この時点では、控訴に対する防御判決を下した訴訟は他にない。2022年4月、陪審は15件目の先導的裁判で原告の評決を差し戻し、2.2百万ドルの補償的損害賠償を認め、懲罰的損害賠償の裁定を拒否した。裁判後の命令により、補償的損害賠償金の裁定額は

1.2百万ドルに減額された。2022年5月、陪審は、最後に予定されていた連邦先導的裁判で原告の評決を差し戻した。陪審は5百万ドルの補償的損害賠償金と72百万ドルの懲罰的損害賠償金を裁定した。これらの裁判には、原告側の弁護士が、証拠開示中に、又は裁判のために設定された後のいずれかに、確定力のある決定として却下した、いくつかの先導的訴訟は含まれていない。当社は、不利な評決による第11巡回区への控訴を進めており、最初の2件の控訴に関する口頭弁論は2023年5月に予定されている。当社は、上記のエアロ子会社の第11章手続きに関する当社の資金調達のコミットメント以外に、コンバット・アームズ・イヤープラグ訴訟については、かかる責任は発生する可能性が低く、合理的に見積もることができないと考えており、また、当社は、現時点で、起こりうる損失又は起こりうる損失の幅を見積もることができないと考えているため、当該債務は計上されていない。先導的裁判プロセスの結果及び和解協議の失敗に続いて、並びに当社の控訴がまだ係属中に裁判準備中の別の2,000件の件とともに、エアロ事業体及び当社は、上述のようにエアロ事業体の第11章手続きの開始につながった、これらの主張される訴訟債務を管理するための戦略の変更を採択した。MDL裁判所においても、約90,700万件の未提出及び未確認請求の管理一覧表が維持されている。2021年8月、MDL裁判所は、すべての請求を12カ月間にわたって継続的に管理一覧表から進行中の一覧表に移すことを要求する、今後の移行命令を発出する意向を通知した。命令は、進行中の一覧表に移行されなかった件は、確定力のない決定として却下され、管理一覧表はその後閉鎖されると規定する。また、MDL裁判所は、今後14カ月間で500件の4回に分けて2,000件の裁判に備えるよう、当事者に命じた。これらの件の準備が完了した後、これらの件は当初提起された連邦地方裁判所に差し戻される。2022年10月、MDL裁判所は、以下に述べる承継人責任問題が控訴されている間は、すべての段階的な証拠開示が停止され、行政一覧表から進行中の訴訟一覧表への案件の移行は停止し、MDLにおいてはすべての当事者（エアロ社を除く。）が関与する毎月の和解会議が行われる旨命令した。2023年1月、MDL判事は、破産裁判所の調停が進行中の際、MDLの調停を中止するよう命じた。

裁判所は2022年7月に3日間の調停を、さらに2022年9月には2日間の調停を命じた。また、裁判所は、2022年10月に単一の原告の裁判日を設定し、これは2023年2月に延期された後、停止された。2022年8月、エアロ社の第11章申請後、MDL裁判所は、3Mが破産裁判所において問題を再訴訟する試みを禁止し、MDL裁判所の従前の判決に関する付随的紛争を財政的に支援することを禁止する命令を発出した。3Mは、第11巡回区控訴裁判所に命令を控訴し、控訴が係属中の命令を停止するよう申立てを行った。2022年10月、第11巡回区は、控訴が係属中の命令を停止する3Mの申立てを認めた。2023年1月、第11巡回区は、2023年5月1日の週に、この控訴に対する口頭弁論を予定している。

2022年9月、MDLの原告2名は、フロリダ州北部地区米国連邦地方裁判所に、コンバット・アームズの請求者の資産を保全するものとして、3Mに資産の移転、配当の発行又は公表されたヘルスケア事業のスピンオフの完了を永続的に禁止することを求める訴訟を提起した。当社は、訴訟却下の申立て及び差止命令に対する異議申立てを行った。2022年12月、裁判所は、管轄事由により訴訟を却下した。また、2022年12月、MDL裁判所は、3MがCAEv2によって引き起こされたとされる傷害に対して完全かつ独立して責任を負うと主張する、承継人責任の略式判決を求める原告の申立てを認め、第11巡回区への控訴命令を認定した。2023年1月、3Mは第11巡回区の控訴の受理を求めた。3Mは、ミネソタ州ヘネピン郡の州裁判所で非軍人の原告が主に提起した訴訟に対しても抗弁している。3Mはこれらの訴訟を連邦裁判所に移送し、連邦裁判所は2020年3月、これらを州裁判所に差し戻した。上訴において、2021年10月、第8巡回区控訴裁判所は、非軍事原告が提起した訴訟は適切に州裁判所に差し戻されたが、軍隊からコンバット・アームズ・イヤープラグを受け取った軍事請負業者である原告が提起した件は連邦裁判所で維持するべきであると判示した。2021年11月、第8巡回区は、軍事サービス社員訴訟の残りの申立てにおいて、3Mに差戻し命令を撤回する異議のない申立てを認めた。軍事サービス社員訴訟は連邦裁判所に差し戻され、MDLに移管される見込みである。州裁判所で係属している原告約1,000名の訴訟は約40件ある。州裁判所の訴訟は、先導的訴訟の選定プロセスに従うことになる。ヘネピン郡での最初の裁判は2022年10月に予定されていたが、2023年7月に延期されている。

2022年12月31日現在、当社は、ベアーハガー™患者加温装置により、手術部位感染が起きたと訴える合衆国の約5,258件の訴訟の被告となっており、またカナダでも1名の指名原告による暫定集団訴訟が提起されている。

前述のとおり、当社は連邦裁判所において、関節形成手術、心循環系手術他、様々な外科的処置を受け、ベアーハガー™患者加温装置の使用によって、その後手術部位感染が起きたと主張している原告5,000人超の訴訟の被告となっている。原告は、厳格責任、過失、明示及び黙示の保証違反、警告を怠ったこと、設計及び製造の欠陥、詐欺的及び／又は過失による虚偽表示／隠蔽、不当利得、並びに様々な州の消費者詐欺、虚偽若しくは不法な取引慣行及び／又は虚偽広告法違反の理論に基づき、損害賠償及びその他救済を求めている。

合衆国の広域係属訴訟司法委員会(Judicial Panel on Multidistrict Litigation (JPML))は、連邦裁判所で係属中の全訴訟を統合し、ミネソタ州連邦地方裁判所に移管し、公広域係属訴訟として管理することとした。2019年7月、当該裁判所は原告の因果関係の専門家数人を排除し、当時MDLにおいて係属中のすべての案件について3Mに対し略式判決を下し

た。原告らはこの判決を不服として、連邦第8巡回区控訴裁判所に上訴した。また、原告らは、MDLでの最初の先導的裁判で当社を支持する2018年の陪審評決について控訴し、別の先導的裁判の棄却を訴えた。2021年8月、控訴裁判所の合議体は、地方裁判所による原告の因果関係専門家の排除及び3Mの略式判決の付与を覆した。当社は、第8巡回裁判所全体による大法廷の再審理において、更なる控訴を求めた。2021年11月、第8巡回裁判所は、3Mによる大法廷の再審理の申請を否定した。当社は2022年2月、米国連邦最高裁判所に移送令状の申請を提出した。2022年5月、米国連邦最高裁判所は、第8巡回区裁判所の判決を再検討する3Mの要請を拒否した。MDL裁判所はまだ、新たな裁判管理命令を出していない。

2022年2月、MDL裁判所は、裁判所が任命した調停人が適切とみなす調停会合に当事者を従事させるよう命じた。調停会合は2022年5月及び8月に行われ、訴訟は解決しなかった。これとは別に、2021年8月に、第8巡回裁判所は、MDLで唯一の先導的裁判における、2018年の3Mに有利な陪審判決を承認した。

連邦訴訟に加え、5件の州裁判所の訴訟が残っている。3件はミズーリ州裁判所で係属中であり、ベアーハガーの製造物責任訴訟と医療過誤訴訟を併合した。ミズーリ訴訟の1件は、2022年9月及び10月に裁判が行われ、陪審はすべての請求について3Mに有利な評決を下した。別のミズーリ訴訟は、2024年に裁判が予定されている。ベアーハガーの製造物責任訴訟と医療過誤訴訟を併合した1件がアラバマ州エトワ郡にもある。3Mは、テキサス州ヒダルゴ郡に提起された最後の州裁判所訴訟について、軽微な金額で解決した。

当社は前述のとおり、ミネソタ州裁判所で61件の訴訟で被告となっている。2018年1月、ミネソタ州裁判所は原告の専門家を排除し、一般因果関係に関する略式判決を求める3Mの申し立てを認めた。ミネソタ州控訴裁判所は、州裁判所命令を全面的に肯定し、ミネソタ州最高裁判所は原告の再審請求を否定し、2019年に最終的な棄却が下され、事実上ミネソタ州裁判所の訴訟が終了した。

2016年6月、当社は、代表的な原告の主張として、ベアーハガー<sup>™</sup>患者加温装置の使用により、関節形成手術、心循環系手術他、様々な外科的処置を受けその後手術部位感染を発症した全てのカナダ居住者のためにオンタリオ州高等裁判所に提出された暫定集団訴訟についての送達を受けた。原告代表は、MDLで主張されたものと類似の理論に基づき、カナダ法の下での救済（懲罰的損害賠償を含む。）を求めている。

ここに記述した製造物責任訴訟問題に係る賠償について引き当てられた額については、見越し額を超過して損失が発生する可能性、またその額については、現時点で見積もることはできない。

#### 証券及び株主訴訟

2019年7月、重労働者及び一般労働者地区472&172福利厚生基金は、当社、その前会長兼CEO、現会長兼CEO及び前CFOに対し、ニュージャージー州連邦地方裁判所において暫定有価証券集団訴訟を提起した。2019年8月、個人の原告が同地区で同様の暫定有価証券集団訴訟を起こした。原告らは、被告らがPFASに関連する3Mの責任リスクについて虚偽かつ誤解を招く記述を行ったと主張し、1934年証券取引所法第10条(b)項及びSEC規則10b-5項に基づき、全被告に対して、また1934年証券取引所法第20条(a)項に基づき、各個人被告に対して、損害賠償請求を提起している。2019年10月、裁判所は当該有価証券集団訴訟を統合し、筆頭原告グループを任命した。2020年1月、被告は、ミネソタ州連邦地方裁判所に裁判地移転の申立てをした。2020年8月、裁判所は、裁判地移転の申立てを否定し、2020年9月、被告人らは、第3巡回控訴裁判所に対し、職務執行令状の申立てを行った。2020年11月、連邦控訴裁判所は、3Mが職務執行令状を求める申立てを認め、本訴訟をミネソタ州連邦裁判所に移管するようニュージャージー州連邦裁判所に指示した。被告は、2021年1月、本訴訟を却下する旨の申立てを提出し、2021年9月、ミネソタ連邦裁判所は証券集団訴訟を却下する旨の3Mの申立てを認め、判決は現在最終的である。

2019年10月、ニュージャージー州地区連邦地方裁判所に、当社並びに現役員及び元役員の一部に対し、株主派生訴訟が提起された。2019年11月及び12月、ミネソタ州裁判所に2件の追加派生訴訟が提起された。派生訴訟は、上記の暫定有価証券集団訴訟と同様の事実上の主張に依拠する。ミネソタ州裁判所訴訟は統合され、証券集団訴訟の棄却を求める申立てについての決定が出るまで停止され、また、ミネソタ州原告は、後述する連邦派生訴訟の却下の申立てに決定が下されるまで、訴訟をさらに停止することに合意した。2020年10月、ニュージャージー州地区連邦地方裁判所において係属中であった派生訴訟は、必要な期間内に訴状を提供できなかったとして、却下された。

2020年8月、以前に帳簿及び記録を提出していた株主が、3M及びその現在及び元執行役員及び取締役数人に対して、ニュージャージー州連邦地方裁判所に追加の追隨的な派生訴訟を提起した。この派生訴訟は、ミネソタ連邦裁判所に移送されており、上述した暫定証券集団訴訟と同様の事実主張に依拠している。2021年2月、ミネソタ地区において追加的な株主派生訴訟が提起され、上述した暫定証券集団訴訟と同様の事実上の主張がなされた。ミネソタ連邦裁判所は、これらの連邦派生訴訟を統合し、証券集団訴訟の却下の申立ての係争の期間中停止した。ミネソタ連邦裁判所の原告は、その後

2022年2月までに修正訴状を提出した。被告は、2022年5月、統合された連邦派生訴訟を却下する方向で動いた。原告らは、2022年8月に却下の申立てに異議申立てを行い、被告らは2022年10月に答弁書を提出した。口頭弁論は2023年1月に行われた。

#### 連邦虚偽記載請求取締法／クイタム(Qui Tam)訴訟

2019年10月、3Mは、アセリティ・インク、並びにキネティック・コンセプト・インク及びKCI USA, Inc.を含むそのKCI子会社を取得した。KCI事業体によるSECへの提出書類で既に開示されているように、キネティック・コンセプト・インクは2009年、米国保健社会福祉省監察総監室から召喚状を受け取った。2011年、政府の審査が終了し、以下にさらに述べる2つのクイタム訴訟への介入を否定する決定を受けて、クイタム告発者-原告の申立ては公開された。

2008年キネティック・コンセプト・インクとKCI USA, Inc.(以下、併せて「KCI被告」という)を相手取り、カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所において2名の元従業員が起こした2件のクイタム訴訟を受け、政府の調査が行われた。3Mが以前開示した通り、1件のクイタム訴訟(「ゲデッケ訴訟」)は2022年1月に却下された。残りの訴訟(「ハートペンス訴訟」)では、訴状では、KCI被告がV.A.C.®セラピーの請求において、耐久性医療機器医療管理契約者が発行した地域補償決定と一致しない方法で虚偽又は不正請求を連邦医療プログラムに提出することにより連邦虚偽請求取締法に違反したとし、金銭的損害賠償を求めている。

2019年6月、地方裁判所は、告発原告側の主張について、すべてKCI被告側の主張を認める略式判決を下した。告発した原告らは、これを受け、第9巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。ハートペンス訴訟における口頭弁論は2020年7月に行われた。控訴裁判所は、2022年8月、地方裁判所の判決を破棄し、更に手続きを進めるために本件を差し戻す意見書を発出した。地方裁判所は、2023年1月、訴訟の期限が設定されていない状況に関する確認会議を開催した。訴訟は、未だに公判前段階にある。

本項に記載されている債務が計上された事項に関しては、計上された金額が当社の連結経営成績又は財務状態に重大な影響を与えるものではない。

#### コンプライアンス事項

当社は、社内プロセスを通じて、中国に拠点を置く特定の事業グループによる販売活動から生じる、特定の出張及び関連する資金調達並びに記録保持の問題を発見した。当社は、当該支出が米国海外腐敗行為防止法(FCPA)又はその他の適用可能な腐敗防止法に違反している可能性があるかを判断するため、社内調査を開始した。社外弁護士及び犯罪科学会計事務所に依頼し調査を行っている。2019年7月には、司法省及び証券取引委員会双方に自主的に本調査を開示し、両機関とも協力している。当社は、この時点で、潜在的な解決に関して協議中であるが、司法省又は証券取引委員会が取る可能性のある最終的結果又は措置を予測することはできない。

## 6 財務情報

以下は、2022年12月31日に終了した事業年度に係るForm 10-Kに記載の連結財務書類から抜粋したものである。

### (1) 連結損益計算書

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

|                          | 12月31日に終了した事業年度 |           |           |
|--------------------------|-----------------|-----------|-----------|
|                          | 2022年           | 2021年     | 2020年     |
| 純売上高                     | \$ 34,229       | \$ 35,355 | \$ 32,184 |
| 営業費用                     |                 |           |           |
| 売上原価                     | 19,232          | 18,795    | 16,605    |
| 販売費及び一般管理費               | 9,049           | 7,197     | 6,929     |
| 研究開発費及び関連費用              | 1,862           | 1,994     | 1,878     |
| 事業売却益                    | (2,724)         | -         | (389)     |
| のれん減損費用                  | 271             | -         | -         |
| 営業費用合計                   | 27,690          | 27,986    | 25,023    |
| 営業利益                     | 6,539           | 7,369     | 7,161     |
| その他費用（利益）－純額             | 147             | 165       | 366       |
| 法人税等考慮前利益                | 6,392           | 7,204     | 6,795     |
| 法人税等引当金                  | 612             | 1,285     | 1,337     |
| 連結グループ利益                 | 5,780           | 5,919     | 5,458     |
| 非連結子会社利益（損失）（税控除後）       | 11              | 10        | (5)       |
| 非支配持分を含む当期純利益            | \$ 5,791        | \$ 5,929  | \$ 5,453  |
| 控除：非支配持分に帰属する当期純利益（損失）   | 14              | 8         | 4         |
| 3M社に帰属する当期純利益            | \$ 5,777        | \$ 5,921  | \$ 5,449  |
| 3M社の発行済加重平均普通株式数－基本      | 566.0           | 579.0     | 577.6     |
| 3M社の普通株主に帰属する基本1株当たり利益   | \$ 10.21        | \$ 10.23  | \$ 9.43   |
| 3M社の発行済加重平均普通株式数－希薄化後    | 567.6           | 585.3     | 582.2     |
| 3M社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益 | \$ 10.18        | \$ 10.12  | \$ 9.36   |

### (2) 連結包括利益（損失）計算書

(単位：百万ドル)

|                      | 12月31日に終了した事業年度 |          |          |
|----------------------|-----------------|----------|----------|
|                      | 2022年           | 2021年    | 2020年    |
| 非支配持分を含む当期純利益        | \$ 5,791        | \$ 5,929 | \$ 5,453 |
| その他の包括利益（損失）（税控除後）   |                 |          |          |
| 累積為替換算調整             | (893)           | (494)    | 447      |
| 確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整 | 915             | 1,345    | 106      |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ        | 47              | 119      | (142)    |
| その他の包括利益（損失）合計（税控除後） | 69              | 970      | 411      |
| 非支配持分を含む包括利益（損失）     | 5,860           | 6,899    | 5,864    |
| 非支配持分に帰属する包括（利益）損失   | (6)             | (7)      | (2)      |
| 3M社に帰属する包括利益（損失）     | \$ 5,854        | \$ 6,892 | \$ 5,862 |



## (3) 連結貸借対照表

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

|                                           | 2022年<br>12月31日現在 | 2021年<br>12月31日現在 |
|-------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| (資産)                                      |                   |                   |
| 流動資産                                      |                   |                   |
| 現金預金及び現金同等物                               | \$ 3,655          | \$ 4,564          |
| 市場性のある有価証券-流動資産に属するもの                     | 238               | 201               |
| 売掛債権-174百万ドル及び189百万ドルの引当                  |                   |                   |
| 金控除後純額                                    | 4,532             | 4,660             |
| 棚卸資産                                      |                   |                   |
| 製品                                        | 2,497             | 2,196             |
| 仕掛品                                       | 1,606             | 1,577             |
| 原材料及び貯蔵品                                  | 1,269             | 1,212             |
| 棚卸資産合計                                    | 5,372             | 4,985             |
| 前払金                                       | 435               | 654               |
| その他の流動資産                                  | 456               | 339               |
| 流動資産合計                                    | 14,688            | 15,403            |
| 有形固定資産                                    |                   |                   |
| 控除：減価償却累計額                                | (16,820)          | (17,784)          |
| 有形固定資産-純額                                 | 9,178             | 9,429             |
| オペレーティングリース使用権資産                          |                   |                   |
| のれん                                       | 829               | 858               |
| 無形固定資産-純額                                 | 12,790            | 13,486            |
| その他の資産                                    | 4,699             | 5,288             |
| 資産合計                                      | \$ 4,271          | \$ 2,608          |
| (負債)                                      |                   |                   |
| 流動負債                                      |                   |                   |
| 短期借入金及び1年以内に期限を迎える長期債務                    | \$ 1,938          | \$ 1,307          |
| 買掛債務                                      | 3,183             | 2,994             |
| 未払給与                                      | 692               | 1,020             |
| 未払法人税等                                    | 259               | 260               |
| オペレーティングリース負債-流動負債に属するもの                  | 261               | 263               |
| その他の流動負債                                  | 3,190             | 3,191             |
| 流動負債合計                                    | 9,523             | 9,035             |
| 長期債務                                      |                   |                   |
| 年金及び退職後給付                                 | 14,001            | 16,056            |
| オペレーティングリース負債                             | 1,966             | 2,870             |
| その他の負債                                    | 580               | 591               |
| 負債合計                                      | \$ 5,615          | \$ 3,403          |
| 契約債務及び偶発債務                                |                   |                   |
| (株主持分)                                    |                   |                   |
| 3M社の株主持分：                                 |                   |                   |
| 普通株式（額面0.01ドル（1円）発行済株式数：944,033,056株      | \$ 9              | \$ 9              |
| 発行済株式数（自己株式除く） - 2022年12月31日：549,245,105株 |                   |                   |
| 発行済株式数（自己株式除く） - 2021年12月31日：571,845,478株 |                   |                   |
| 資本剰余金                                     | 6,691             | 6,429             |
| 留保利益                                      | 47,950            | 45,821            |
| 自己株式（原価）                                  | (33,255)          | (30,463)          |
| その他の包括利益（損失）累積額                           | (6,673)           | (6,750)           |
| 3M社の株主持分合計                                | 14,722            | 15,046            |
| 非支配持分                                     |                   |                   |
| 株主持分合計                                    | \$ 48             | \$ 71             |
| 負債及び株主持分合計                                | \$ 14,770         | \$ 15,117         |
|                                           | \$ 46,455         | \$ 47,072         |





(4) 連結株主持分変動計算書

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

|                                          | 3M社の株主    |                     |            |             |                         |           |
|------------------------------------------|-----------|---------------------|------------|-------------|-------------------------|-----------|
|                                          | 合計        | 普通株式<br>及び資本<br>剰余金 | 繰上<br>留保利益 | 自己株式        | その他の包<br>括利益（損<br>失）累積額 | 非支配持<br>分 |
| <b>2019年12月31日現在残高</b>                   | 10,126    | 5,916               | 42,130     | (29,849)    | (8,134)                 | 63        |
| 当期純利益                                    | 5,453     |                     | 5,449      |             |                         | 4         |
| その他の包括利益（損失）（税<br>控除後）：                  |           |                     |            |             |                         |           |
| 累積為替換算調整                                 | 447       |                     |            |             | 449                     | (2)       |
| 確定給付年金及び退職後給付<br>制度に伴う調整                 | 106       |                     |            |             | 106                     |           |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ<br>商品－未実現利益（損失）            | (142)     |                     |            |             | (142)                   |           |
| その他の包括利益（損失）<br>合計（税控除後）                 | 411       |                     |            |             |                         |           |
| 配当金（１株当たり5.88ド<br>ル）                     | (3,388)   |                     | (3,388)    |             |                         |           |
| 非支配持分の購入                                 | (1)       |                     |            |             |                         | (1)       |
| 株式報酬費用                                   | 255       | 255                 |            |             |                         |           |
| 再取得株式                                    | (358)     |                     |            | (358)       |                         |           |
| ストック・オプション・プラ<br>ン及びベネフィット・プラン<br>に基づく発行 | 433       |                     | (370)      | 803         |                         |           |
| <b>2020年12月31日現在残高</b>                   | 12,931    | 6,171               | 43,821     | (29,404)    | (7,721)                 | 64        |
| 当期純利益                                    | 5,929     |                     | 5,921      |             |                         | 8         |
| その他の包括利益（損失）（税<br>控除後）：                  |           |                     |            |             |                         |           |
| 累積為替換算調整                                 | (494)     |                     |            |             | (493)                   | (1)       |
| 確定給付年金及び退職後給付<br>制度に伴う調整                 | 1,345     |                     |            |             | 1,345                   |           |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ<br>商品－未実現利益（損失）            | 119       |                     |            |             | 119                     |           |
| その他の包括利益（損失）<br>合計（税控除後）                 | 970       |                     |            |             |                         |           |
| 配当金（１株当たり5.92ド<br>ル）                     | (3,420)   |                     | (3,420)    |             |                         |           |
| 株式報酬費用                                   | 267       | 267                 |            |             |                         |           |
| 再取得株式                                    | (2,199)   |                     |            | (2,199)     |                         |           |
| ストック・オプション・プラ<br>ン及びベネフィット・プラン<br>に基づく発行 | 639       |                     | (501)      | 1,140       |                         |           |
| <b>2021年12月31日現在残高</b>                   | \$ 15,117 | \$ 6,438            | \$ 45,821  | \$ (30,463) | \$ (6,750)              | \$ 71     |
| 当期純利益                                    | 5,791     |                     | 5,777      |             |                         | 14        |
| その他の包括利益（損失）（税<br>控除後）：                  |           |                     |            |             |                         |           |
| 累積為替換算調整                                 | (893)     |                     |            |             | (885)                   | (8)       |
| 確定給付年金及び退職後給付<br>制度に伴う調整                 | 915       |                     |            |             | 915                     |           |

|                                  |             |             |             |             |            |       |
|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------|
| キャッシュ・フロー・ヘッジ<br>商品－未実現利益（損失）    | 47          |             |             |             | 47         |       |
| その他の包括利益（損失）<br>合計（税控除後）         | 69          |             |             |             |            |       |
| 配当金（１株当たり5.96ドル）                 | (3,369)     |             | (3,369)     |             |            |       |
| 株式報酬費用                           | 262         | 262         |             |             |            |       |
| 再取得株式                            | (1,464)     |             | (1,464)     |             |            |       |
| 非支配持分への配当                        | (29)        |             |             |             | (29)       |       |
| 食品安全事業の分離                        | (1,988)     |             | (1,988)     |             |            |       |
| ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく発行 | 381         |             | (279)       | 660         |            |       |
| 2022年12月31日現在残高                  | \$ 14,770   | \$ 6,700    | \$ 47,950   | \$ (33,255) | \$ (6,673) | \$ 48 |
| 12月31日に終了した事業年度                  |             |             |             |             |            |       |
| 株式の補足情報                          | 2022年       | 2021年       | 2020年       |             |            |       |
| 自己株式                             |             |             |             |             |            |       |
| 期首残高                             | 372,187,578 | 366,283,418 | 368,848,221 |             |            |       |
| 再取得株式                            | 10,865,635  | 11,834,681  | 2,286,109   |             |            |       |
| 食品安全事業の分離                        | 15,989,536  | -           | -           |             |            |       |
| ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく発行 | (4,254,798) | (5,930,521) | (4,850,912) |             |            |       |
| 期末残高                             | 394,787,951 | 372,187,578 | 366,283,418 |             |            |       |

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(百万ドル)

|                                             | 2022年    | 2021年    | 2020年    |
|---------------------------------------------|----------|----------|----------|
| <b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>                     |          |          |          |
| 非支配持分を含む当期純利益                               | \$ 5,791 | \$ 5,929 | \$ 5,453 |
| 非支配持分を含む当期純利益と営業活動より獲得された現金預金純額との調整         |          |          |          |
| 減価償却費及び償却費                                  | 1,831    | 1,915    | 1,911    |
| 長期及び無期限資産減損費用                               | 618      | -        | 6        |
| のれん減損費用                                     | 271      | -        | -        |
| 年金及び退職後給付制度への拠出                             | (158)    | (180)    | (156)    |
| 年金及び退職後給付費用                                 | 178      | 206      | 322      |
| 株式報酬費用                                      | 263      | 274      | 262      |
| 事業売却益                                       | (2,724)  | -        | (389)    |
| 繰延法人税                                       | (663)    | (166)    | (165)    |
| 資産及び負債の増減                                   |          |          |          |
| 売掛債権                                        | (105)    | (122)    | 165      |
| 棚卸資産                                        | (629)    | (903)    | (91)     |
| 買掛債務                                        | 111      | 518      | 252      |
| 未払法人税等(短期及び長期)                              | (47)     | (244)    | 132      |
| その他—純額                                      | 854      | 227      | 411      |
| 営業活動より獲得された（営業活動に使用された）現金預金純額               | 5,591    | 7,454    | 8,113    |
| <b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>                     |          |          |          |
| 有形固定資産の購入                                   | (1,749)  | (1,603)  | (1,501)  |
| 有形固定資産及びその他の資産の売却による手取金                     | 200      | 51       | 128      |
| 事業取得—取得現金控除後                                | -        | -        | (25)     |
| 市場性のある有価証券及び投資の購入                           | (1,250)  | (2,202)  | (1,579)  |
| 市場性のある有価証券及び投資の満期および売却による手取金                | 1,261    | 2,406    | 1,811    |
| 事業売却による手取金—売却現金控除後                          | 13       | -        | 576      |
| 食品安全事業分離による現金支払—売却現金控除後                     | 478      | -        | -        |
| その他—純額                                      | 1        | 31       | 10       |
| 投資活動より稼得された（投資活動に使用された）現金預金純額               | (1,046)  | (1,317)  | (580)    |
| <b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>                     |          |          |          |
| 短期債務の増減—純額                                  | 340      | (2)      | (143)    |
| （90日より後に期限を迎える）債務の返済                        | (1,179)  | (1,144)  | (3,482)  |
| （90日より後に期限を迎える）債務による手取金                     | 1        | 1        | 1,750    |
| 自己株式の取得                                     | (1,464)  | (2,199)  | (368)    |
| ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく自己株式の交付による手取金 | 381      | 639      | 429      |
| 株主への支払配当                                    | (3,369)  | (3,420)  | (3,388)  |
| その他—純額                                      | (60)     | (20)     | (98)     |
| 財務活動より稼得された（財務活動に使用された）現金預金純額               | (5,350)  | (6,145)  | (5,300)  |
| 現金預金及び現金同等物に対する為替レート変動による影響額                | (104)    | (62)     | 48       |
| 現金預金及び現金同等物の純増加（減少）                         | (909)    | (70)     | 2,281    |
| 現金預金及び現金同等物の期首残高                            | 4,564    | 4,634    | 2,353    |
| 現金預金及び現金同等物の期末残高                            | \$ 3,655 | \$ 4,564 | \$ 4,634 |

## 第四部【組込情報】

外国会社報告書  
（自2021年1月1日至2021年12月31日）

2022年4月19日 関東財務局長に提出

外国会社半期報告書  
（自2022年1月1日至2022年6月30日）

2022年9月22日 関東財務局長に提出

なお、上記外国会社報告書（2022年4月19日提出）及び外国会社半期報告書（2022年9月22日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4- 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。